

環境省告示第五十五号

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十九条第一項の規定に基づき、自動車排出ガスの量の許容限度（昭和四十九年一月環境庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月二十一日

環境大臣 大塚 珠代

別表第一を次のように改める。

一酸化炭素	ガソリン又は大気汚染防止法第二条第十四項の自動車及び原動機付自転車を定める省令（昭和四十三年運輸省令第五十八号）に規定する液化石油ガス（以下「液化石油ガス」という。）を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（乗車定員が十人のものであつて、法第四十条第三号に規	冷機状態でのWLT C による測定	一キロメートル走行当たり二・〇三 グラム
-------	---	-------------------------	-------------------------

<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、最高車速が百二十キロメートル毎時以上のもの（専ら乗用の用に供するものを除く。）</p>	<p>定する車両総重量（以下「車両総重量」という。）が三千五百キログラムを超えるもの及び二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）並びにガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、専ら乗用の用に供するもの</p>
<p>冷機状態でのWLT</p>	<p>冷機状態でのWLT Cによる測定</p>
<p>一キロメートル走</p>	<p>一キロメートル走行当たり七・〇六グラム</p>

<p>る軽自動車であつて、最高車速が百二十キロメートル毎時未満のもの（専ら乗用の用に供するものを除く。）</p>	<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの及び二輪自動車</p>
<p>C による測定</p>	<p>冷機状態でのWLT C による測定</p>	<p>JE0五モードをガソリン重量車用車速変換プログラムにより変換した運転モードによる測定</p>
<p>行当たり七・〇六グラム</p>	<p>一キロメートル走行当たり四・四八グラム</p>	<p>一キロワット時当たり二十一・三グラム</p>

<p>を除く。)</p>	<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（乗車定員が十人のものであつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの及び二輪自動車を除く。）及び車両総重量が三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの</p>
	<p>冷機状態でのWLT Cによる測定</p>	<p>W H S Cによる測定 並びに暖機状態での W H T Cによる測定 及び冷機状態でのW</p>
	<p>一キロメートル走行 当たり〇・八八 グラム</p>	<p>一キロワット時 当たり二・九五 グラム</p>

及び二輪自動車を除く。）

H T C による測定であつて、暖機状態での W H T C による排出ガス量に 〇・八六を乗じた値と冷機状態を乗じた値と冷機状態での W H T C による仕事量に 〇・一四を乗じた値との和で除した値

<p>ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）</p>	<p>冷機状態でのW M T C（低速パート1）による測定及び暖機状態でのW M T C（低速パート2）による測定であつて、冷機状態でのW M T C（低速パート1）による排出ガス量に〇・三を乗じた値と暖機状態でのW M T C（低速パート2）による排出ガス量に〇・七を乗じた値との和</p>	<p>一キロメートル走行当たり一・五八グラム</p>
--	--	----------------------------

<p>ガソリンを燃料とする小型自動車（最 高速度が百十五キロメートル毎時以上 百三十キロメートル毎時未満の二輪自 動車に限る。）</p>	<p>冷機状態でのWMT C（パート1）によ る測定及び暖機状態 でのWMT C（パー ト2）による測定で あつて、冷機状態で のWMT C（パート 1）による排出ガス 量に〇・三を乗じた 値と暖機状態でのW MTC（パート2） による排出ガス量に 〇・七を乗じた値と の和</p>	<p>一キロメートル走 行当たり一・五八 グラム</p>
<p>ガソリンを燃料とする小型自動車（最</p>	<p>冷機状態でのWMT</p>	<p>一キロメートル走</p>

<p>高速度が百三十キロメートル毎時以上 百四十キロメートル毎時未満の二輪自 動車に限る。）</p>	<p>C（パート1）による測定、暖機状態でのWMT C（パート2）による測定及び暖機状態でのWMT C（低速パート3）による測定であつて、冷機状態でのWMT C（パート1）による排出ガス量に〇・二五を乗じた値と暖機状態でのWMT C（パート2）による排出ガス量に〇・五を乗じた値と暖機状態でのWMT C（</p>	<p>行当たり一・五八 グラム</p>
--	--	-------------------------



	<p>低速パート3)による排出ガス量に0・二五を乗じた値との和</p>	
<p>ガソリンを燃料とする小型自動車(最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。)</p>	<p>冷機状態でのWMT C(パート1)による測定、暖機状態でのWMT C(パート3)による測定であつて、冷機状態でのWMT C(パート1)による排出ガス量に0・二</p>	<p>一キロメートル走行当たり一・五八グラム</p>

<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車であ ツト未満のもの</p>	<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とす る大型特殊自動車であつて、定格出力 が十九キロワット以上五百六十キロワ ット未満のもの</p>	
<p>八モードによる測定</p>	<p>七モードによる測定</p>	<p>五を乗じた値と暖機 状態でのW M T C (パ ート2) による排 出ガス量に〇・五を 乗じた値と暖機状態 でのW M T C (パ ート3) による排出ガ ス量に〇・二五を乗 じた値との和</p>
<p>一キロワット時当</p>	<p>一キロワット時当 たり二十六・六グ ラム</p>	

---

つて、定格出力が十九キロワット以上  
三十七キロワット未満のもの

---

又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・九を乗じた値との和を暖機状態でのNRTCによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTC

たり六・五グラム

	<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上七十五キロワット未満のもの</p>
<p>Cによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値</p>	<p>八モードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・</p>
	<p>一キロワット時当たり六・五グラム</p>

	<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの</p>
<p>一を乗じた値との和を暖機状態でのNRTCによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値</p>	<p>八モードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態</p>
	<p>一キロワット時当たり六・五グラム</p>

<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以</p>	
<p>又はRMCによる測定</p>	<p>でのNRTCによる排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・一を乗じた値との和</p>
<p>たり四・六グラム</p>	

---

上五百六十キロワット未満のもの

---

定並びに暖機状態での N R T C による測定及び冷機状態での N R T C による測定であつて、暖機状態での N R T C による排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態での N R T C による排出ガス量に〇・九を乗じた値との和を暖機状態での N R T C による仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態での N R T C による仕事量に〇

---

	<p>非メタン炭 化水素（排 気管から排 出されるも のに限る。 ）</p>
	<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（乗車定員が十人のものであつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの及び二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）並びにガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、専ら乗用の用に供するもの</p>
<p>・一を乗じた値との 和で除した値</p>	<p>冷機状態でのWLT C による測定</p>
	<p>一キロメートル走行 当たり〇・一六 グラム</p>



<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、最高車速が百二十キロメートル毎時以上のもの（専ら乗用の用に供するものを除く。）</p>	<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、最高車速が百二十キロメートル毎時未満のもの（専ら乗用の用に供するものを除く。）</p>	<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>
<p>冷機状態でのWLT Cによる測定</p>	<p>冷機状態でのWLT Cによる測定</p>	<p>冷機状態でのWLT Cによる測定</p>
<p>一キロメートル走行当たり〇・一六グラム</p>	<p>一キロメートル走行当たり〇・一六グラム</p>	<p>一キロメートル走行当たり〇・二三グラム</p>

<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超え、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>ＪＥ〇五モードをガソリン重量車用車速変換プログラムにより変換した運転モードによる測定</p>	<p>一キロワット時当たり〇・三ーグラム</p>
<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（乗車定員が十人のものであつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの及び二輪自動車を除く。）及び車両総重量が三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下</p>	<p>冷機状態でのWLT C による測定</p>	<p>一キロメートル走行当たり〇・〇三七グラム</p>

<p>のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>
	<p>W H S C による測定並びに暖機状態での W H T C による測定及び冷機状態での W H T C による測定であつて、暖機状態での W H T C による排出ガス量に〇・八六を乗じた値と冷機状態での W H T C による排出ガス量に〇・一四を乗じた値との和を暖機状態での W</p>
<p>一キロワット時当たり〇・二三グラム</p>	

	<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上三十七キロワット未満のもの</p>
<p>H T C による仕事量に 〇・八六を乗じた値と冷機状態での W H T C による仕事量に 〇・一四を乗じた値との和で除した値</p>	<p>八モードによる測定又は R M C による測定並びに暖機状態での N R T C による測定及び冷機状態での N R T C による測定であつて、暖機状態での N R T C による排出ガス量に 〇・九</p>
	<p>一キロワット時当たり 〇・九グラム</p>

	<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満のもの</p>
<p>を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・一を乗じた値との和を暖機状態でのNRTCによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値</p>	<p>八モードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNRTCによる測</p>
	<p>一キロワット時当たり〇・九グラム</p>

---

---

定及び冷機状態での  
N R T C による測定  
であつて、暖機状態  
での N R T C による  
排出ガス量に〇・九  
を乗じた値と冷機状  
態での N R T C によ  
る排出ガス量に〇・  
一を乗じた値との和  
を暖機状態での N R  
T C による仕事量に  
〇・九を乗じた値と  
冷機状態での N R T  
C による仕事量に〇  
・一を乗じた値との  
和で除した値

---

<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満のもの</p>	<p>ハモードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・一を乗じた値との和を暖機状態でのNRTCによる仕事量に</p>	<p>一キロワット時当たり〇・二五グラム</p>
---	--	--------------------------

	<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの</p>
<p>○・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に○・一を乗じた値との和で除した値</p>	<p>八モードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガス量に○・九を乗じた値と冷機状</p>
	<p>一キロワット時当たり○・二五グラム</p>



	<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの</p>
<p>態でのNRTCによる排出ガス量に○・一を乗じた値との和を暖機状態でのNRTCによる仕事量に○・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に○・一を乗じた値との和で除した値</p>	<p>八モードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態での</p>
	<p>一キロワット時当たり○・二五グラム</p>

N R T C による測定  
であつて、暖機状態  
での N R T C による  
排出ガス量に 〇・九  
を乗じた値と冷機状  
態での N R T C によ  
る排出ガス量に 〇・  
一を乗じた値との和  
を暖機状態での N R  
T C による仕事量に  
〇・九を乗じた値と  
冷機状態での N R T  
C による仕事量に 〇  
・一を乗じた値との  
和で除した値

炭化 水素 排気管 から排 出され るもの	
ガソリンを燃料とする小型自動車（最 高速度が百十五キロメートル毎時未満 の二輪自動車に限る。）	
冷機状態でのWMT C（低速パート1） による測定及び暖機 状態でのWMT C（ 低速パート2）によ る測定であつて、冷 機状態でのWMT C （低速パート1）に よる排出ガス量に○ ・三を乗じた値と暖 機状態でのWMT C （低速パート2）に よる排出ガス量に○ ・七を乗じた値との 和	
一キロメートル走 行当たり○・二四 グラム	

<p>ガソリンを燃料とする小型自動車（最 高速度が百十五キロメートル毎時以上 百三十キロメートル毎時未満の二輪自 動車に限る。）</p>	<p>冷機状態でのWMT C（パート1）によ る測定及び暖機状態 でのWMT C（パー ト2）による測定で あつて、冷機状態で のWMT C（パート 1）による排出ガス 量に〇・三を乗じた 値と暖機状態でのW MTC（パート2） による排出ガス量に 〇・七を乗じた値と の和</p>	<p>一キロメートル走 行当たり〇・二四 グラム</p>
<p>ガソリンを燃料とする小型自動車（最</p>	<p>冷機状態でのWMT</p>	<p>一キロメートル走</p>

<p>高速度が百三十キロメートル毎時以上 百四十キロメートル毎時未満の二輪自 動車に限る。）</p>	<p>C（パート1）による測定、暖機状態でのWMT C（パート2）による測定及び暖機状態でのWMT C（低速パート3）による測定であつて、冷機状態でのWMT C（パート1）による排出ガス量に〇・二五を乗じた値と暖機状態でのWMT C（パート2）による排出ガス量に〇・五を乗じた値と暖機状態でのWMT C（</p>	<p>行当たり〇・二一 グラム</p>
--	--	-------------------------

	<p>低速パート3)による排出ガス量に0・二五を乗じた値との和</p>	
<p>ガソリンを燃料とする小型自動車(最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。)</p>	<p>冷機状態でのWMT C(パート1)による測定、暖機状態でのWMT C(パート3)による測定であつて、冷機状態でのWMT C(パート1)による排出ガス量に0・二</p>	<p>一キロメートル走行当たり0・二一グラム</p>

ブロー	
ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃	<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの</p>
一走行による測定	<p>七モードによる測定</p> <p>五を乗じた値と暖機状態でのW M T C（パート2）による排出ガス量に〇・五を乗じた値と暖機状態でのW M T C（パート3）による排出ガス量に〇・二五を乗じた値との和</p>
〇グラム	<p>一キロワット時当たり〇・八〇グラム</p>

窒素酸化物			
	蒸発ガスとし て排出 される もの	もの	バイガ スとし て排出 される もの
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人	ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車	軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車
冷機状態でのWLT Cによる測定	一走行による測定	一走行による測定	
一キロメートル走行当たり〇・〇八グラム	二・〇グラム	〇グラム	



<p>以下のもの（乗車定員が十人のものであつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの及び二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）並びにガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、専ら乗用の用に供するもの</p>	<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、最高車速が百二十キロメートル毎時以上のもの（専ら乗用の用に供するものを除く。）</p>	<p>冷機状態でのWLT C による測定</p>
<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とす</p>	<p>冷機状態でのWLT C による測定</p>	<p>一キロメートル走 行当たり〇・〇八 グラム</p>
<p>冷機状態でのWLT</p>	<p>一キロメートル走 行当たり〇・〇八 グラム</p>	<p>一キロメートル走</p>

<p>る軽自動車であつて、最高車速が百二十キロメートル毎時未満のもの（専ら乗用の用に供するものを除く。）</p>	<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの及び二輪自動車</p>
<p>Ｃ による測定</p>	<p>冷機状態でのWLT Ｃ による測定</p>	<p>ＪＥ〇五モードをガソリン重量車用車速変換プログラムにより変換した運転モードによる測定</p>
<p>行当たり〇・〇八グラム</p>	<p>一キロメートル走行当たり〇・一グラム</p>	<p>一キロワット時当たり〇・九グラム</p>

<p>を除く。)</p>	<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（乗車定員が十人のものであつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの及び二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗</p>
	<p>冷機状態でのWLT C による測定</p>	<p>冷機状態でのWLT C による測定</p>
	<p>一キロメートル走行 当たり〇・二三 グラム</p>	<p>一キロメートル走行 当たり〇・三六 グラム</p>

<p>車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>
	<p>W H S C による測定並びに暖機状態での W H T C による測定及び冷機状態での W H T C による測定であつて、暖機状態での W H T C による排出ガス量に〇・八六を乗じた値と冷機状態での W H T C による排出ガス量に〇・一四を乗じた値との和を暖機状態での W</p>
	<p>一キロワット時当たり〇・七グラム</p>

	<p>ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）</p>
<p>H T C による仕事量に 〇・八六 を乗じた値と冷機状態での W H T C による仕事量に 〇・一四 を乗じた値との和で除した値</p>	<p>冷機状態での W M T C (低速パート1) による測定及び暖機状態での W M T C (低速パート2) による測定であつて、冷機状態での W M T C (低速パート1) による排出ガス量に 〇</p>
	<p>一キロメートル走行当たり 〇・一〇グラム</p>

	<p>ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）</p>
<p>・三を乗じた値と暖機状態でのW M T C（低速パート2）による排出ガス量に〇・七を乗じた値との和</p>	<p>冷機状態でのW M T C（パート1）による測定及び暖機状態でのW M T C（パート2）による測定であつて、冷機状態でのW M T C（パート1）による排出ガス量に〇・三を乗じた</p>
	<p>一キロメートル走行当たり〇・一〇グラム</p>

	<p>ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）</p>
<p>値と暖機状態でのW M T C（パート2）による排出ガス量に〇・七を乗じた値との和</p>	<p>冷機状態でのW M T C（パート1）による測定、暖機状態でのW M T C（パート2）による測定及び暖機状態でのW M T C（低速パート3）による測定であつて、冷機状態でのW M T C（パート1）に</p>
	<p>一キロメートル走行当たり〇・一四グラム</p>

<p>ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。）</p>	
<p>冷機状態でのWMT C（パート1）による測定、暖機状態でのWMT C（パート</p>	<p>よる排出ガス量に〇  ・二五を乗じた値と  暖機状態でのWMT C（パート2）による排出ガス量に〇・  五を乗じた値と暖機状態でのWMT C（低速パート3）による排出ガス量に〇・  二五を乗じた値との  和</p>
<p>グラム  一キロメートル走行当たり〇・一四</p>	



---

---

2) による測定及び  
暖機状態でのWMT  
C(パート3)によ  
る測定であつて、冷  
機状態でのWMT C  
(パート1)による  
排出ガス量に0・二  
五を乗じた値と暖機  
状態でのWMT C(パ  
ート2)による排  
出ガス量に0・五を  
乗じた値と暖機状態  
でのWMT C(パー  
ト3)による排出ガ  
ス量に0・二五を乗  
じた値との和

---

<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの</p>	<p>七モードによる測定</p>	<p>一キロワット時当たり〇・八〇グラム</p>
<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上三十七キロワット未満のもの</p>	<p>八モードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態</p>	<p>一キロワット時当たり五・三グラム</p>

	<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満のもの</p>
<p>態でのNRTCによる排出ガス量に○・一を乗じた値との和を暖機状態でのNRTCによる仕事量に○・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に○・一を乗じた値との和で除した値</p>	<p>八モードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態での</p>
	<p>一キロワット当たり五・三グラム</p>

N R T C による測定  
であつて、暖機状態  
での N R T C による  
排出ガス量に 〇・九  
を乗じた値と冷機状  
態での N R T C によ  
る排出ガス量に 〇・  
一を乗じた値との和  
を暖機状態での N R  
T C による仕事量に  
〇・九を乗じた値と  
冷機状態での N R T  
C による仕事量に 〇  
・一を乗じた値との  
和で除した値

---

軽油を燃料とする大型特殊自動車であ  
つて、定格出力が五十六キロワット以  
上七十五キロワット未満のもの

---

八モードによる測定  
又はRMCによる測  
定並びに暖機状態  
でのNRTCによる測  
定及び冷機状態  
でのNRTCによる測  
定であつて、暖機  
状態でのNRTCによ  
る排出ガス量に○・  
一を乗じた値との和  
を暖機状態でのNR  
TCによる仕事量に  
○・九を乗じた値と

---

一キロワット時当  
たり○・五三グラ  
ム

	<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの</p>
<p>冷機状態でのNRTCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値</p>	<p>ハモードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる</p>
	<p>一キロワット時当たり〇・五三グラム</p>

	<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの</p>
<p>る排出ガス量に○・ 一を乗じた値との和 を暖機状態でのNR TCによる仕事量に ○・九を乗じた値と 冷機状態でのNRT Cによる仕事量に○ ・一を乗じた値との 和で除した値</p>	<p>八モードによる測定 又はRMCによる測 定並びに暖機状態 でのNRTCによる測 定及び冷機状態 でのNRTCによる測定</p>
	<p>一キロワット時 当たり○・五三 グラム</p>

粒子状物質	
ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化	
冷機状態でのWLT	<p>であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・九を乗じた値との和を暖機状態でのNRTCによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に〇・九を乗じた値との和で除した値</p>
一キロメートル走	



<p>物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（乗車定員が十人のものであつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの及び二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）並びにガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する軽自動車であつて、専ら乗用の用に供するもの</p>	<p>Ｃ</p> <p>による測定</p>	<p>行当たり〇・〇〇七グラム</p>
<p>ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化</p>	<p>冷機状態でのWLT</p>	<p>一キロメートル走</p>

<p>物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する軽自動車であつて、最高車速が百二十キロメートル毎時以上のもの（専ら乗用の用に供するものを除く。）</p>	<p>ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する軽自動車であつて、最高車速が百二十キロメートル毎時未満のもの（専ら乗用の用に供するものを除く。）</p>	<p>ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する普通自動車又は小型自動車</p>
<p>Ｃによる測定</p>	<p>冷機状態でのWLT Ｃによる測定</p>	<p>冷機状態でのWLT Ｃによる測定</p>
<p>行当たり〇・〇〇 七グラム</p>	<p>一キロメートル走行当たり〇・〇〇 七グラム</p>	<p>一キロメートル走行当たり〇・〇〇 九グラム</p>

<p>車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供す</p>
	<p>ＪＥ〇五モードをガソリン重量車用車速変換プログラムにより変換した運転モードによる測定</p>	<p>冷機状態でのWLT C による測定</p>
<p>一キロワット時当たり〇・〇一三グラム</p>		<p>一キロメートル走行当たり〇・〇〇</p>

<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型          軽油を燃料とする普通自動車又は小型          自動車であつて、車両総重量が千七百          キログラムを超え三千五百キログラム          以下のもの（専ら乗用の用に供する乗          車定員十人以下のもの及び二輪自動車          を除く。）</p>	<p>る乗車定員十人以下のもの（乗車定員          が十人のものであつて、車両総重量が          三千五百キログラムを超えるもの及び          二輪自動車を除く。）及び車両総重量          が千七百キログラム以下のもの（専ら          乗用の用に供する乗車定員十人以下の          もの及び二輪自動車を除く。）</p>
<p>W H S C による測定</p>	<p>冷機状態での W L T          C による測定</p>
<p>一キロワット時当</p>	<p>九グラム          一キロメートル走          行当たり〇・〇一          三グラム</p>

---

自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの及び二輪自動車を除く。）

---

並びに暖機状態でのW H T Cによる測定及び冷機状態でのW H T Cによる測定であつて、暖機状態でのW H T Cによる排出ガス量に〇・八六を乗じた値と冷機状態でのW H T Cによる排出ガス量に〇・一四を乗じた値との和を暖機状態でのW H T Cによる仕事量に〇・八六を乗じた値と冷機状態でのW H T Cによる仕事量

---

たり〇・〇一三グラム

	<p>に〇・一四を乗じた 値との和で除した値</p>	
<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車であ つて、定格出力が十九キロワット以上 三十七キロワット未満のもの</p>	<p>八モードによる測定 又はRMCによる測 定並びに暖機状態 のNRTCによる測 定及び冷機状態 NRTCによる測定 であつて、暖機 状態でのNRTC による排出ガス 量に〇・九を 乗じた値と冷機 状態でのNRTC による排出ガス 量に〇・一を 乗じた値との和</p>	<p>一キロワット時 当たり〇・〇四 グラム</p>

	<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満のもの</p>
<p>を暖機状態でのNRTCによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値</p>	<p>ハモードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる</p>
	<p>一キロワット時当たり〇・〇三三グラム</p>

<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満のもの</p>	
<p>八モードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態で</p>	<p>排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・一を乗じた値との和を暖機状態でのNRTCによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値</p>
<p>一キロワット時当たり〇・〇三グラム</p>	



---

---

の N R T C による測定及び冷機状態での N R T C による測定であつて、暖機状態での N R T C による排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態での N R T C による排出ガス量に〇・九を乗じた値との和を暖機状態での N R T C による仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態での N R T C による仕事量に〇・九を乗じた値との

---

<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの</p>	<p>和で除した値</p>	<p>一キロワット時当たり〇・〇三グラム</p>
<p>八モードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・一を乗じた値との和を暖機状態でのNR</p>		

	<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの</p>
<p>TCによる仕事量に○・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に○・一を乗じた値との和で除した値</p>	<p>八モードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガス量に○・九</p>
	<p>一キロワット時当たり○・〇三グラム</p>

を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・一を乗じた値との和を暖機状態でのNRTCによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値

同表備考第一号中「暖機状態でのJCOモード」を「冷機状態でのWLTC」に改め、「自動車  
 が車両重量に百十キログラムを加重された状態において、原動機が暖機状態となった後に」を削り、  
 「質量を」の下に「原動機の始動時から」を加え、同号の表を次のように改める。

時間(秒)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
車速(km/h)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	1.7	5.4	9.9	13.1	16.9	21.7	26.0	27.5
時間(秒)	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
車速(km/h)	28.1	29.3	29.8	29.1	30.8	31.9	34.1	36.6	39.1	41.3	42.5	43.3	43.9	44.4	44.5	44.2	42.7	39.9	37.0	34.6
時間(秒)	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
車速(km/h)	32.3	29.0	25.1	22.2	20.9	20.4	19.5	18.4	17.8	17.8	17.4	15.7	13.1	12.1	12.0	12.0	12.0	12.3	12.6	14.7
時間(秒)	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80
車速(km/h)	15.3	15.9	16.2	17.1	17.8	18.1	18.4	20.3	23.2	26.5	29.8	32.6	34.4	35.5	36.4	37.4	38.5	39.3	39.5	39.0
時間(秒)	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
車速(km/h)	38.5	37.3	37.0	36.7	35.9	35.3	34.6	34.2	31.9	27.3	22.0	17.0	14.2	12.0	9.1	5.8	3.6	2.2	0.0	0.0
時間(秒)	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120
車速(km/h)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
時間(秒)	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140
車速(km/h)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	1.9	6.1
時間(秒)	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160
車速(km/h)	11.7	16.4	18.9	19.9	20.8	22.8	25.4	27.7	29.2	29.8	29.4	27.2	22.6	17.3	13.3	12.0	12.6	14.1	17.2	20.1
時間(秒)	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180
車速(km/h)	23.4	25.5	27.6	29.5	31.1	32.1	33.2	35.2	37.2	38.0	37.4	35.1	31.0	27.1	25.3	25.1	25.9	27.8	29.2	29.6
時間(秒)	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200
車速(km/h)	29.5	29.2	28.3	26.1	23.6	21.0	18.9	17.1	15.7	14.5	13.7	12.9	12.5	12.2	12.0	12.0	12.0	12.0	12.5	13.0
時間(秒)	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220
車速(km/h)	14.0	15.0	16.5	19.0	21.2	23.8	26.9	29.6	32.0	35.2	37.5	39.2	40.5	41.6	43.1	45.0	47.1	49.0	50.6	51.8
時間(秒)	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240
車速(km/h)	52.7	53.1	53.5	53.8	54.2	54.8	55.3	55.8	56.2	56.5	56.5	56.2	54.9	52.9	51.0	49.8	49.2	48.4	46.9	44.3
時間(秒)	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260

車速 (km/h)	41.5	39.5	37.0	34.6	32.3	29.0	25.1	22.2	20.9	20.4	19.5	18.4	17.8	17.8	17.4	15.7	14.5	15.4	17.9	20.6
時間(秒)	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280
車速 (km/h)	23.2	25.7	28.7	32.5	36.1	39.0	40.8	42.9	44.4	45.9	46.0	45.6	45.3	43.7	40.8	38.0	34.4	30.9	25.5	21.4
時間(秒)	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300
車速 (km/h)	20.2	22.9	26.6	30.2	34.1	37.4	40.7	44.0	47.3	49.2	49.8	49.2	48.1	47.3	46.8	46.7	46.8	47.1	47.3	47.3
時間(秒)	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320
車速 (km/h)	47.1	46.6	45.8	44.8	43.3	41.8	40.8	40.3	40.1	39.7	39.2	38.5	37.4	36.0	34.4	33.0	31.7	30.0	28.0	26.1
時間(秒)	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340
車速 (km/h)	25.6	24.9	24.9	24.3	23.9	23.9	23.6	23.3	20.5	17.5	16.9	16.7	15.9	15.6	15.0	14.5	14.3	14.5	15.4	17.8
時間(秒)	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360
車速 (km/h)	21.1	24.1	25.0	25.3	25.5	26.4	26.6	27.1	27.7	28.1	28.2	28.1	28.0	27.9	27.9	28.1	28.2	28.0	26.9	25.0
時間(秒)	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380
車速 (km/h)	23.2	21.9	21.1	20.7	20.7	20.8	21.2	22.1	23.5	24.3	24.5	23.8	21.3	17.7	14.4	11.9	10.2	8.9	8.0	7.2
時間(秒)	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400
車速 (km/h)	6.1	4.9	3.7	2.3	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	2.1	4.8	8.3	12.3	16.6	20.9	24.2	25.6
時間(秒)	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420
車速 (km/h)	25.6	24.9	23.3	21.6	20.2	18.7	17.0	15.3	14.2	13.9	14.0	14.2	14.5	14.9	15.9	17.4	18.7	19.1	18.8	17.6
時間(秒)	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440
車速 (km/h)	16.6	16.2	16.4	17.2	19.1	22.6	27.4	31.6	33.4	33.5	32.8	31.9	31.3	31.1	30.6	29.2	26.7	23.0	18.2	12.9
時間(秒)	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460
車速 (km/h)	7.7	3.8	1.3	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
時間(秒)	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480
車速 (km/h)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
時間(秒)	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500
車速 (km/h)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

時間(秒)	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520
車速(km/h)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	2.5	6.6	11.8	16.8	20.5	21.9	21.9	21.3
時間(秒)	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540
車速(km/h)	20.3	19.2	17.8	15.5	11.9	7.6	4.0	2.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.2	1.2	3.2	5.2	8.2	13.0	18.8	23.1
時間(秒)	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560
車速(km/h)	24.5	24.5	24.3	23.6	22.3	20.1	18.5	17.2	16.3	15.4	14.7	14.3	13.7	13.3	13.1	13.1	13.3	13.8	14.5	16.5
時間(秒)	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580
車速(km/h)	17.0	17.0	17.0	15.4	10.1	4.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
時間(秒)	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600
車速(km/h)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
時間(秒)	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620
車速(km/h)	1.0	2.1	4.8	9.1	14.2	19.8	25.5	30.5	34.8	38.8	42.9	46.4	48.3	48.7	48.5	48.4	48.2	47.8	47.0	45.9
時間(秒)	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640
車速(km/h)	44.9	44.4	44.3	44.5	45.1	45.7	46.0	46.0	46.0	46.1	46.7	47.7	48.9	50.3	51.6	52.6	53.0	53.0	52.9	52.7
時間(秒)	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660
車速(km/h)	52.6	53.1	54.3	55.2	55.5	55.9	56.3	56.7	56.9	56.8	56.0	54.2	52.1	50.1	47.2	43.2	39.2	36.5	34.3	31.0
時間(秒)	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680
車速(km/h)	26.0	20.7	15.4	13.1	12.0	12.5	14.0	19.0	23.2	28.0	32.0	34.0	36.0	38.0	40.0	40.3	40.5	39.0	35.7	31.8
時間(秒)	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700
車速(km/h)	27.1	22.8	21.1	18.9	18.9	21.3	23.9	25.9	28.4	30.3	30.9	31.1	31.8	32.7	33.2	32.4	28.3	25.8	23.1	21.8
時間(秒)	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720
車速(km/h)	21.2	21.0	21.0	20.9	19.9	17.9	15.1	12.8	12.0	13.2	17.1	21.1	21.8	21.2	18.5	13.9	12.0	12.0	13.0	16.0
時間(秒)	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740
車速(km/h)	18.5	20.6	22.5	24.0	26.6	29.9	34.8	37.8	40.2	41.6	41.9	42.0	42.2	42.4	42.7	43.1	43.7	44.0	44.1	45.3
時間(秒)	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760
車速(km/h)	46.4	47.2	47.3	47.4	47.4	47.5	47.9	48.6	49.4	49.8	49.8	49.7	49.3	48.5	47.6	46.3	43.7	39.3	34.1	29.0







時間(秒)	1261	1262	1263	1264	1265	1266	1267	1268	1269	1270	1271	1272	1273	1274	1275	1276	1277	1278	1279	1280
車速(km/h)	95.5	95.3	95.2	95.0	94.9	94.7	94.5	94.4	94.4	94.3	94.3	94.1	93.9	93.4	92.8	92.0	91.3	90.6	90.0	89.3
時間(秒)	1281	1282	1283	1284	1285	1286	1287	1288	1289	1290	1291	1292	1293	1294	1295	1296	1297	1298	1299	1300
車速(km/h)	88.7	89.1	87.4	86.7	86.0	85.3	84.7	84.1	83.5	82.9	82.3	81.7	81.1	80.5	79.9	79.4	79.1	78.8	78.5	78.2
時間(秒)	1301	1302	1303	1304	1305	1306	1307	1308	1309	1310	1311	1312	1313	1314	1315	1316	1317	1318	1319	1320
車速(km/h)	77.9	77.6	77.3	77.0	76.7	76.0	76.0	76.0	75.9	75.9	75.8	75.7	75.5	75.2	75.0	74.7	74.1	73.7	73.3	73.5
時間(秒)	1321	1322	1323	1324	1325	1326	1327	1328	1329	1330	1331	1332	1333	1334	1335	1336	1337	1338	1339	1340
車速(km/h)	74.0	74.9	76.1	77.7	79.2	80.3	80.8	81.0	81.0	81.0	81.0	81.0	80.9	80.6	80.3	80.0	79.9	79.8	79.8	79.8
時間(秒)	1341	1342	1343	1344	1345	1346	1347	1348	1349	1350	1351	1352	1353	1354	1355	1356	1357	1358	1359	1360
車速(km/h)	79.9	80.0	80.4	80.8	81.2	81.5	81.6	81.6	81.4	80.7	79.6	78.2	76.8	75.3	73.8	72.1	70.2	68.2	66.1	63.8
時間(秒)	1361	1362	1363	1364	1365	1366	1367	1368	1369	1370	1371	1372	1373	1374	1375	1376	1377	1378	1379	1380
車速(km/h)	61.6	60.2	59.8	60.4	61.8	62.6	62.7	61.9	60.0	58.4	57.8	57.8	57.8	57.3	56.2	54.3	50.8	45.5	40.2	34.9
時間(秒)	1381	1382	1383	1384	1385	1386	1387	1388	1389	1390	1391	1392	1393	1394	1395	1396	1397	1398	1399	1400
車速(km/h)	29.6	27.3	29.3	32.9	35.6	36.7	37.6	39.4	42.5	46.5	50.2	52.8	54.3	54.9	54.9	54.7	54.1	53.2	52.1	50.7
時間(秒)	1401	1402	1403	1404	1405	1406	1407	1408	1409	1410	1411	1412	1413	1414	1415	1416	1417	1418	1419	1420
車速(km/h)	49.1	47.4	45.2	41.8	36.5	31.2	27.6	26.9	27.3	27.5	27.4	27.1	26.7	26.8	28.2	31.1	34.8	38.4	40.9	41.7
時間(秒)	1421	1422	1423	1424	1425	1426	1427	1428	1429	1430	1431	1432	1433	1434	1435	1436	1437	1438	1439	1440
車速(km/h)	40.9	38.3	35.3	34.3	34.6	36.3	39.5	41.8	42.5	41.9	40.1	36.6	31.3	26.0	20.6	19.1	19.7	21.1	22.0	22.1
時間(秒)	1441	1442	1443	1444	1445	1446	1447	1448	1449	1450	1451	1452	1453	1454	1455	1456	1457	1458	1459	1460
車速(km/h)	21.4	19.6	18.3	18.0	18.3	18.5	17.9	15.0	9.9	4.6	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
時間(秒)	1461	1462	1463	1464	1465	1466	1467	1468	1469	1470	1471	1472	1473	1474	1475	1476	1477			
車速(km/h)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			

別表第一備考第二号中「JCOハモーズ」を「WLC」に、「自動車」が車両重量に百十キログ

ラムを加重された状態において、備考第一号」を「次」に改め、同号の表を次のように改める。

時間(秒)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
車速(km/h)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	1.7	5.4	9.9	13.1	16.9	21.7	26.0	27.5
時間(秒)	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
車速(km/h)	28.1	29.3	29.8	29.1	30.8	31.9	34.1	36.6	39.1	41.3	42.5	43.3	43.9	44.4	44.5	44.2	42.7	39.9	37.0	34.6
時間(秒)	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
車速(km/h)	32.3	29.0	25.1	22.2	20.9	20.4	19.5	18.4	17.8	17.8	17.4	15.7	13.1	12.1	12.0	12.0	12.0	12.3	12.6	14.7
時間(秒)	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80
車速(km/h)	15.3	15.9	16.2	17.1	17.8	18.1	18.4	20.3	23.2	26.5	29.8	32.6	34.4	35.5	36.4	37.4	38.5	39.3	39.5	39.0
時間(秒)	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
車速(km/h)	38.5	37.3	37.0	36.7	35.9	35.3	34.6	34.2	31.9	27.3	22.0	17.0	14.2	12.0	9.1	5.8	3.6	2.2	0.0	0.0
時間(秒)	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120
車速(km/h)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
時間(秒)	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140
車速(km/h)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	1.9	6.1
時間(秒)	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160
車速(km/h)	11.7	16.4	18.9	19.9	20.8	22.8	25.4	27.7	29.2	29.8	29.4	27.2	22.6	17.3	13.3	12.0	12.6	14.1	17.2	20.1
時間(秒)	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180
車速(km/h)	23.4	25.5	27.6	29.5	31.1	32.1	33.2	35.2	37.2	38.0	37.4	35.1	31.0	27.1	25.3	25.1	25.9	27.8	29.2	29.6
時間(秒)	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200
車速(km/h)	29.5	29.2	28.3	26.1	23.6	21.0	18.9	17.1	15.7	14.5	13.7	12.9	12.5	12.2	12.0	12.0	12.0	12.0	12.5	13.0
時間(秒)	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220
車速(km/h)	14.0	15.0	16.5	19.0	21.2	23.8	26.9	29.6	32.0	35.2	37.5	39.2	40.5	41.6	43.1	45.0	47.1	49.0	50.6	51.8
時間(秒)	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240
車速(km/h)	52.7	53.1	53.5	53.8	54.2	54.8	55.3	55.8	56.2	56.5	56.5	56.2	54.9	52.9	51.0	49.8	49.2	48.4	46.9	44.3
時間(秒)	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260

車速 (km/h)	41.5	39.5	37.0	34.6	32.3	29.0	25.1	22.2	20.9	20.4	19.5	18.4	17.8	17.8	17.4	15.7	14.5	15.4	17.9	20.6
時間(秒)	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280
車速 (km/h)	23.2	25.7	28.7	32.5	36.1	39.0	40.8	42.9	44.4	45.9	46.0	45.6	45.3	43.7	40.8	38.0	34.4	30.9	25.5	21.4
時間(秒)	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300
車速 (km/h)	20.2	22.9	26.6	30.2	34.1	37.4	40.7	44.0	47.3	49.2	49.8	49.2	48.1	47.3	46.8	46.7	46.8	47.1	47.3	47.3
時間(秒)	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320
車速 (km/h)	47.1	46.6	45.8	44.8	43.3	41.8	40.8	40.3	40.1	39.7	39.2	38.5	37.4	36.0	34.4	33.0	31.7	30.0	28.0	26.1
時間(秒)	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340
車速 (km/h)	25.6	24.9	24.9	24.3	23.9	23.9	23.6	23.3	20.5	17.5	16.9	16.7	15.9	15.6	15.0	14.5	14.3	14.5	15.4	17.8
時間(秒)	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360
車速 (km/h)	21.1	24.1	25.0	25.3	25.5	26.4	26.6	27.1	27.7	28.1	28.2	28.1	28.0	27.9	27.9	28.1	28.2	28.0	26.9	25.0
時間(秒)	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380
車速 (km/h)	23.2	21.9	21.1	20.7	20.7	20.8	21.2	22.1	23.5	24.3	24.5	23.8	21.3	17.7	14.4	11.9	10.2	8.9	8.0	7.2
時間(秒)	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400
車速 (km/h)	6.1	4.9	3.7	2.3	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	2.1	4.8	8.3	12.3	16.6	20.9	24.2	25.6
時間(秒)	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420
車速 (km/h)	25.6	24.9	23.3	21.6	20.2	18.7	17.0	15.3	14.2	13.9	14.0	14.2	14.5	14.9	15.9	17.4	18.7	19.1	18.8	17.6
時間(秒)	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440
車速 (km/h)	16.6	16.2	16.4	17.2	19.1	22.6	27.4	31.6	33.4	33.5	32.8	31.9	31.3	31.1	30.6	29.2	26.7	23.0	18.2	12.9
時間(秒)	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460
車速 (km/h)	7.7	3.8	1.3	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
時間(秒)	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480
車速 (km/h)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
時間(秒)	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500
車速 (km/h)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

時間(秒)	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520
車速(km/h)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	2.5	6.6	11.8	16.8	20.5	21.9	21.9	21.3
時間(秒)	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540
車速(km/h)	20.3	19.2	17.8	15.5	11.9	7.6	4.0	2.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.2	1.2	3.2	5.2	8.2	13.0	18.8	23.1
時間(秒)	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560
車速(km/h)	24.5	24.5	24.3	23.6	22.3	20.1	18.5	17.2	16.3	15.4	14.7	14.3	13.7	13.3	13.1	13.1	13.3	13.8	14.5	16.5
時間(秒)	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580
車速(km/h)	17.0	17.0	17.0	15.4	10.1	4.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
時間(秒)	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600
車速(km/h)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
時間(秒)	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620
車速(km/h)	1.0	2.1	5.2	9.2	13.5	18.1	22.3	26.0	29.3	32.8	36.0	39.2	42.5	45.7	48.2	48.4	48.2	47.8	47.0	45.9
時間(秒)	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640
車速(km/h)	44.9	44.4	44.3	44.5	45.1	45.7	46.0	46.0	46.0	46.1	46.7	47.7	48.9	50.3	51.6	52.6	53.0	53.0	52.9	52.7
時間(秒)	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660
車速(km/h)	52.6	53.1	54.3	55.2	55.5	55.9	56.3	56.7	56.9	56.8	56.0	54.2	52.1	50.1	47.2	43.2	39.2	36.5	34.3	31.0
時間(秒)	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680
車速(km/h)	26.0	20.7	15.4	13.1	12.0	12.5	14.0	19.0	23.2	28.0	32.0	34.0	36.0	38.0	40.0	40.3	40.5	39.0	35.7	31.8
時間(秒)	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700
車速(km/h)	27.1	22.8	21.1	18.9	18.9	21.3	23.9	25.9	28.4	30.3	30.9	31.1	31.8	32.7	33.2	32.4	28.3	25.8	23.1	21.8
時間(秒)	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720
車速(km/h)	21.2	21.0	21.0	20.9	19.9	17.9	15.1	12.8	12.0	13.2	17.1	21.1	21.8	21.2	18.5	13.9	12.0	12.0	13.0	16.3
時間(秒)	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740
車速(km/h)	20.5	23.9	26.0	28.0	31.5	33.4	36.0	37.8	40.2	41.6	41.9	42.0	42.2	42.4	42.7	43.1	43.7	44.0	44.1	45.3
時間(秒)	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760
車速(km/h)	46.4	47.2	47.3	47.4	47.4	47.5	47.9	48.6	49.4	49.8	49.8	49.7	49.3	48.5	47.6	46.3	43.7	39.3	34.1	29.0





時間(秒)	1261	1262	1263	1264	1265	1266	1267	1268	1269	1270	1271	1272	1273	1274	1275	1276	1277	1278	1279	1280
車速(km/h)	95.5	95.3	95.2	95.0	94.9	94.7	94.5	94.4	94.4	94.3	94.3	94.1	93.9	93.4	92.8	92.0	91.3	90.6	90.0	89.3
時間(秒)	1281	1282	1283	1284	1285	1286	1287	1288	1289	1290	1291	1292	1293	1294	1295	1296	1297	1298	1299	1300
車速(km/h)	88.7	89.1	87.4	86.7	86.0	85.3	84.7	84.1	83.5	82.9	82.3	81.7	81.1	80.5	79.9	79.4	79.1	78.8	78.5	78.2
時間(秒)	1301	1302	1303	1304	1305	1306	1307	1308	1309	1310	1311	1312	1313	1314	1315	1316	1317	1318	1319	1320
車速(km/h)	77.9	77.6	77.3	77.0	76.7	76.0	76.0	76.0	75.9	76.0	76.0	76.1	76.3	76.5	76.6	76.8	77.1	77.1	77.2	77.2
時間(秒)	1321	1322	1323	1324	1325	1326	1327	1328	1329	1330	1331	1332	1333	1334	1335	1336	1337	1338	1339	1340
車速(km/h)	77.6	78.0	78.4	78.8	79.2	80.3	80.8	81.0	81.0	81.0	81.0	81.0	80.9	80.6	80.3	80.0	79.9	79.8	79.8	79.8
時間(秒)	1341	1342	1343	1344	1345	1346	1347	1348	1349	1350	1351	1352	1353	1354	1355	1356	1357	1358	1359	1360
車速(km/h)	79.9	80.0	80.4	80.8	81.2	81.5	81.6	81.6	81.4	80.7	79.6	78.2	76.8	75.3	73.8	72.1	70.2	68.2	66.1	63.8
時間(秒)	1361	1362	1363	1364	1365	1366	1367	1368	1369	1370	1371	1372	1373	1374	1375	1376	1377	1378	1379	1380
車速(km/h)	61.6	60.2	59.8	60.4	61.8	62.6	62.7	61.9	60.0	58.4	57.8	57.8	57.8	57.3	56.2	54.3	50.8	45.5	40.2	34.9
時間(秒)	1381	1382	1383	1384	1385	1386	1387	1388	1389	1390	1391	1392	1393	1394	1395	1396	1397	1398	1399	1400
車速(km/h)	29.6	29.7	29.3	30.5	31.7	32.9	35.0	38.0	40.5	42.7	45.8	47.5	48.9	49.4	49.4	49.2	48.7	47.9	46.9	45.6
時間(秒)	1401	1402	1403	1404	1405	1406	1407	1408	1409	1410	1411	1412	1413	1414	1415	1416	1417	1418	1419	1420
車速(km/h)	44.2	42.7	40.7	37.1	33.9	30.6	28.6	27.3	27.2	27.5	27.4	27.1	26.7	26.8	28.2	31.1	34.8	38.4	40.9	41.7
時間(秒)	1421	1422	1423	1424	1425	1426	1427	1428	1429	1430	1431	1432	1433	1434	1435	1436	1437	1438	1439	1440
車速(km/h)	40.9	38.3	35.3	34.3	34.6	36.3	39.5	41.8	42.5	41.9	40.1	36.6	31.3	26.0	20.6	19.1	19.7	21.1	22.0	22.1
時間(秒)	1441	1442	1443	1444	1445	1446	1447	1448	1449	1450	1451	1452	1453	1454	1455	1456	1457	1458	1459	1460
車速(km/h)	21.4	19.6	18.3	18.0	18.3	18.5	17.9	15.0	9.9	4.6	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
時間(秒)	1461	1462	1463	1464	1465	1466	1467	1468	1469	1470	1471	1472	1473	1474	1475	1476	1477			
車速(km/h)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			

別表第一備考第十七号中「燃料蒸発ガス」を「蒸発ガス」に改め、「自動車」が車両重量に百十キ

ログラムを加重された状態において」を削り、「備考第一号の表の時間の欄に掲げる時間において」



を「次の表の時間の欄に掲げる時間における」に、「次の表の上欄に掲げる条件で同表の下欄に掲げる」を「摂氏二十三度以上摂氏三十一度以下の状態で一時間経過後に、摂氏二十度から摂氏三十五度まで一旦上昇させた後、摂氏三十五度から摂氏二十度まで降下させている状態で二十四時間経過するまでの」に改め、同号の表を次のように改める。

時間(秒)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
車速(km/h)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
時間(秒)	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
車速(km/h)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.9	9.8	13.8	16.6	18.4	20.1	21.7	22.7	23.5	24.7	26.1	27.6	29.9	32.8
時間(秒)	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
車速(km/h)	37.1	37.8	36.6	36.5	37.7	38.9	39.2	37.3	34.1	32.8	32.4	31.7	30.4	29.1	28.6	28.6	28.6	28.7	29.1	29.8
時間(秒)	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80
車速(km/h)	30.9	32.5	35.1	37.5	38.9	39.0	37.7	35.1	32.9	32.1	31.0	27.4	23.7	20.2	17.5	15.9	14.5	12.7	10.9	9.5
時間(秒)	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
車速(km/h)	8.1	6.9	5.8	4.5	2.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.6	6.7	10.6	14.6	19.7	24.4	27.5
時間(秒)	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120
車速(km/h)	30.2	33.4	35.6	35.9	35.4	35.3	35.8	37.1	38.8	40.3	41.8	43.7	45.1	46.1	47.9	50.1	51.2	52.1	54.1	56.1
時間(秒)	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140
車速(km/h)	56.9	57.7	59.5	61.3	61.8	61.6	61.2	60.5	59.7	59.3	59.4	59.4	58.5	57.0	55.6	54.2	52.9	51.8	51.3	51.5
時間(秒)	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160
車速(km/h)	52.6	54.3	56.0	57.9	59.9	61.2	61.8	62.2	62.6	62.1	61.4	61.3	61.7	61.3	60.3	59.5	59.2	59.3	59.1	58.3
時間(秒)	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180
車速(km/h)	57.6	57.4	57.1	56.1	54.4	52.2	49.7	47.5	45.9	44.1	41.8	39.6	37.8	34.7	31.9	29.8	28.2	26.7	25.0	23.2
時間(秒)	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200

車速 (km/h)	21.1	18.2	14.9	12.4	11.6	12.4	13.7	16.2	16.9	15.0	12.6	11.9	11.6	11.8	12.3	13.4	14.6	16.0	18.8	20.5
時間 (秒)	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220
車速 (km/h)	19.8	18.9	19.8	22.2	25.1	27.1	27.2	26.1	25.1	23.4	20.8	19.2	19.0	17.9	16.1	15.4	15.1	13.6	12.1	12.1
時間 (秒)	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240
車速 (km/h)	11.1	7.5	3.5	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.6	7.9	13.6
時間 (秒)	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260
車速 (km/h)	18.4	21.3	22.6	23.5	23.7	21.7	18.6	17.1	16.7	16.4	15.7	15.0	14.2	13.5	13.0	12.4	11.9	11.6	11.7	12.4
時間 (秒)	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280
車速 (km/h)	15.3	20.1	26.2	31.0	34.3	37.1	39.1	39.7	39.2	39.0	39.6	40.4	41.6	43.1	44.2	44.9	46.4	48.4	48.8	47.6
時間 (秒)	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300
車速 (km/h)	47.0	47.7	49.0	50.5	51.3	50.8	49.5	48.0	45.8	43.2	42.1	43.0	43.9	42.5	38.2	34.6	33.0	33.5	35.0	37.4
時間 (秒)	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320
車速 (km/h)	40.1	43.2	45.9	48.1	50.4	52.7	53.9	54.4	55.0	55.3	55.2	54.9	55.2	55.6	55.3	54.0	52.5	51.5	50.3	48.7
時間 (秒)	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340
車速 (km/h)	46.2	42.5	38.6	35.1	32.2	29.7	27.6	25.5	23.2	20.5	17.9	15.4	12.8	9.9	6.9	4.2	2.5	0.0	0.0	0.0
時間 (秒)	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360
車速 (km/h)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
時間 (秒)	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380
車速 (km/h)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.8	6.9	12.5	17.2	21.4	25.3	28.3
時間 (秒)	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400
車速 (km/h)	31.2	34.2	35.7	35.9	36.8	37.9	37.3	35.2	33.9	33.4	32.6	31.8	31.2	29.8	28.0	28.3	30.3	31.3	30.7	31.0
時間 (秒)	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420
車速 (km/h)	33.1	34.9	35.6	36.1	37.4	38.8	40.1	41.5	43.4	45.0	46.2	47.3	48.5	49.5	49.9	50.3	50.7	51.2	51.9	52.9
時間 (秒)	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440
車速 (km/h)	54.0	55.1	56.9	58.6	59.4	59.6	60.1	60.9	61.4	61.7	61.7	61.6	61.8	61.7	61.0	60.2	59.2	57.3	55.2	54.5

時間(秒)	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460
車速(km/h)	54.5	53.5	51.9	51.6	52.2	52.4	51.8	50.7	49.5	48.2	46.6	44.9	43.8	43.1	42.3	42.0	42.8	43.5	44.0	44.9
時間(秒)	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480
車速(km/h)	45.5	45.6	46.1	47.1	47.8	48.3	49.1	49.8	50.3	51.1	52.2	52.9	52.8	52.7	52.8	53.0	52.9	52.5	51.9	51.5
時間(秒)	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500
車速(km/h)	51.8	52.5	52.9	52.9	53.1	53.4	53.9	54.2	54.1	54.1	54.1	53.8	53.2	52.8	52.7	52.8	52.9	53.0	53.1	53.2
時間(秒)	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520
車速(km/h)	53.4	53.8	53.7	53.7	53.9	53.2	51.8	51.1	51.2	50.2	48.2	46.9	46.3	44.7	42.2	40.1	39.3	39.6	40.4	40.3
時間(秒)	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540
車速(km/h)	38.9	36.2	32.2	28.1	25.2	22.9	19.4	16.7	14.2	10.7	6.7	3.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
時間(秒)	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560
車速(km/h)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
時間(秒)	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580
車速(km/h)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	6.0	10.7	15.5
時間(秒)	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600
車速(km/h)	20.1	22.2	21.8	22.0	24.4	26.2	25.0	22.4	20.6	20.5	21.7	23.1	23.2	22.7	23.4	23.2	26.9	28.9	31.3	32.7
時間(秒)	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620
車速(km/h)	32.5	32.3	33.1	34.5	36.0	37.3	38.0	38.5	39.8	41.0	40.6	39.8	40.5	42.2	43.4	44.5	45.9	47.7	49.3	50.8
時間(秒)	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640
車速(km/h)	52.0	53.2	54.1	53.4	51.3	49.6	48.3	46.5	45.2	45.7	46.6	45.9	45.0	42.5	38.6	35.1	32.2	29.7	27.6	25.5
時間(秒)	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660
車速(km/h)	23.2	20.5	17.9	15.4	12.8	9.9	6.9	4.2	2.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.0	4.7	6.1	8.6	11.1
時間(秒)	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680
車速(km/h)	11.9	11.9	12.7	13.7	13.3	11.7	9.7	7.7	5.6	3.3	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
時間(秒)	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700



時間(秒)	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960
車速(km/h)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
時間(秒)	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980
車速(km/h)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	3.2	4.4	4.9	6.5	9.0	10.8	11.4	11.3	10.2	7.8	5.5	4.3	3.5
時間(秒)	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000
車速(km/h)	1.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
時間(秒)	1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009	1010	1011	1012	1013	1014	1015	1016	1017	1018	1019	1020
車速(km/h)	2.9	8.6	13.6	17.9	22.2	23.6	21.9	21.4	23.0	23.0	20.6	18.9	18.4	18.1	18.3	20.0	23.4	27.3	30.5	32.6
時間(秒)	1021	1022	1023	1024	1025	1026	1027	1028	1029	1030	1031	1032	1033	1034	1035	1036	1037	1038	1039	1040
車速(km/h)	33.8	31.8	28.6	24.9	22.6	19.4	16.7	14.2	10.7	6.7	3.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
時間(秒)	1041	1042	1043	1044	1045	1046	1047	1048	1049	1050	1051	1052	1053	1054	1055	1056	1057	1058	1059	1060
車速(km/h)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.2	7.5	11.6	14.8	17.5	20.2	23.1	25.9	28.6	30.8	32.8	35.0	37.0	38.8
時間(秒)	1061	1062	1063	1064	1065	1066	1067	1068	1069	1070	1071	1072	1073	1074	1075	1076	1077	1078	1079	1080
車速(km/h)	40.6	42.7	44.6	46.2	48.1	50.2	52.0	53.6	55.4	56.9	58.2	59.7	61.8	63.9	65.5	66.7	67.8	69.1	70.1	71.0
時間(秒)	1081	1082	1083	1084	1085	1086	1087	1088	1089	1090	1091	1092	1093	1094	1095	1096	1097	1098	1099	1100
車速(km/h)	72.1	73.3	74.2	75.0	75.9	76.7	77.1	76.4	75.2	73.3	71.2	69.8	69.3	69.4	69.6	69.7	69.6	69.6	69.8	70.0
時間(秒)	1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107	1108	1109	1110	1111	1112	1113	1114	1115	1116	1117	1118	1119	1120
車速(km/h)	70.3	70.5	70.3	69.9	70.0	70.8	71.8	72.8	73.8	74.8	75.6	76.3	77.1	77.8	78.3	78.8	79.3	79.7	80.2	80.4
時間(秒)	1121	1122	1123	1124	1125	1126	1127	1128	1129	1130	1131	1132	1133	1134	1135	1136	1137	1138	1139	1140
車速(km/h)	80.4	80.6	81.0	81.1	81.3	81.6	81.5	80.6	79.7	79.2	78.8	78.2	77.8	77.4	74.2	71.7	69.0	65.6	63.2	60.0
時間(秒)	1141	1142	1143	1144	1145	1146	1147	1148	1149	1150	1151	1152	1153	1154	1155	1156	1157	1158	1159	1160
車速(km/h)	57.4	54.9	51.4	47.4	44.1	41.6	38.7	37.2	35.4	33.8	30.7	28.7	28.7	29.1	29.1	29.4	29.8	29.6	29.7	31.4
時間(秒)	1161	1162	1163	1164	1165	1166	1167	1168	1169	1170	1171	1172	1173	1174	1175	1176	1177	1178	1179	1180
車速(km/h)	33.2	32.4	29.1	25.7	24.0	23.4	22.8	22.1	21.8	21.7	22.3	24.4	27.5	29.2	29.0	29.1	31.1	32.9	33.0	32.9
時間(秒)	1181	1182	1183	1184	1185	1186	1187	1188	1189	1190	1191	1192	1193	1194	1195	1196	1197	1198	1199	1200
車速(km/h)	33.5	32.9	29.4	25.1	22.6	22.2	22.6	23.7	25.9	28.5	30.9	33.3	34.7	31.8	28.1	24.9	22.6	19.4	16.7	14.2

品目(号)	1201	1202	1203	1204
冊数(kn/h)	10.7	6.7	3.5	0.0

別表第一備考第十八号中「燃料蒸発ガス」を「蒸発ガス」に改める。

別表第一の二を次のように改める。

一酸化炭素	<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（乗車定員が十人のものであつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの及び二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）並びにガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であ</p>	<p>冷機状態でのWLT Cによる測定の平均値</p>	<p>一キロメートル走行当たり一・一五グラム</p>
-------	--	---------------------------------	----------------------------

<p>つて、専ら乗用の用に供するもの（二輪自動車を除く。）</p>	<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、最高車速が百二十キロメートル毎時以上のもの（専ら乗用の用に供するものを除く。）</p>	<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、最高車速が百二十キロメートル毎時未満のもの（専ら乗用の用に供するものを除く。）</p>	<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超</p>
	<p>冷機状態でのWLT C による測定の平均値</p>	<p>冷機状態でのWLT C による測定の平均値</p>	<p>冷機状態でのWLT C による測定の平均値</p>
	<p>一キロメートル走行当たり四・〇二グラム</p>	<p>一キロメートル走行当たり四・〇二グラム</p>	<p>一キロメートル走行当たり二・五五グラム</p>

<p>え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（乗車定員が十人のものであつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの及び</p>
	<p>値</p> <p>ＪＥ〇五モードをガソリン重量車用車速変換プログラムにより変換した運転モードによる測定の平均</p>	<p>冷機状態でのWLT C による測定の平均値</p>
	<p>一キロワット時当たり十六・〇グラム</p>	<p>一キロメートル走行当たり〇・六三グラム</p>



<p>二輪自動車を除く。) 及び車両総重量が三千五百キログラム以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。)</p>	<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの及び二輪自動車を除く。)</p>
	<p>W H S C による測定並びに暖機状態での W H T C による測定及び冷機状態での W H T C による測定であつて、暖機状態での W H T C による排出ガス量に〇・八六を乗じた値と冷機状態での W H T C による排出ガス量に〇・</p>
	<p>一キロワット時当たり二・二二グラム</p>

<p>ガソリンを燃料とする軽自動車（総排 ガソリンを燃料とする原動機付自転車 （総排気量が〇・〇五〇リットル以下 であつて、最高速度が五〇キロメー トル毎時以下のものに限る。）</p>	
<p>冷機状態でのWMT 二輪車モードによる 測定の平均値</p>	<p>一四を乗じた値との 和を暖機状態でのW HTCによる仕事量 に〇・八六を乗じた 値と冷機状態でのW HTCによる仕事量 に〇・一四を乗じた 値との和で除した値 の平均値</p>
<p>一キロメートル走 一キロメートル走 行当たり二・〇グ ラム</p>	

<p>気量が〇・一五〇リットル未満の二輪自動車であつて、最高速度が百キロメートル毎時未満のものに限る。）及び原動機付自転車（総排気量が〇・〇五〇リットルを超えるものであつて、最高速度が五十キロメートル毎時以下のもの又は最高速度が五十キロメートル毎時を超え百キロメートル毎時未満のものに限る。）</p>	<p>Ｃ（低速パート１）による測定及び暖機状態でのW M T C（低速パート１）による測定であつて、冷機状態でのW M T C（低速パート１）による排出ガス量に〇・五を乗じた値との和の平均値</p>	<p>行当たり一・一四グラム</p>
<p>ガソリンを燃料とする小型自動車（最</p>	<p>冷機状態でのW M T</p>	<p>一キロメートル走</p>

<p>高速度が百十五キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）、軽自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時未満の二輪自動車（総排気量が〇・一五〇リットル未満であつて、最高速度が百キロメートル毎時未満のものを除く。）に限る。）及び原動機付自転車（最高速度が百キロメートル毎時以上百十五キロメートル毎時未満のものに限る。）</p>	<p>Ｃ（低速パート１）による測定及び暖機状態でのW M T C（低速パート２）による測定であつて、冷機状態でのW M T C（低速パート１）による排出ガス量に〇・三を乗じた値と暖機状態でのW M T C（低速パート２）による排出ガス量に〇・七を乗じた値との和の平均値</p>	<p>行当たり一・一四グラム</p>
<p>ガソリンを燃料とする小型自動車（最</p>	<p>冷機状態でのW M T</p>	<p>一キロメートル走</p>

<p>高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）、軽自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）及び原動機付自転車（最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満のものに限る。）</p>	<p>C（パート1）による測定及び暖機状態でのW M T C（パート2）による測定であつて、冷機状態でのW M T C（パート1）による排出ガス量に〇・三を乗じた値と暖機状態でのW M T C（パート2）による排出ガス量に〇・七を乗じた値との和の平均値</p>	<p>行当たり一・一四グラム</p>
<p>ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百三十キロメートル毎時以上</p>	<p>冷機状態でのW M T C（パート1）によ</p>	<p>一キロメートル走行当たり一・一四</p>

---

百四十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）、軽自動車（最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）及び原動機付自転車（最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満のものに限る。）

る測定、暖機状態でのW M T C（パート2）による測定及び暖機状態でのW M T C（低速パート3）による測定であつて、冷機状態でのW M T C（パート1）による排出ガス量に〇・二五を乗じた値と暖機状態でのW M T C（パート2）による排出ガス量に〇・五を乗じた値と暖機状態でのW M T C（低速パート3）によ

グラム

	<p>ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。）、軽自動車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。）及び原動機付自転車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上のものに限る。）</p>
<p>る排出ガス量に〇・二五を乗じた値との和の平均値</p>	<p>冷機状態でのWMT C（パート1）による測定、暖機状態でのWMT C（パート2）による測定及び暖機状態でのWMT C（パート3）による測定であつて、冷機状態でのWMT C（パート1）による排出ガス量に〇・二五を乗じた値と暖機</p>
	<p>一キロメートル走行当たり一・一四グラム</p>

<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は</p>	<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの</p>	
<p>八モードによる測定</p>	<p>七モードによる測定 の平均値</p>	<p>状態でのW M T C (パート2) による排出ガス量に〇・五を乗じた値と暖機状態でのW M T C (パート3) による排出ガス量に〇・二五を乗じた値との和の平均値</p>
<p>一キロワット時当</p>	<p>一キロワット時当たり二十・〇グラム</p>	



---

小型特殊自動車であつて、定格出力が  
十九キロワット以上三十七キロワット  
未満のもの

---

又はRMCによる測  
定の平均値並びに暖  
機状態でのNRTC  
による測定及び冷機  
状態でのNRTCに  
よる測定であつて、  
暖機状態でのNRT  
Cによる排出ガス量  
に〇・九を乗じた値  
と冷機状態でのNR  
TCによる排出ガス  
量に〇・一を乗じた  
値との和を暖機状態  
でのNRTCによる  
仕事量に〇・九を乗  
じた値と冷機状態で

たり五・〇グラム

---

	<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上七十五キロワット未満のもの</p>
<p>のNRTCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値の平均値</p>	<p>ハモードによる測定又はRMCによる測定の平均値並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNR</p>
	<p>一キロワット時当たり五・〇グラム</p>

	<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの</p>
<p>T C による排出ガス量に〇・一を乗じた値との和を暖機状態での N R T C による仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態での N R T C による仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値の平均値</p>	<p>八モードによる測定又は R M C による測定の平均値並びに暖機状態での N R T C による測定及び冷機</p>
	<p>一キロワット時当たり五・〇グラム</p>

---

---

状態での N R T C に  
よる測定であつて、  
暖機状態での N R T  
C による排出ガス量  
に 〇・九を乗じた値  
と冷機状態での N R  
T C による排出ガス  
量に 〇・一を乗じた  
値との和を暖機状態  
での N R T C による  
仕事量に 〇・九を乗  
じた値と冷機状態で  
の N R T C による仕  
事量に 〇・一を乗じ  
た値との和で除した  
値の平均値

---

<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの</p>	<p>八モードによる測定又はRMCによる測定 の平均値並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・一を乗じた値との和を暖機状態でのNRTCによる</p>	<p>一キロワット時当たり三・五グラム</p>
---	---	-------------------------

	<p>非メタン炭 化水素（排 気管から排 出されるも のに限る。 ）</p>
	<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（乗車定員が十人のものであつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの及び二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自</p>
<p>仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値の平均値</p>	<p>冷機状態でのWLT C による測定の平均値</p>
	<p>一キロメートル走行当たり〇・一〇グラム</p>

<p>動車を除く。)並びにガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、専ら乗用の用に供するもの</p>	<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、最高車速が百二十キロメートル毎時以上のもの(専ら乗用の用に供するものを除く。)</p>	<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、最高車速が百二十キロメートル毎時未満のもの(専ら乗用の用に供するものを除く。)</p>	<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて</p>
	<p>冷機状態でのWLT C による測定の平均値</p>	<p>冷機状態でのWLT C による測定の平均値</p>	<p>冷機状態でのWLT C による測定の平均値</p>
<p>一キロメートル走行当たり〇・一〇グラム</p>	<p>一キロメートル走行当たり〇・一〇グラム</p>	<p>一キロメートル走行当たり〇・一〇グラム</p>	<p>一キロメートル走行当たり〇・一五</p>

<p>、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>均値</p>	<p>グラム</p>
<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>ＪＥ〇五モードをガソリン重量車用車速変換プログラムにより変換した運転モードによる測定の平均値</p>	<p>一キロワット時当たり〇・二三グラム</p>
<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（乗車定員が十人のものであつて、車両総重量が</p>	<p>冷機状態でのWLT C による測定の平均値</p>	<p>一キロメートル走行当たり〇・〇二四グラム</p>



<p>三千五百キログラムを超えるもの及び二輪自動車を除く。)及び車両総重量が三千五百キログラム以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。)</p>	<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの及び二輪自動車を除く。)</p>
	<p>W H S C による測定並びに暖機状態での W H T C による測定及び冷機状態での W H T C による測定であつて、暖機状態での W H T C による排出ガス量に〇・八六を乗じた値と冷機状態での W H T C による</p>
<p>一キロワット時当たり〇・一七グラム</p>	

	<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上三十七キロワット未満のもの</p>
<p>る排出ガス量に〇・一四を乗じた値との和を暖機状態でのWHTCによる仕事量に〇・八六を乗じた値と冷機状態でのWHTCによる仕事量に〇・一四を乗じた値との和で除した値の平均値</p>	<p>八モードによる測定又はRMCによる測定の平均値並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機</p>
	<p>一キロワット時当たり〇・七グラム</p>

---

---

状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・一を乗じた値との和を暖機状態でのNRTCによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値の平均値

---

<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満のもの</p>	<p>八モードによる測定又はRMCによる測定 の平均値並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・一を乗じた値との和を暖機状態でのNRTCによる</p>	<p>一キロワット時当たり〇・七グラム</p>
--	---	-------------------------

	<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満のもの</p>
<p>仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値の平均値</p>	<p>八モードによる測定又はRMCによる測定の平均値並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガス量</p>
	<p>一キロワット時当たり〇・一九グラム</p>

<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット</p>	
<p>定平均値並びに暖</p>	<p>に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・一を乗じた値との和を暖機状態でのNRTCによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値の平均値</p>
<p>ム 一キロワット時当たり〇・一九グラ</p>	

---

ト未満のもの

---

機状態でのNRTC  
による測定及び冷機  
状態でのNRTCに  
よる測定であつて、  
暖機状態でのNRT  
Cによる排出ガス量  
に〇・九を乗じた値  
と冷機状態でのNR  
TCによる排出ガス  
量に〇・一を乗じた  
値との和を暖機状態  
でのNRTCによる  
仕事量に〇・九を乗  
じた値と冷機状態で  
のNRTCによる仕  
事量に〇・一を乗じ

---

	<p>た値との和で除した 値の平均値</p>	
<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は 小型特殊自動車であつて、定格出力が 百三十キロワット以上五百六十キロワ ット未満のもの</p>	<p>八モードによる測定 又はRMCによる測 定の平均値並びに暖 機状態でのNRTC による測定及び冷機 状態でのNRTCに よる測定であつて、 暖機状態でのNRT Cによる排出ガス量 に〇・九を乗じた値 と冷機状態でのNR TCによる排出ガス 量に〇・一を乗じた</p>	<p>一キロワット時当 たり〇・一九グラ ム</p>



		炭化 水素	排気管 から排 出され るもの	
ガスリンを燃料とする軽自動車（総排 気量が〇・一五〇リットル未満の二輪		ガスリンを燃料とする原動機付自転車 （総排気量が〇・〇五〇リットル以下 であつて、最高速度が五十キロメートル 毎時以下のものに限る。）		
冷機状態でのWMT C（低速パート1）		二輪車モードによる 測定の平均値		値との和を暖機状態 でのNRTCによる 仕事量に〇・九を乗 じた値と冷機状態 でのNRTCによる仕 事量に〇・一を乗じ た値との和で除した 値の平均値
一キロメートル走 行当たり〇・三〇		一キロメートル走 行当たり〇・五〇 グラム		

<p>自動車であつて、最高速度が百キロメートル毎時未満のものに限る。）及び原動機付自転車（総排気量が〇・〇五〇リットルを超えるものであつて、最高速度が五十キロメートル毎時以下のもの又は最高速度が五十キロメートル毎時を超え百キロメートル毎時未満のものに限る。）</p>	<p>による測定及び暖機状態でのW M T C（低速パート1）による測定であつて、冷機状態でのW M T C（低速パート1）による排出ガス量に〇・五を乗じた値との和の平均値</p>	<p>グラム</p>
<p>ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時未満</p>	<p>冷機状態でのW M T C（低速パート1）</p>	<p>一キロメートル走行当たり〇・二〇</p>

<p>の二輪自動車に限る。）、軽自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時未満の二輪自動車（総排気量が〇・一五〇リットル未満であつて、最高速度が百キロメートル毎時未満のものを除く。）に限る。）及び原動機付自転車（最高速度が百キロメートル毎時以上百十五キロメートル毎時未満のものに限る。）</p>	<p>による測定及び暖機状態でのW M T C（低速パート2）による測定であつて、冷機状態でのW M T C（低速パート1）による排出ガス量に〇・三を乗じた値と暖機状態でのW M T C（低速パート2）による排出ガス量に〇・七を乗じた値との和の平均値</p>	<p>グラム</p>
<p>ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時以上</p>	<p>冷機状態でのW M T C（パート1）によ</p>	<p>一キロメートル走行当たり〇・二〇</p>

<p>百三十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）、軽自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）及び原動機付自転車（最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満のものに限る。）</p>	<p>る測定及び暖機状態でのW M T C（パート2）による測定であつて、冷機状態でのW M T C（パート1）による排出ガス量に〇・三を乗じた値と暖機状態でのW M T C（パート2）による排出ガス量に〇・七を乗じた値との和の平均値</p>	<p>グラム</p>
<p>ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満の二輪自</p>	<p>冷機状態でのW M T C（パート1）による測定、暖機状態で</p>	<p>一キロメートル走行当たり〇・一七グラム</p>

---

---

動車に限る。）、軽自動車（最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）及び原動機付自転車（最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満のものに限る。）。

---

のW M T C（パート2）による測定及び暖機状態でのW M T C（低速パート3）による測定であつて、冷機状態でのW M T C（パート1）による排出ガス量に○・二五を乗じた値と暖機状態でのW M T C（パート2）による排出ガス量に○・五を乗じた値と暖機状態でのW M T C（低速パート3）による排出ガス量に○・

---

	<p>二五を乗じた値との和の平均値</p>	
<p>ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。）、軽自動車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。）及び原動機付自転車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上のものに限る。）</p>	<p>冷機状態でのW M T C（パート1）による測定、暖機状態でのW M T C（パート2）による測定及び暖機状態でのW M T C（パート3）による測定であつて、冷機状態でのW M T C（パート1）による排出ガス量に〇・二五を乗じた値と暖機状態でのW M T C（</p>	<p>一キロメートル走行当たり〇・一七グラム</p>

<p>バイ ブ ロ ー ガ</p>	
<p>料とする普通自動車、小型自動車、軽</p>	<p>ガソリン又は液化石油ガス又は軽油を燃        以上五百六十キロワット未満のもの        であつて、定格出力が十九キロワット        らる大型特殊自動車又は小型特殊自動車        ガソリン又は液化石油ガスを燃料とす</p>
<p>一走行による測定</p>	<p>七モードによる測定        の平均値        乗じた値と暖機状態        でのW M T C（パー        ト3）による排出ガ        ス量に〇・二五を乗        じた値との和の平均        値</p>
<p>〇グラム</p>	<p>一キロワット時当        たり〇・六グラム</p>

窒素酸化物	スとし		スとし	
	て排出 される もの	て排出 される もの	て排出 される もの	て排出 される もの
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人	自動車	自動車及び原動機付自転車	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	自動車及び原動機付自転車
冷機状態でのWLT Cによる測定の平 均値			一 走行による測定	一 走行による測定
一キロメートル走 行当たり〇・〇五 グラム			二・〇グラム	〇グラム



<p>以下のもの（乗車定員が十人のものであつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの及び二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）並びにガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、専ら乗用の用に供するもの</p>	<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、最高車速が百二十キロメートル毎時以上のもの（専ら乗用の用に供するものを除く。）</p>	<p>冷機状態でのWLT Cによる測定の平均値</p>
<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とす</p>	<p>冷機状態でのWLT</p>	<p>一キロメートル走</p>
	<p>冷機状態でのWLT Cによる測定の平均値</p>	<p>一キロメートル走行当たり〇・〇五グラム</p>

<p>る軽自動車であつて、最高車速が百二十キロメートル毎時未満のもの（専ら乗用の用に供するものを除く。）</p>	<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの及び二輪自動車</p>
<p>C による測定の平均値</p>	<p>冷機状態でのWLT C による測定の平均値</p>	<p>J E O 五モードをガソリン重量車用車速変換プログラムにより変換した運転モードによる測定の平均</p>
<p>行当たり〇・〇五グラム</p>	<p>一キロメートル走行当たり〇・〇七グラム</p>	<p>一キロワット時当たり〇・七グラム</p>

<p>を除く。）</p>	<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（乗車定員が十人のものであつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの及び二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗</p>
<p>値</p>	<p>冷機状態でのWLT C による測定の平均値</p>	<p>冷機状態でのWLT C による測定の平均値</p>
	<p>一キロメートル走行当たり〇・一五グラム</p>	<p>一キロメートル走行当たり〇・二四グラム</p>

<p>車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>
	<p>W H S C による測定並びに暖機状態での W H T C による測定及び冷機状態での W H T C による測定であつて、暖機状態での W H T C による排出ガス量に〇・八六を乗じた値と冷機状態での W H T C による排出ガス量に〇・一四を乗じた値との和を暖機状態での W</p>
	<p>一キロワット時当たり〇・四グラム</p>

<p>ガソリンを燃料とする軽自動車（総排気量が〇・一五〇リットル未満の二輪自動車であつて、最高速度が百キロメ</p>	<p>ガソリンを燃料とする原動機付自転車（総排気量が〇・〇五〇リットル以下であつて、最高速度が五十キロメートル毎時以下のものに限る。）</p>	
<p>冷機状態でのWMT C（低速パート1）による測定及び暖機</p>	<p>二輪車モードによる測定の平均値</p>	<p>HTCによる仕事量に〇・八六を乗じた値と冷機状態でのWHTCによる仕事量に〇・一四を乗じた値との和で除した値の平均値</p>
<p>一キロメートル走行当たり〇・〇七グラム</p>	<p>一キロメートル走行当たり〇・一五グラム</p>	

<p>の二輪自動車に限る。）、軽自動車（ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）、軽自動車（</p>	<p>メートル毎時未満のものに限る。）及び原動機付自転車（総排気量が〇・〇五〇リットルを超えるものであつて、最高速度が五十キロメートル毎時以下のもの又は最高速度が五十キロメートル毎時を超え百キロメートル毎時未満のものに限る。）</p>
<p>冷機状態でのWMT C（低速パート1）による測定及び暖機</p>	<p>状態でのWMT C（低速パート1）による測定であつて、冷機状態でのWMT C（低速パート1）による排出ガス量に〇・五を乗じた値と暖機状態でのWMT C（低速パート1）による排出ガス量に〇・五を乗じた値との平均値</p>
<p>グラム 一キロメートル走行当たり〇・〇七</p>	

<p>ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満の二輪自</p>	<p>最高速度が百十五キロメートル毎時未満の二輪自動車（総排気量が〇・一五〇リットル未満であつて、最高速度が百キロメートル毎時未満のものを除く。に限り。）及び原動機付自転車（最高速度が百キロメートル毎時以上百十五キロメートル毎時未満のものに限る。）</p>
<p>冷機状態でのW M T C（パート1）による測定及び暖機状態</p>	<p>状態でのW M T C（低速パート2）による測定であつて、冷機状態でのW M T C（低速パート1）による排出ガス量に〇・三を乗じた値と暖機状態でのW M T C（低速パート2）による排出ガス量に〇・七を乗じた値との和の平均値</p>
<p>一キロメートル走行当たり〇・〇七グラム</p>	

<p>動車に限る。）、軽自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）及び原動機付自転車（最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満のものに限る。）</p>	<p>でのW M T C（パート2）による測定であつて、冷機状態でのW M T C（パート1）による排出ガス量に〇・三を乗じた値と暖機状態でのW M T C（パート2）による排出ガス量に〇・七を乗じた値との和の平均値</p>	<p>一キロメートル走行当たり〇・〇九グラム</p>
<p>ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）、軽自動車（最高速度</p>	<p>冷機状態でのW M T C（パート1）による測定、暖機状態でのW M T C（パート</p>	<p>一キロメートル走行当たり〇・〇九グラム</p>



---

が百三十キロメートル毎時以上百四十  
キロメートル毎時未満の二輪自動車に  
限る。 ) 及び原動機付自転車 ( 最高速  
度が百三十キロメートル毎時以上百四  
十キロメートル毎時未満のものに限る  
。 )

---

2 ) による測定及び  
暖機状態での W M T  
C ( 低速パート 3 )  
による測定であつて  
、冷機状態での W M  
T C ( パート 1 ) に  
よる排出ガス量に ○  
・二五を乗じた値と  
暖機状態での W M T  
C ( パート 2 ) によ  
る排出ガス量に ○・  
五を乗じた値と暖機  
状態での W M T C ( )  
低速パート 3 ) によ  
る排出ガス量に ○・  
二五を乗じた値との

---

<p>ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。）、軽自動車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。）及び原動機付自転車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上のものに限る。）</p>	
<p>冷機状態でのWMT C（パート1）による測定、暖機状態でのWMT C（パート2）による測定及び暖機状態でのWMT C（パート3）による測定であつて、冷機状態でのWMT C（パート1）による排出ガス量に〇・二五を乗じた値と暖機状態でのWMT C（パート2）による排</p>	<p>和の平均値</p>
	<p>一キロメートル走行当たり〇・〇九グラム</p>

<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上三十七キロワット</p>	<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの</p>	
<p>八モードによる測定又はRMCによる測定</p>	<p>七モードによる測定</p>	<p>出ガス量に〇・五を乗じた値と暖機状態でのWMTc（パート3）による排出ガス量に〇・二五を乗じた値との和の平均値</p>
<p>一キロワット時当たり四・〇グラム</p>	<p>一キロワット時当たり〇・六グラム</p>	

---

未満のもの

---

機状態でのNRTC  
による測定及び冷機  
状態でのNRTCに  
よる測定であつて、  
暖機状態でのNRT  
Cによる排出ガス量  
に〇・九を乗じた値  
と冷機状態でのNR  
TCによる排出ガス  
量に〇・一を乗じた  
値との和を暖機状態  
でのNRTCによる  
仕事量に〇・九を乗  
じた値と冷機状態で  
のNRTCによる仕  
事量に〇・一を乗じ

---

	<p>た値との和で除した 値の平均値</p>	
<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は 小型特殊自動車であつて、定格出力が 三十七キロワット以上五十六キロワッ ト未満のもの</p>	<p>八モードによる測定 又はRMCによる測 定の平均値並びに暖 機状態でのNRTC による測定及び冷機 状態でのNRTCに よる測定であつて、 暖機状態でのNRT Cによる排出ガス量 に〇・九を乗じた値 と冷機状態でのNR TCによる排出ガス 量に〇・一を乗じた</p>	<p>一キロワット時当 たり四・〇グラム</p>

	<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満のもの</p>	<p>値との和を暖機状態でのNRTCによる仕事量に0.9を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に0.1を乗じた値との和で除した値の平均値</p>	<p>一キロワット時当たり0.4グラム</p>
<p>八モードによる測定又はRMCによる測定の平均値並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、</p>			

<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は</p>	
<p>八モードによる測定</p>	<p>暖機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・一を乗じた値との和を暖機状態でのNRTCによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値の平均値</p>
<p>一キロワット時当</p>	

---

小型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの

---

又はRMCによる測定の平均値並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・一を乗じた値との和を暖機状態でのNRTCによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態で

たり〇・四グラム

---



	<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの</p>
<p>のNRTCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値の平均値</p>	<p>ハモードによる測定又はRMCによる測定の平均値並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNR</p>
	<p>一キロワット時当たり〇・四グラム</p>

	<p>粒子状物質</p>
	<p>ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（乗車定員が十</p>
<p>TCによる排出ガス量に〇・一を乗じた値との和を暖機状態でのNRTCによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値の平均値</p>	<p>冷機状態でのWLT Cによる測定の平均値</p>
	<p>一キロメートル走行当たり〇・〇〇五グラム</p>

<p>人のものであつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの及び二輪自動車を除く。)及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。)並びにガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する軽自動車であつて、専ら乗用の用に供するもの</p>	<p>ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する軽自動車であつて、最高車速が百二十キメートル毎時以上のもの(専ら乗用の用に供するものを除</p>
	<p>冷機状態でのWLT C による測定 の平均値</p>
	<p>一キ ロメ ートル 走 行 当 た り 〇 ・ 〇 〇 五 グ ラ ム</p>

く。)	ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する軽自動車であつて、最高車速が百二十キロメートル毎時未満のもの（専ら乗用の用に供するものを除く。）	冷機状態でのWLT C による測定 の平均値	一キロメートル走行当たり〇・〇〇 五グラム
ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除	冷機状態でのWLT C による測定 の平均値	一キロメートル走行当たり〇・〇〇 七グラム	

く。)	ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	J E O 五モードをガソリン重量車用車速変換プログラムにより変換した運転モードによる測定の平均値	一キロワット時当たり〇・〇一〇グラム
軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（乗車定員が十人のものであつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの及び二輪自動車を除く。）及び車両総重量	冷機状態でのW L T C による測定の平均値	一キロメートル走行当たり〇・〇〇五グラム	

<p>が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>		<p>冷機状態でのWLT Cによる測定の平均値</p>		<p>一キロメートル走行当たり〇・〇〇七グラム</p>
<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>W H S Cによる測定 並びに暖機状態でのW H T Cによる測定 及び冷機状態でのW H T Cによる測定</p>	<p>一キロワット時当たり〇・〇一〇グラム</p>			

あつて、暖機状態でのW H T Cによる排出ガス量に〇・八六を乗じた値と冷機状態でのW H T Cによる仕事量に〇・一四を乗じた値との和で除した値の平均値

---

軽油を燃料とする大型特殊自動車又は  
小型特殊自動車であつて、定格出力が  
十九キロワット以上三十七キロワット  
未満のもの

---

八モードによる測定 又はRMCによる測 定の平均値並びに暖 機状態でのNRTC による測定及び冷機 状態でのNRTCに よる測定であつて、 暖機状態でのNRTC による排出ガス量 に〇・九を乗じた値 と冷機状態でのNR TCによる排出ガス 量に〇・一を乗じた 値との和を暖機状態 でのNRTCによる 仕事量に〇・九を乗	一キロワット時当 たり〇・〇三グラ ム
--	---------------------------

---



	<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満のもの</p>
<p>じた値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値の平均値</p>	<p>八モードによる測定又はRMCによる測定の平均値並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・九を乗じた値</p>
	<p>一キロワット時当たり〇・〇二五グラム</p>

<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満のもの</p>	
<p>機状態でのNRTC</p>	<p>と冷機状態でのNR TCによる排出ガス 量に〇・一を乗じた 値との和を暖機状態 でのNRTCによる 仕事量に〇・九を乗 じた値と冷機状態で のNRTCによる仕 事量に〇・一を乗じ た値との和で除した 値の平均値</p>
<p>ム</p>	<p>一キロワット時当 たり〇・〇二グラ</p>

---

---

による測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・一を乗じた値との和を暖機状態でのNRTCによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した

---

	<p>値の平均値</p>	
<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの</p>	<p>八モードによる測定又はRMCによる測定の平均値並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・九を乗じた値との和を暖機状態</p>	<p>一キロワット時当たり〇・〇二グラム</p>

	<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの</p>
<p>でのNRTCによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値の平均値</p>	<p>ハモードによる測定又はRMCによる測定の平均値並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRT</p>
	<p>一キロワット時当たり〇・〇二グラム</p>

この告示は、平成二十八年四月二十一日から施行する。

附 則

Cによる排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNR TCによる排出ガス量に〇・一を乗じた値との和を暖機状態でのNR TCによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNR TCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値の平均値

自動車排出ガスの量の許容限度の一部を改正する件新旧対照条文（抄）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十九条第一項の規定に基づき、自動車排出ガスの量の許容限度を次のように定め、自動車排出ガスの量の許容限度（昭和四十七年十二月環境庁告示第百十五号）は、廃止する。</p> <p>大気汚染防止法第十九条第一項の自動車排出ガスの量の許容限度は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 普通自動車、小型自動車及び大型特殊自動車（道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号。以下「規則」という。）第二条に規定する普通自動車、小型自動車及び大型特殊自動車であつて、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。）第十六条第一項の抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項により自動車検査証が返納された自動車を除くものをいう。別表第一において同じ。）並びに軽自動車（規則第二条に規定する軽自動車であつて、法第六十九条第四項により自動車検査証が返納された軽自動車及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下同じ。）を除くものをいう。別表第一において同じ。）であつて、法第五十九条第一項の予備検査を受けようとするもの 別表第一に掲げる</p>	<p>大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十九条第一項の規定に基づき、自動車排出ガスの量の許容限度を次のように定め、自動車排出ガスの量の許容限度（昭和四十七年十二月環境庁告示第百十五号）は、廃止する。</p> <p>大気汚染防止法第十九条第一項の自動車排出ガスの量の許容限度は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 普通自動車、小型自動車及び大型特殊自動車（道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号。以下「規則」という。）第二条に規定する普通自動車、小型自動車及び大型特殊自動車であつて、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。）第十六条第一項の抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項により自動車検査証が返納された自動車を除くものをいう。別表第一において同じ。）並びに軽自動車（規則第二条に規定する軽自動車であつて、法第六十九条第四項により自動車検査証が返納された軽自動車及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下同じ。）を除くものをいう。別表第一において同じ。）であつて、法第五十九条第一項の予備検査を受けようとするもの 別表第一に掲げる</p>

許容限度

二 普通自動車、小型自動車及び大型特殊自動車（規則第二条に規定する普通自動車、小型自動車及び大型特殊自動車であつて、法第十六条第一項の抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項により自動車検査証が返納された自動車を除くものをいう。別表第一の二において同じ。）並びに軽自動車（規則第二条に規定する軽自動車であつて、法第六十九条第四項により自動車検査証が返納された軽自動車及び二輪自動車を除くものをいう。）であつて、法第七十五条第四項の検査を受けようとするもの及び当該自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置（装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第二条第十八号に規定する一酸化炭素等発散防止装置をいう。）について規則第六十三条の検査を受けようとするもの並びに軽自動車（規則第二条に規定する軽自動車であつて、法第六十九条第四項により自動車検査証が返納された軽自動車を除き、二輪自動車に限る。）及び小型特殊自動車（規則第二条に規定する小型特殊自動車をいう。以下同じ。）並びに原動機付自転車（法第二条第三項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）であつて、規則第六十二条の三第五項の検査を受けようとするもの  
別表第一の二に掲げる許容限度

三（略）

許容限度

二 普通自動車、小型自動車及び大型特殊自動車（規則第二条に規定する普通自動車、小型自動車及び大型特殊自動車であつて、法第十六条第一項の抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項により自動車検査証が返納された自動車を除くものをいう。別表第一の二において同じ。）並びに軽自動車（規則第二条に規定する軽自動車であつて、法第六十九条第四項により自動車検査証が返納された軽自動車及び二輪自動車を除くものをいう。）であつて、法第七十五条第四項の検査を受けようとするもの及び当該自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置（装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第二条第十八号に規定する一酸化炭素等発散防止装置をいう。）について規則第六十三条の検査を受けようとするもの並びに軽自動車（規則第二条に規定する軽自動車であつて、法第六十九条第四項により自動車検査証が返納された軽自動車を除き、二輪自動車に限る。）及び小型特殊自動車（規則第二条に規定する小型特殊自動車をいう。以下同じ。）並びに原動機付自転車（法第二条第三項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）であつて、規則第六十二条の三第五項の検査を受けようとするもの  
別表第一の二に掲げる許容限度

三（略）



別表第一

自動車排出ガスの種類	自動車の種別	測定の方法	自動車排出ガスの量の許容限度
一酸化炭素	ガソリン又は大気汚染防止法第二条第十四項の自動車及び原動機付自転車を定める省令（昭和四十三年運輸省令第五十八号）に規定する液化石油ガス（以下「液化石油ガス」という。）を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（乗車定員が十人のものであつて、法	冷機状態でのWLTTCによる測定	一キロメートル走行当たり二・〇三グラム

別表第一

自動車排出ガスの種類	自動車の種別	測定の方法	自動車排出ガスの量の許容限度
一酸化炭素	ガソリン又は大気汚染防止法第二条第十四項の自動車及び原動機付自転車を定める省令（昭和四十三年運輸省令第五十八号）に規定する液化石油ガス（以下「液化石油ガス」という。）を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（二輪自動車を除く。）及び法第四十	暖機状態でのJCOモードによる測定であつて、暖機状態でのJCOモードによる測定に〇・七五を乗じた値と冷機状態でのJ	一キロメートル走行当たり九二グラム

<p>第四十条第三号に規定する車両総重量（以下「車両総重量」という。）が三千五百キログラムを超えるもの及び二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）並びにガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、専ら乗用の用に供するもの</p>	<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、</p>
	<p>冷機状態で のW L T C による測</p>
	<p>一キロメートル 走行当たり 七・〇六グラ</p>

<p>条第三号に規定する車両総重量（以下「車両総重量」という。）が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）並びにガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、専ら乗用の用に供するもの</p>	<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（専ら乗用</p>
<p>C O 八モードによる測定値に〇・二五を乗じた値との和</p>	<p>暖機状態で のJ C O 八 モードによ</p>
	<p>一キロメートル 走行当たり六・ 六七グラム</p>

最高車速が百二十キ ロメートル毎時以上 のもの（専ら乗用の 用に供するものを除 く。）		ガソリン又は液化石 油ガスを燃料とする
定		冷機状態で のW L T C
Δ		一キロメートル 走行当たり

の用に供するものを 除く。）		（新規）
る測定及び 冷機状態で のJ C O H モードによ る測定であ つて、暖機 状態でのJ C O H モー ドによる測 定値に〇・ 七五を乗じ た値と冷機 状態でのJ C O H モー ドによる測 定値に〇・ 二五を乗じ た値との和		（新規）
		（新規）

<p>軽自動車であつて、最高車速が百二十キロメートル毎時未満のもの（専ら乗用の用に供するものを除く。）</p>	<p>定</p> <p>による測</p>	<p>七・〇六グラ</p>
<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>冷機状態で のW L T C による測</p>	<p>一キロメートル 走行当たり 四・四八グラ</p>

<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>暖機状態で のJ C O H モードによ</p>	<p>一キロメートル 走行当たり四・ 〇八グラム</p>
<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>暖機状態で のJ C O H モードによ</p>	<p>一キロメートル 走行当たり四・ 〇八グラム</p>

乗用の用に供する乗 自動車であつて、専ら 通自動車又は小型自 軽油を燃料とする普 通自動車又は小型自 乗用の用に供する乗 自動車であつて、専ら	輪自動車を除く。) 人以下のもの及び二 に供する乗車定員九 もの(専ら乗用の用 キログラムを超える 両総重量が三千五百 自動車であつて、車 普通自動車又は小型 油ガスを燃料とする ガソリン又は液化石	測定 による測 のW L T C 冷機状態で	一キロワット 時当たり二十 一・三グラム 用車速変換 プログラム により変換 した運転モ ードによる 測定	一キロワット 時当たり二十 一・三グラム
---	--	---------------------------------	---	----------------------------

乗用の用に供する乗 自動車であつて、専ら 通自動車又は小型自 軽油を燃料とする普 通自動車又は小型自 乗用の用に供する乗 自動車であつて、専ら	輪自動車を除く。) 人以下のもの及び二 に供する乗車定員十 もの(専ら乗用の用 キログラムを超える 両総重量が三千五百 自動車であつて、車 普通自動車又は小型 油ガスを燃料とする ガソリン又は液化石	測定及び モードによ のJ C O 八 暖機状態で	状態でのJ C O 八モ ードによる測 定値に〇・ 二五を乗じ た値との和 測定	一キロワット時 当たり二十一・ 三グラム
---	--	------------------------------------	--	----------------------------

<p>車定員十人以下のもの（乗車定員が十人のものであつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの及び二輪自動車を除く。）及び車両総重量が三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>		<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キ</p>
	<p>W H S C に よる測定並 びに暖機状 態での W H</p>	<p>態での W H</p>
		<p>一キロワット 時 九五グラム</p>

<p>車定員十人以下のもの（二輪自動車を除く。）及び車両総重量が三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>		<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キ</p>
<p>冷機状態で の J C O 八 モードによ る測定であ つて、暖機 状態での J C O 八モー ドによる測 定値に〇・ 七五を乗じ た値と冷機 状態での J C O 八モー ドによる測 定値に〇・ 二五を乗じ た値との和</p>		<p>W H S C に よる測定並 びに暖機状 態での W H</p>
		<p>一キロワット時 当 たり二・九五 グラム</p>

プログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの及び二輪自動車を除く。）

TCによる測定及び冷機状態でのWHTCによる測定であつて、暖機状態でのWHTCによる排出ガス量に〇・八六を乗じた値と冷機状態でのWHTCによる排出ガス量に〇・一四を乗じた値との和を暖機状態でのWHTCによる仕事量に〇・八

プログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）

TCによる測定及び冷機状態でのWHTCによる測定であつて、暖機状態でのWHTCによる排出ガス量に〇・八六を乗じた値と冷機状態でのWHTCによる排出ガス量に〇・一四を乗じた値との和を暖機状態でのWHTCによる仕事量に〇・八

	ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）
六を乗じた値と冷機状態でのWHTCによる仕事量に〇・一四を乗じた値との和で除した値	冷機状態でのWHTC（低速パート1）による測定及び暖機状態でのWHTC（低速パート2）による測定であつて、冷機状態でのW
	一キロメートル走行当たり一・五八グラム

	ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）
六を乗じた値と冷機状態でのWHTCによる仕事量に〇・一四を乗じた値との和で除した値	冷機状態でのWHTC（低速パート1）による測定及び暖機状態でのWHTC（低速パート2）による測定であつて、冷機状態でのW
	一キロメートル走行当たり一・五八グラム





ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高 速度が百三十キロメ ートル毎時以上百四 ）による測 ム	冷機状態で のW M T C （パート1 ）による測 ム	値との和 七を乗じた ス量に〇・ よる排出ガ I ト 2 ）に M T C （パ 状態でのW た値と暖機 ・三を乗じ ガス量に〇 による排出 パート1） W M T C （ 機状態での あつて、冷 よる測定で I ト 2 ）に	一キロメートル 走行当たり 一・五八グラ ム
			一キロメートル 走行当たり 一・五八グラ ム

ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高 速度が百三十キロメ ートル毎時以上百四 ）による測 ム	冷機状態で のW M T C （パート1 ）による測 ム	値との和 七を乗じた ス量に〇・ よる排出ガ I ト 2 ）に M T C （パ 状態でのW た値と暖機 ・三を乗じ ガス量に〇 による排出 パート1） W M T C （ 機状態での あつて、冷 よる測定で I ト 2 ）に	一キロメートル 走行当たり 一・五八グラ ム
			一キロメートル 走行当たり 一・五八グラ ム

十キロメートル毎時 未満の二輪自動車に 限る。）	定、暖機状 態でのWM	T C（パー ト2）によ る測定及び 暖機状態で のW M T C （低速パー ト3）によ る測定であ つて、冷機 状態でのW M T C（パ ート1）に よる排出ガ ス量に○・ 二五を乗じ た値と暖機 状態でのW M T C（パ ート2）に よる排出ガ
--------------------------------	----------------	--

十キロメートル毎時 未満の二輪自動車に 限る。）	定、暖機状 態でのWM	T C（パー ト2）によ る測定及び 暖機状態で のW M T C （低速パー ト3）によ る測定であ つて、冷機 状態でのW M T C（パ ート1）に よる排出ガ ス量に○・ 二五を乗じ た値と暖機 状態でのW M T C（パ ート2）に よる排出ガ
--------------------------------	----------------	--

	<p>ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。）</p>
<p>ス量に○・五を乗じた値と暖機状態でのWMTC（低速パート3）による排出ガス量に○・二五を乗じた値との和</p>	<p>冷機状態でWMTC（パート1）による測定、暖機状態でのWMTC（パート2）による測定及び暖機状態で</p> <p>一キロメートル走行当たり一・五八グラム</p>

	<p>ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。）</p>
<p>ス量に○・五を乗じた値と暖機状態でのWMTC（低速パート3）による排出ガス量に○・二五を乗じた値との和</p>	<p>冷機状態でWMTC（パート1）による測定、暖機状態でのWMTC（パート2）による測定及び暖機状態で</p> <p>一キロメートル走行当たり一・五八グラム</p>

---

---

の W M T C  
(パート 3  
による測  
定であつて  
、冷機状態  
での W M T  
C (パート  
1) による  
排出ガス量  
に〇・二五  
を乗じた値  
と暖機状態  
での W M T  
C (パート  
2) による  
排出ガス量  
に〇・五を  
乗じた値と  
暖機状態で  
の W M T C  
(パート 3  
による排

---

---

---

---

の W M T C  
(パート 3  
による測  
定であつて  
、冷機状態  
での W M T  
C (パート  
1) による  
排出ガス量  
に〇・二五  
を乗じた値  
と暖機状態  
での W M T  
C (パート  
2) による  
排出ガス量  
に〇・五を  
乗じた値と  
暖機状態で  
の W M T C  
(パート 3  
による排

---

---

機状態での測定及び冷TCによる態でのNR	七キロワット未満のもの	軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上三十キロワット未満のもの	満のもの	九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	大型特殊自動車であつて、定格出力が十	油ガスを燃料とする	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする	七モードによる測定	出ガス量に〇・二五を乗じた値との和
								一キロワット時当たり二十六・六グラム	
機状態での測定及び冷TCによる態でのNR	七キロワット未満のもの	軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上三十キロワット未満のもの	満のもの	九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	大型特殊自動車であつて、定格出力が十	油ガスを燃料とする	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする	七モードによる測定	出ガス量に〇・二五を乗じた値との和
								一キロワット時当たり二十六・六グラム	

機状態での測定及び冷TCによる態でのNR	七キロワット未満のもの	軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上三十キロワット未満のもの	満のもの	九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	大型特殊自動車であつて、定格出力が十	油ガスを燃料とする	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする	七モードによる測定	出ガス量に〇・二五を乗じた値との和
								一キロワット時当たり二十六・六グラム	
機状態での測定及び冷TCによる態でのNR	七キロワット未満のもの	軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上三十キロワット未満のもの	満のもの	九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	大型特殊自動車であつて、定格出力が十	油ガスを燃料とする	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする	七モードによる測定	出ガス量に〇・二五を乗じた値との和
								一キロワット時当たり二十六・六グラム	

---

---

N R T C に  
機状態での  
じた値と冷  
○・九を乗  
る仕事量に  
R T C によ  
状態での N  
の和を暖機  
乗じた値と  
に○・一を  
排出ガス量  
T C による  
態での N R  
値と冷機状  
九を乗じた  
ス量に○・  
よる排出ガ  
N R T C に  
機状態での  
あつて、暖  
よる測定で  
N R T C に

---

---

---

---

N R T C に  
機状態での  
じた値と冷  
○・九を乗  
る仕事量に  
R T C によ  
状態での N  
の和を暖機  
乗じた値と  
に○・一を  
排出ガス量  
T C による  
態での N R  
値と冷機状  
九を乗じた  
ス量に○・  
よる排出ガ  
N R T C に  
機状態での  
あつて、暖  
よる測定で  
N R T C に

---

---

<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上七十五キロワット未満のもの</p>	<p>よる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値</p>	<p>八モードに よる測定又はRMCに よる測定並 びに暖機状態でのNR TCによる 測定及び冷 機状態での NRTCに よる測定で あつて、暖 機状態での NRTCに よる排出ガ ス量に〇・</p>	<p>一キロワット 時あたり六・ 五グラム</p>
---	-------------------------------	--	-----------------------------------

<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上七十五キロワット未満のもの</p>	<p>よる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値</p>	<p>八モードに よる測定又はRMCに よる測定並 びに暖機状態でのNR TCによる 測定及び冷 機状態での NRTCに よる測定で あつて、暖 機状態での NRTCに よる排出ガ ス量に〇・</p>	<p>一キロワット時 あたり六・五 グラム</p>
---	-------------------------------	--	-----------------------------------



軽油を燃料とする大	
	九を乗じた 値と冷機状 態でのNR TCによる 排出ガス量 に〇・一を 乗じた値と の和を暖機 状態でのN RTCによ る仕事量に 〇・九を乗 じた値と冷 機状態での NRTCに よる仕事量 に〇・一を 乗じた値と の和で除し た値
八モードに	
一キロワット	

軽油を燃料とする大	
	九を乗じた 値と冷機状 態でのNR TCによる 排出ガス量 に〇・一を 乗じた値と の和を暖機 状態でのN RTCによ る仕事量に 〇・九を乗 じた値と冷 機状態での NRTCに よる仕事量 に〇・一を 乗じた値と の和で除し た値
八モードに	
一キロワット時	

型特殊自動車であつて、定格出力が七十	よる測定又	時当たり六・
五キロワット以上百	はRMCに	五グラム
三十キロワット未満	よる測定並	
のもの	びに暖機状	
	態でのNR	
	TCによる	
	測定及び冷	
	機状態での	
	NRTCに	
	よる測定で	
	あつて、暖	
	機状態での	
	NRTCに	
	よる排出ガ	
	ス量に○・	
	九を乗じた	
	値と冷機状	
	態でのNR	
	TCによる	
	排出ガス量	
	に○・一を	
	乗じた値と	

型特殊自動車であつて、定格出力が七十	よる測定又	当たり六・五グ
五キロワット以上百	はRMCに	ラム
三十キロワット未満	よる測定並	
のもの	びに暖機状	
	態でのNR	
	TCによる	
	測定及び冷	
	機状態での	
	NRTCに	
	よる測定で	
	あつて、暖	
	機状態での	
	NRTCに	
	よる排出ガ	
	ス量に○・	
	九を乗じた	
	値と冷機状	
	態でのNR	
	TCによる	
	排出ガス量	
	に○・一を	
	乗じた値と	

満のもの 百六十キロワット未 十キロワット以上五 十キロワット以上五 びに暖機状 態でのNR TCによる 測定及び冷	軽油を燃料とする大 型特殊自動車であつ て、定格出力が百三 十キロワット以上五 十キロワット以上五 びに暖機状 態でのNR TCによる 測定及び冷	八モードに よる測定又 はRMCに よる測定並 びに暖機状 態でのNR TCによる 測定及び冷	の和を暖機 状態でのN RTCによ る仕事量に 〇・九を乗 じた値と冷 機状態での NRTCに よる仕事量 に〇・一を 乗じた値と の和で除し た値	一キロワット 時当たり四・ 六グラム
				一キロワット 時当たり四・ 六グラム

満のもの 百六十キロワット未 十キロワット以上五 十キロワット以上五 びに暖機状 態でのNR TCによる 測定及び冷	軽油を燃料とする大 型特殊自動車であつ て、定格出力が百三 十キロワット以上五 十キロワット以上五 びに暖機状 態でのNR TCによる 測定及び冷	八モードに よる測定又 はRMCに よる測定並 びに暖機状 態でのNR TCによる 測定及び冷	の和を暖機 状態でのN RTCによ る仕事量に 〇・九を乗 じた値と冷 機状態での NRTCに よる仕事量 に〇・一を 乗じた値と の和で除し た値	一キロワット 時当たり四・ 六グラム
				一キロワット 時当たり四・ 六グラム

---

---

機状態での  
NRTCに  
よる測定で  
あつて、暖  
機状態での  
NRTCに  
よる排出ガ  
ス量に〇・  
九を乗じた  
値と冷機状  
態でのNR  
TCによる  
排出ガス量  
に〇・一を  
乗じた値と  
の和を暖機  
状態でのN  
RTCによ  
る仕事量に  
〇・九を乗  
じた値と冷  
機状態での

---

---

---

---

機状態での  
NRTCに  
よる測定で  
あつて、暖  
機状態での  
NRTCに  
よる排出ガ  
ス量に〇・  
九を乗じた  
値と冷機状  
態でのNR  
TCによる  
排出ガス量  
に〇・一を  
乗じた値と  
の和を暖機  
状態でのN  
RTCによ  
る仕事量に  
〇・九を乗  
じた値と冷  
機状態での

---

---

	<p>非メタン炭化水素（排気管から排出されるものに限る。）</p>	<p>冷機状態でのWLTCTによる測定値</p>	<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（乗車定員が十人のものであつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの及び二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供</p>	<p>NRTCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値</p>
	<p>非メタン炭化水素（排気管から排出されるものに限る。）</p>	<p>暖機状態でのJCOHモードによる測定及び冷機状態でのJCOHモードによる測定</p>	<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（二輪自動車を除く。）及び車両総重量が三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）並びにガソリン又は液化石油</p>	<p>NRTCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値</p>

<p>する乗車定員十人以上のもの及び二輪自動車を除く。( )並びにガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、専ら乗用の用に供するもの</p>	<p>冷機状態で のW L T C による測 定</p>	<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、最高車速が百二十キロメートル毎時以上のもの(専ら乗用の用に供するものを除く。)</p>
	<p>一キロメートル 走行当たり 〇・一六グラ ム</p>	

<p>油ガスを燃料とする軽自動車であつて、専ら乗用の用に供するもの</p>	<p>状態でのJ C〇八モー ドによる測 定値に〇・ 二五を乗じ た値との和</p>	<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車(専ら乗用の用に供するものを除く。)</p>
<p>暖機状態で のJ C〇八 モードによ る測定値に</p>	<p>一キロメートル 走行当たり〇・ 〇八グラム</p>	<p>及び冷機状態でのJ C 〇八モード による測定 であつて、 暖機状態で のJ C〇八 モードによ る測定値に</p>

	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、最高車速が百二十キロメートル毎時未満のもの（専ら乗用に供するものを除く。）	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型
	冷機状態で のW L T C による測	冷機状態で のW L T C による測
	一キロメートル 走行当たり 〇・一六グラ	一キロメートル 走行当たり 〇・二三グラ

	(新規)	(新規)
〇・七五を乗じた値と冷機状態でJ C O 八モードによる測定値に〇・二五を乗じた値との和	(新規)	(新規)
	(新規)	(新規)

軽油を燃料とする普	自動車であつて、車 両総重量が千七百キ ログラムを超え三千 五百キログラム以下 のもの（専ら乗用の 用に供する乗車定員 十人以下のもの及び 二輪自動車を除く。 ）	自動車であつて、車 両総重量が千七百キ ログラムを超え三千 五百キログラム以下 のもの（専ら乗用の 用に供する乗車定員 十人以下のもの及び 二輪自動車を除く。 ）
冷機状態で	測定 により変換 した運転モ ードによる	J E O 五モ ードをガソ リン重量車 用車速変換 プログラム により変換 した運転モ ードによる
一キロメートル	一キロワット 時当たり〇・ 三三グラム	一キロワット 時当たり〇・ 三三グラム

軽油を燃料とする普	自動車であつて、車 両総重量が三千五百 キログラムを超える もの（専ら乗用の用 に供する乗車定員十 人以下のもの及び二 輪自動車を除く。）	自動車であつて、車 両総重量が三千五百 キログラムを超え るもの（専ら乗用の 用に供する乗車定員 十人以下のもの及び 二輪自動車を除く。）
暖機状態で	測定 により変換 した運転モ ードによる	J E O 五モ ードをガソ リン重量車 用車速変換 プログラム により変換 した運転モ ードによる
一キロメートル	一キロワット時 当たり〇・三一 グラム	一キロワット時 当たり〇・三一 グラム



軽油を燃料とする普	<p>通自動車又は小型自          動車であつて、専ら          乗用の用に供する乗          車定員十人以下のも          の（乗車定員が十人          のものであつて、車          両総重量が三千五百          キログラムを超える          もの及び二輪自動車          を除く。）及び車両          総重量が三千五百キ          ログラム以下のもの          （専ら乗用の用に供          する乗車定員十人以          下のもの及び二輪自          動車を除く。）</p>
W H S C に	<p>のWLT C による測</p>
一 キ ロ ワ ツ ト	<p>ル走行 当たり 〇・〇 三七 グ ラム</p>

軽油を燃料とする普	<p>通自動車又は小型自          動車であつて、専ら          乗用の用に供する乗          車定員十人以下のも          の（二輪自動車を除          く。）及び車両総重          量が三千五百キログ          ラム以下のもの（専          ら乗用の用に供する          乗車定員十人以下の          もの及び二輪自動車          を除く。）</p>
W H S C に	<p>のJCO 八 モード による 測定及 び冷機 状態で のJCO 八 モード による 測定 であ る暖機 状態 でのJ CO 八 モード による 測定 に〇・ 七五を 乗じた 値と冷 機状態 でのJ CO 八 モード による 測定 に〇・ 二五を 乗じた 値との 和</p>
一 キ ロ ワ ツ ト 時	<p>走行 当たり 〇・ 三三 グラム</p>

通自動車又は小型自 動車であつて、車両 総重量が三千五百キ ログラムを超えるも の（専ら乗用の用に 供する乗車定員九人 以下のもの及び二輪 自動車を除く。）	よる測定並 びに暖機状 態でのW H T Cによる 測定及び冷 機状態での W H T Cに よる測定で あつて、暖 機状態での W H T Cに よる排出ガ ス量に〇・ 八六を乗じ た値と冷機 状態でのW H T Cによ る排出ガス 量に〇・一 四を乗じた 値との和を 暖機状態で	時当たり〇・ 二三グラム
---	--	-----------------

通自動車又は小型自 動車であつて、車両 総重量が三千五百キ ログラムを超えるも の（専ら乗用の用に 供する乗車定員十人 以下のもの及び二輪 自動車を除く。）	よる測定並 びに暖機状 態でのW H T Cによる 測定及び冷 機状態での W H T Cに よる測定で あつて、暖 機状態での W H T Cに よる排出ガ ス量に〇・ 八六を乗じ た値と冷機 状態でのW H T Cによ る排出ガス 量に〇・一 四を乗じた 値との和を 暖機状態で	当たり〇・二三 グラム
---	--	----------------

軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上三十キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNR TCによる測定及び冷機状態での	のWHTCによる仕事量に〇・八六を乗じた値と冷機状態でのWH TCによる仕事量に〇・一四を乗じた値との和で除した値	一キロワット時当たり〇・九グラム

軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上三十キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNR TCによる測定及び冷機状態での	のWHTCによる仕事量に〇・八六を乗じた値と冷機状態でのWH TCによる仕事量に〇・一四を乗じた値との和で除した値	一キロワット時当たり〇・九グラム

---

---

N R T C に  
機状態での  
じた値と冷  
○・九を乗  
る仕事量に  
R T C によ  
状態での N  
の和を暖機  
乗じた値と  
に○・一を  
排出ガス量  
T C による  
態での N R  
値と冷機状  
九を乗じた  
ス量に○・  
よる排出ガ  
N R T C に  
機状態での  
あつて、暖  
よる測定で  
N R T C に

---

---

---

---

N R T C に  
機状態での  
じた値と冷  
○・九を乗  
る仕事量に  
R T C によ  
状態での N  
の和を暖機  
乗じた値と  
に○・一を  
排出ガス量  
T C による  
態での N R  
値と冷機状  
九を乗じた  
ス量に○・  
よる排出ガ  
N R T C に  
機状態での  
あつて、暖  
よる測定で  
N R T C に

---

---

軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・	よる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値	一キロワット 時当たり〇・九グラム
		八モードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・	一キロワット 時当たり〇・九グラム

軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・	よる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値	一キロワット 時当たり〇・九グラム
		八モードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・	一キロワット 時当たり〇・九グラム

軽油を燃料とする大	
	九を乗じた 値と冷機状 態でのNR TCによる 排出ガス量 に〇・一を 乗じた値と の和を暖機 状態でのN RTCによ る仕事量に 〇・九を乗 じた値と冷 機状態での NRTCに よる仕事量 に〇・一を 乗じた値と の和で除し た値
八モードに	
一キロワット	

軽油を燃料とする大	
	九を乗じた 値と冷機状 態でのNR TCによる 排出ガス量 に〇・一を 乗じた値と の和を暖機 状態でのN RTCによ る仕事量に 〇・九を乗 じた値と冷 機状態での NRTCに よる仕事量 に〇・一を 乗じた値と の和で除し た値
八モードに	
一キロワット時	

型特殊自動車であつて、定格出力が五十 六キロワット以上七 十五キロワット未満 のもの	よる測定又 はRMCに よる測定並 びに暖機状 態でのNR TCによる 測定及び冷 機状態での NRTCに よる測定で あつて、暖 機状態での NRTCに よる排出ガ ス量に○・ 九を乗じた 値と冷機状 態でのNR TCによる 排出ガス量 に○・一を 乗じた値と	時当たり○・ 二五グラム
---	--	-----------------

型特殊自動車であつて、定格出力が五十 六キロワット以上七 十五キロワット未満 のもの	よる測定又 はRMCに よる測定並 びに暖機状 態でのNR TCによる 測定及び冷 機状態での NRTCに よる測定で あつて、暖 機状態での NRTCに よる排出ガ ス量に○・ 九を乗じた 値と冷機状 態でのNR TCによる 排出ガス量 に○・一を 乗じた値と	当たり○・二五 グラム
---	--	----------------

軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNR TCによる測定及び冷	の和を暖機状態でのNR TCによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNR TCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値	一キロワット
			時当たり〇・二五グラム

軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNR TCによる測定及び冷	の和を暖機状態でのNR TCによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNR TCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値	一キロワット時
			当たり〇・二五グラム



---

---

機状態での  
N R T C に  
よる測定で  
あつて、暖  
機状態での  
N R T C に  
よる排出ガ  
ス量に〇・  
九を乗じた  
値と冷機状  
態での N R  
T C による  
排出ガス量  
に〇・一を  
乗じた値と  
の和を暖機  
状態での N  
R T C によ  
る仕事量に  
〇・九を乗  
じた値と冷  
機状態での

---

---

---

---

機状態での  
N R T C に  
よる測定で  
あつて、暖  
機状態での  
N R T C に  
よる排出ガ  
ス量に〇・  
九を乗じた  
値と冷機状  
態での N R  
T C による  
排出ガス量  
に〇・一を  
乗じた値と  
の和を暖機  
状態での N  
R T C によ  
る仕事量に  
〇・九を乗  
じた値と冷  
機状態での

---

---

軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガ	乗じた値との和で除した値	NRTCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値	一キロワット
				時当たり〇・二五グラム

軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガ	乗じた値との和で除した値	NRTCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値	一キロワット時
				当たり〇・二五グラム

量に〇・ 九を乗じた 値と冷機状 態でのN R T Cによる 排出ガス量 に〇・一を 乗じた値と の和を暖機 状態でのN R T Cによ る仕事量に 〇・九を乗 じた値と冷 機状態での N R T Cに よる仕事量 に〇・一を 乗じた値と の和で除し た値

量に〇・ 九を乗じた 値と冷機状 態でのN R T Cによる 排出ガス量 に〇・一を 乗じた値と の和を暖機 状態でのN R T Cによ る仕事量に 〇・九を乗 じた値と冷 機状態での N R T Cに よる仕事量 に〇・一を 乗じた値と の和で除し た値

炭化水素	排気管から排出されるもの
ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時未満の二トール）による測定及び暖機状態でのW M T C（低速パート2）による	冷機状態でのW M T C（低速パート1）による排出ガス量に〇・三を乗じた値と暖機状態でのW M T C（低速パート2）による
一キロメートル走行当たり〇・二四グラム	

炭化水素	排気管から排出されるもの
ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時未満の二トール）による測定及び暖機状態でのW M T C（低速パート2）による	冷機状態でのW M T C（低速パート1）による排出ガス量に〇・三を乗じた値と暖機状態でのW M T C（低速パート2）による
一キロメートル走行当たり〇・二四グラム	

排出ガス量 に〇・七を 乗じた値と の和	冷機状態で のW M T C (パート1 ム)による測 定及び暖機 状態でのW M T C (パ ート2)に よる測定で あつて、冷 機状態での W M T C (パ ート1) による排出 ガス量に〇 ・三を乗じ た値と暖機	ガソリンを燃料とする小型自動車(最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。)	一キロメートル 走行当たり 〇・二四グラ

排出ガス量 に〇・七を 乗じた値と の和	冷機状態で のW M T C (パート1 ム)による測 定及び暖機 状態でのW M T C (パ ート2)に よる測定で あつて、冷 機状態での W M T C (パ ート1) による排出 ガス量に〇 ・三を乗じ た値と暖機	ガソリンを燃料とする小型自動車(最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。)	一キロメートル 走行当たり〇・ 二四グラム

ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）	冷機状態で のW M T C （パート1 ）による測 定、暖機状 態でのW M T C（パー ト2）によ る測定及び 暖機状態で のW M T C （低速パー ト3）によ る測定であ る	状態でのW M T C（パ ート2）に よる排出ガ ス量に〇・ 七を乗じた 値との和	一キロメー トル走行当 たり〇・二 ニグラム

ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）	冷機状態で のW M T C （パート1 ）による測 定、暖機状 態でのW M T C（パー ト2）によ る測定及び 暖機状態で のW M T C （低速パー ト3）によ る測定であ る	状態でのW M T C（パ ート2）に よる排出ガ ス量に〇・ 七を乗じた 値との和	一キロメー トル 走行当たり 〇・二 ニグラム

---

---

---

---

つて、冷機	状態でのW	MTC(パ	ート1)に	よる排出ガ	ス量に○・	二五を乗じ	た値と暖機	状態でのW	MTC(パ	ート2)に	よる排出ガ	ス量に○・	五を乗じた	値と暖機状	態でのWM	TC(低速	パート3)	による排出	ガス量に○	・二五を乗	じた値との
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

---

---

---

---

つて、冷機	状態でのW	MTC(パ	ート1)に	よる排出ガ	ス量に○・	二五を乗じ	た値と暖機	状態でのW	MTC(パ	ート2)に	よる排出ガ	ス量に○・	五を乗じた	値と暖機状	態でのWM	TC(低速	パート3)	による排出	ガス量に○	・二五を乗	じた値との
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

---

---

---

---

	ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。）		
和	冷機状態で のW M T C （パート1 ）による測 定、暖機状 態でのW M T C（パー ト2）によ る測定及び 暖機状態で のW M T C （パート3 ）による測 定であつて 、冷機状態 でのW M T C（パート 1）による 排出ガス量 に〇・二五	一キロメートル 走行当たり 〇・二二グラ ム	

	ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。）		
和	冷機状態で のW M T C （パート1 ）による測 定、暖機状 態でのW M T C（パー ト2）によ る測定及び 暖機状態で のW M T C （パート3 ）による測 定であつて 、冷機状態 でのW M T C（パート 1）による 排出ガス量 に〇・二五	一キロメートル 走行当たり〇・ 二二グラム	



ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が十 九キロワット以上五	七モードによる測定	を乗じた値と暖機状態でのWMT C(パート2)による排出ガス量に〇・五を乗じた値と暖機状態でのWMT C(パート3)による排出ガス量に〇・二五を乗じた値との和

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が十 九キロワット以上五	七モードによる測定	を乗じた値と暖機状態でのWMT C(パート2)による排出ガス量に〇・五を乗じた値と暖機状態でのWMT C(パート3)による排出ガス量に〇・二五を乗じた値との和

れ	出	て	と	ガ	蒸		の	も	さ	排	し	ス	イ	バ	ブ	
る	さ	排	し	ス	発				れ	出	て	と	ガ	バ	ロ	
			自動車及び軽自動車	る普通自動車、小型	ガソリンを燃料とす		の	六十キロワット未満	型特殊自動車であつて、定格出力が十九	軽油を燃料とする大		小型自動車及び軽自動車	とす普通自動車、	ガス又は軽油を燃料	ガソリン、液化石油	百六十キロワット未
				る測定	一走行によ				る測定	一走行によ				る測定	一走行によ	
					二・〇グラム				〇グラム						〇グラム	

れ	出	て	と	ガ	蒸		の	も	さ	排	し	ス	イ	バ	ブ	
る	さ	排	し	ス	発				れ	出	て	と	ガ	バ	ロ	
			自動車及び軽自動車	る普通自動車、小型	ガソリンを燃料とす		の	六十キロワット未満	型特殊自動車であつて、定格出力が十九	軽油を燃料とする大		小型自動車及び軽自動車	とす普通自動車、	ガス又は軽油を燃料	ガソリン、液化石油	百六十キロワット未
				る測定	一走行によ				る測定	一走行によ				る測定	一走行によ	
					二・〇グラム				〇グラム						〇グラム	

窒素酸化物		もの
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（乗車定員が十人のものであつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの及び二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）並びにガソリン又は液化石油ガスを燃料とする	冷機状態でのWLT Cによる測定	一キロメートル走行当たり〇・〇八グラム

窒素酸化物		もの
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）並びにガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、専ら乗用の用に供するもの	暖機状態でのJCO八モードによる測定及び冷機状態でのJCO八モードによる測定であつて、暖機状態でのJCO八モードによる測定に〇・二五を乗じ	一キロメートル走行当たり〇・〇八グラム

軽自動車であつて、 専ら乗用の用に供 するもの	ガソリン又は液化石 油ガスを燃料とする 軽自動車であつて、 最高車速が百二十キ ロメートル毎時以上 のもの（専ら乗用の 用に供するものを除 く。）	冷機状態で のW L T C による測 定	一キロメー トル走行当 たり〇・〇 八グラム
-------------------------------	--	--------------------------------	---------------------------------

	ガソリン又は液化石 油ガスを燃料とする 軽自動車（専ら乗 用の用に供するものを 除く。）	暖機状態で のJ C O H モードによ る測定及び 冷機状態で のJ C O H モードによ る測定であ つて、暖機 状態でのJ C O H モー ドによる測 定値に〇・ 七五を乗じ た値と冷機 状態でのJ C O H モー ドによる測	一キロメー トル走行当 たり〇・ 〇八グラム
--	--	--	---------------------------------

<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、最高車速が百二十キロメートル毎時未満のもの（専ら乗用に供するものを除く。）</p>	<p>冷機状態でのWLTCによる測定</p>	<p>一キロメートル走行当たり 〇・〇八グラム</p>
<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用に供する乗車定員</p>	<p>冷機状態でのWLTCによる測定</p>	<p>一キロメートル走行当たり 〇・一グラム</p>

<p>（新規）</p>	<p>（新規）</p>	<p>（新規）</p>
<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用に供する乗車定員</p>	<p>暖機状態でのJC〇八モードによる測定及び冷機状態でのJC〇八モードによる測定であつて、暖機</p>	<p>一キロメートル走行当たり 〇・一〇グラム</p>
<p>定値に〇・二五を乗じた値との和</p>		

<p>十人以下のもの及び二輪自動車を除く。</p>	<p>測定</p>	<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの及び二</p>	<p>測定</p>	<p>一キロワット時当たり〇・九グラム</p>
---------------------------	-----------	--	-----------	-------------------------

<p>十人以下のもの及び二輪自動車を除く。</p>	<p>状態でのＪＣ〇八モードによる測定値に〇・七五を乗じた値と冷機状態でのＪＣ〇八モードによる測定値との和</p>	<p>一キロワット時当たり〇・九グラム</p>	<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二</p>	<p>測定</p>
---------------------------	---	-------------------------	--	-----------

<p>輪自動車を除く。）</p>	<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（乗車定員が十人のものであつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの及び二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>冷機状態で のW L T C</p>	<p>定 による測</p>
		<p>一キロメートル 走行当たり 〇・二三グラ</p>	<p>ム</p>

<p>輪自動車を除く。）</p>	<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>暖機状態で のJ C O H</p>	<p>モードによ る測定及び 冷機状態で のJ C O H モードによ る測定であ つて、暖機 状態でのJ C O Hモー ドによる測 定値に〇・ 二五を乗じ</p>
		<p>一キロメートル 走行当たり〇・ 一グラム</p>	

	軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	冷機状態で	のW L T Cによる測定	一キロメートル	○・三六グラム
--	--	-------	---------------	---------	---------

	軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	暖機状態で	のJ C O Hモードによる測定及び冷機状態でJ C O Hモードによる測定であるつて、暖機状態でのJ C O Hモードによる測定に○・七五を乗じた値と冷機状態でのJ C O Hモードによる測定に○・二五を乗じた値との和	一キロメートル	○・二〇グラム
--	--	-------	--	---------	---------



軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	W H S C に よる測定並 びに暖機状 態での W H T C による 測定及び冷 機状態での W H T C に よる測定で あつて、暖 機状態での W H T C に よる排出ガ ス量に〇・ 一	一キロワット 時当たり〇・ 七グラム
--	---	--------------------------

軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	た値との和 W H S C に よる測定並 びに暖機状 態での W H T C による 測定及び冷 機状態での W H T C に よる排出ガ ス量に〇・ 一	一キロワット時 当たり〇・七 グラム
--	--	--------------------------

ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）	
冷機状態で のW M T C （低速パ ート）によ る測定及び 暖機状態で	四を乗じた 値との和を 暖機状態で のW H T C による仕事 量に〇・八 六を乗じた 値と冷機状 態でのW H T Cによる 仕事量に〇 ・一四を乗 じた値との 和で除した 値
一キロメートル 走行当たり 〇・一〇グラ ム	

ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）	
冷機状態で のW M T C （低速パ ート）によ る測定及び 暖機状態で	四を乗じた 値との和を 暖機状態で のW H T C による仕事 量に〇・八 六を乗じた 値と冷機状 態でのW H T Cによる 仕事量に〇 ・一四を乗 じた値との 和で除した 値
一キロメートル 走行当たり〇・ 一〇グラム	

ガソリンを燃料とす	冷機状態で	の和	乗じた値と	に〇・七を	排出ガス量	2)による	低速パート	W M T C )	機状態での	じた値と暖	〇・三を乗	出ガス量に	)による排	速パート1	M T C (低	状態でのW	つて、冷機	る測定であ	ト2)によ	(低速パー	のW M T C

ガソリンを燃料とす	冷機状態で	の和	乗じた値と	に〇・七を	排出ガス量	2)による	低速パート	W M T C )	機状態での	じた値と暖	〇・三を乗	出ガス量に	)による排	速パート1	M T C (低	状態でのW	つて、冷機	る測定であ	ト2)によ	(低速パー	のW M T C

る小型自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）	のW M T C	ル走行当たり
（パート1	による測定及び暖機状態でのW M T C（パート2）による測定であつて、冷機状態でのW M T C（パート1）による排出ガス量に〇・三を乗じた値と暖機状態でのW M T C（パート2）による排出ガス量に〇・七を乗じた	〇・一〇グラム

る小型自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）	のW M T C	走行当たり〇・
（パート1	による測定及び暖機状態でのW M T C（パート2）による排出ガス量に〇・七を乗じた	一〇グラム

値との和	ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）	冷機状態で のW M T C （パート1 ）による測 定、暖機状 態でのW M T C（パー ト2）によ る測定及び 暖機状態で のW M T C （低速パー ト3）によ る測定であ つて、冷機 状態でのW M T C（パ ート1）に よる排出ガ ス量に○・	一キロメー トル走行当 たり ○・一四グ ラム

値との和	ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）	冷機状態で のW M T C （パート1 ）による測 定、暖機状 態でのW M T C（パー ト2）によ る測定及び 暖機状態で のW M T C （低速パー ト3）によ る測定であ つて、冷機 状態でのW M T C（パ ート1）に よる排出ガ ス量に○・	一キロメー トル 走行当たり ○・ 一四グラム

ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高 速度が百四十キロメ ートル毎時以上の二	冷機状態で のW M T C （パート1	二五を乗じ た値と暖機 状態でのW M T C（パ ート2）に よる排出ガ ス量に〇・ 五を乗じた 値と暖機状 態でのW M T C（低速 パート3） による排出 ガス量に〇 ・二五を乗 じた値との 和	一キロメー トル走行当 たり〇・一 四グラム

ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高 速度が百四十キロメ ートル毎時以上の二	冷機状態で のW M T C （パート1	二五を乗じ た値と暖機 状態でのW M T C（パ ート2）に よる排出ガ ス量に〇・ 五を乗じた 値と暖機状 態でのW M T C（低速 パート3） による排出 ガス量に〇 ・二五を乗 じた値との 和	一キロメー トル走行当 たり〇・ 一四グラム

輪自動車に限る。)

定、暖機状	態でのWM	TC(パー	ト2)によ	る測定及び	暖機状態で	のWMTC	(パート3	)による測	定であつて	、冷機状態	でのWMTC	C(パート	1)による	排出ガス量	に〇・二五	を乗じた値	と暖機状態	でのWMTC	C(パート	2)による	排出ガス量
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	-------

輪自動車に限る。)

定、暖機状	態でのWM	TC(パー	ト2)によ	る測定及び	暖機状態で	のWMTC	(パート3	)による測	定であつて	、冷機状態	でのWMTC	C(パート	1)による	排出ガス量	に〇・二五	を乗じた値	と暖機状態	でのWMTC	C(パート	2)による	排出ガス量
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	-------

	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が十 九キロワット以上五 百六十キロワット未 満のもの	軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が十九
に〇・五を乗じた値と暖機状態でW M T C (パート3) による排出ガス量に〇・二五を乗じた値との和	七モードによる測定	ハモードによる測定又はR M Cに
	一キロワット時当たり〇・八〇グラム	一キロワット時当たり五・三グラム

	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が十 九キロワット以上五 百六十キロワット未 満のもの	軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が十九
に〇・五を乗じた値と暖機状態でW M T C (パート3) による排出ガス量に〇・二五を乗じた値との和	七モードによる測定	ハモードによる測定又はR M Cに
	一キロワット時当たり〇・八〇グラム	一キロワット時当たり五・三グラム



キロワット以上三十 七キロワット未満の もの	よる測定並 びに暖機状 態でのNR TCによる 測定及び冷 機状態での NRTCに よる測定で あつて、暖 機状態での NRTCに よる排出ガ ス量に〇・ 九を乗じた 値と冷機状 態でのNR TCによる 排出ガス量 に〇・一を 乗じた値と の和を暖機 状態でのN
------------------------------	--

キロワット以上三十 七キロワット未満の もの	よる測定並 びに暖機状 態でのNR TCによる 測定及び冷 機状態での NRTCに よる測定で あつて、暖 機状態での NRTCに よる排出ガ ス量に〇・ 九を乗じた 値と冷機状 態でのNR TCによる 排出ガス量 に〇・一を 乗じた値と の和を暖機 状態でのN
------------------------------	--

軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定並びに冷機状態でのNRTCによる測定	RTCによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値	一キロワット当たり五・三グラム

軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定	RTCによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値	一キロワット当たり五・三グラム

---

---

よる測定であつて、暖機状態での NRTC による排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態での NRTC による排出ガス量に〇・九を乗じた値との和を暖機状態での NRTC による仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態での NRTC による仕事量

---

---

よる測定であつて、暖機状態での NRTC による排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態での NRTC による排出ガス量に〇・九を乗じた値との和を暖機状態での NRTC による仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態での NRTC による仕事量

---

---

軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・九を乗じた	乗じた値との和で除した値	に〇・一を乗じた値と	一キロワット
				時当たり〇・五三グラム

軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・九を乗じた	乗じた値との和で除した値	に〇・一を乗じた値と	一キロワット時
				当たり〇・五三グラム

型特殊自動車であつ	軽油を燃料とする大		値と冷機状	態でのNR	TCによる	排出ガス量	に〇・一を	乗じた値と	の和を暖機	状態でのN	RTCによ	る仕事量に	〇・九を乗	じた値と冷	機状態での	NRTCに	よる仕事量	に〇・一を	乗じた値と	の和で除し	た値	八モードに	よる測定又
																						一キロワット	

型特殊自動車であつ	軽油を燃料とする大		値と冷機状	態でのNR	TCによる	排出ガス量	に〇・一を	乗じた値と	の和を暖機	状態でのN	RTCによ	る仕事量に	〇・九を乗	じた値と冷	機状態での	NRTCに	よる仕事量	に〇・一を	乗じた値と	の和で除し	た値	八モードに	よる測定又
																						一キロワット時	

て、定格出力が七十 五キロワット以上百 三十キロワット未満 のもの	は R M C に よる測定並 びに暖機状 態での N R T C による 測定及び冷 機状態での N R T C に よる測定で あつて、暖 機状態での N R T C に よる排出ガ ス量に〇・ 九を乗じた 値と冷機状 態での N R T C による 排出ガス量 に〇・一を 乗じた値と の和を暖機	五三グラム
--	--	-------

て、定格出力が七十 五キロワット以上百 三十キロワット未満 のもの	は R M C に よる測定並 びに暖機状 態での N R T C による 測定及び冷 機状態での N R T C に よる測定で あつて、暖 機状態での N R T C に よる排出ガ ス量に〇・ 九を乗じた 値と冷機状 態での N R T C による 排出ガス量 に〇・一を 乗じた値と の和を暖機	グラム
--	--	-----

軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNR TCによる測定及び冷機状態での	状態でのNR TCによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNR TCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値	一キロワット時当たり〇・五三グラム

軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNR TCによる測定及び冷機状態での	状態でのNR TCによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNR TCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値	一キロワット時当たり〇・五三グラム

---

---

N R T C に  
機状態での  
じた値と冷  
○・九を乗  
る仕事量に  
R T C によ  
状態での N  
の和を暖機  
乗じた値と  
に○・一を  
排出ガス量  
T C による  
態での N R  
値と冷機状  
九を乗じた  
ス量に○・  
よる排出ガ  
N R T C に  
機状態での  
あつて、暖  
よる測定で  
N R T C に

---

---

---

---

N R T C に  
機状態での  
じた値と冷  
○・九を乗  
る仕事量に  
R T C によ  
状態での N  
の和を暖機  
乗じた値と  
に○・一を  
排出ガス量  
T C による  
態での N R  
値と冷機状  
九を乗じた  
ス量に○・  
よる排出ガ  
N R T C に  
機状態での  
あつて、暖  
よる測定で  
N R T C に

---

---



	<p>粒子状物質</p>	<p>よる仕事量 に〇・一を 乗じた値と の和で除し た値</p>
	<p>ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（乗車定員が十人のものであつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの及び二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以</p>	<p>冷機状態で のW L T C による測 定 一キロメートル 走行当たり 〇・〇〇七グ ラム</p>

	<p>粒子状物質</p>	<p>よる仕事量 に〇・一を 乗じた値と の和で除し た値</p>
	<p>ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する普通自動車を有する普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>暖機状態で のJ C O H モードによ る測定及び 冷機状態で のJ C O H モードによ る測定であ つて、暖機 状態でのJ C O H モー ドによる測 定値に〇・ 七五を乗じ た値と冷機 状態でのJ</p>
		<p>一キロメートル 走行当たり〇・ 〇〇七グラム</p>

<p>下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）並びにガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する軽自動車であつて、専ら乗用の用に供するもの</p>	<p>ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する軽自動車であつて、最高車速が百二十キロメートル毎時以上のもの（専ら乗用の用に供する</p>
<p>冷機状態でのWLTC</p>	<p>定による測</p>
<p>一キロメートル走行当たり</p>	<p>〇・〇〇七グラム</p>

<p>並びにガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する軽自動車</p>	<p>（新規）</p>
<p>CO<sub>2</sub>による測定値に〇・二五を乗じた値との和</p>	<p>（新規）</p>
<p></p>	<p>（新規）</p>

ものを除く。)	ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する軽自動車であつて、最高車速が百二十キロメートル毎時未満のもの（専ら乗用の用に供するものを除く。）	冷機状態でのWLT Cによる測定	一キロメートル走行当たり〇・〇〇七グラム
ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム	冷機状態でのWLT Cによる測定	一キロメートル走行当たり〇・〇〇九グラム	

(新規)	ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム	暖機状態でのJCO八モードによる測定及び冷機状態でのJCO八モードによる測定であつて、暖機	一キロメートル走行当たり〇・〇〇九グラム
(新規)	ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム	暖機状態でのJCO八モードによる測定及び冷機状態でのJCO八モードによる測定であつて、暖機	一キロメートル走行当たり〇・〇〇九グラム

ラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）		ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら
測定	測定	測定
状態でのＪＣ〇八モーターによる測定	状態でのＪＣ〇八モーターによる測定	測定

ラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）		ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら
状態でのＪＣ〇八モーターによる測定	状態でのＪＣ〇八モーターによる測定	測定
状態でのＪＣ〇八モーターによる測定	状態でのＪＣ〇八モーターによる測定	測定

乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（乗車定員が十人のものであつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの及び二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	冷機状態で のW L T C による測	定
		一キロメートル ル走行当たり 〇・〇〇九グ ラム	ラム

乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	暖機状態で のJ C O H モードによ	暖機状態で のJ C O H モードによ る測定及び 冷機状態で のJ C O H モードによ る測定であ つて、暖機 状態でのJ C O H モー ドによる測 定値に〇・ 七五を乗じ た値と冷機 状態でのJ C O H モー
		一キロメートル ル走行当たり〇・ 〇〇七グラム	〇〇七グラム

	軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	冷機状態でのWLTTCによる測定 一キロメートル走行当たり 〇・〇一三グラム
--	--	--

	軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	暖機状態でのJCOモードによる測定及び、暖機状態でのJCモードによる測定で、暖機状態でのJCモードによる測定で、七五を乗じた値と冷機状態でのJCモードによる測定との和 一キロメートル走行当たり 〇〇九グラム
--	--	---

軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	W H S C に よる測定並びに暖機状態での W H T C に よる測定であつて、暖機状態での W H T C に よる排出ガスの量に〇・八六を乗じた値と冷機状態での W	一キロワット 時当たり〇・〇一三グラム
--	--	------------------------

軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	W H S C に よる測定並びに暖機状態での W H T C に よる測定であつて、暖機状態での W H T C に よる排出ガスの量に〇・八六を乗じた値と冷機状態での W	一キロワット時 当たり〇・〇一三グラム
--	--	------------------------

て、定格出力が十九 型特殊自動車であつ 軽油を燃料とする大	ハモードに よる測定又 はRMCに	値 和で除した じた値との ・一四を乗 仕事量に○ TCによる 態でのWH 値と冷機状 六を乗じた 量に○・八 による仕事 のWHTC 暖機状態で 値との和を 四を乗じた 量に○・一	HTCによ る排出ガス 量に○・一	一キロワット 時当たり○・ 〇四グラム

て、定格出力が十九 型特殊自動車であつ 軽油を燃料とする大	ハモードに よる測定又 はRMCに	値 和で除した じた値との ・一四を乗 仕事量に○ TCによる 態でのWH 値と冷機状 六を乗じた 量に○・八 による仕事 のWHTC 暖機状態で 値との和を 四を乗じた 量に○・一	HTCによ る排出ガス 量に○・一	一キロワット時 当たり○・〇四 グラム



キロワット以上三十 七キロワット未満の もの	よる測定並 びに暖機状 態でのNR TCによる 測定及び冷 機状態での NR TCに よる測定で あつて、暖 機状態での NR TCに よる排出ガ ス量に〇・ 九を乗じた 値と冷機状 態でのNR TCによる 排出ガス量 に〇・一を 乗じた値と の和を暖機 状態でのN
------------------------------	--

キロワット以上三十 七キロワット未満の もの	よる測定並 びに暖機状 態でのNR TCによる 測定及び冷 機状態での NR TCに よる測定で あつて、暖 機状態での NR TCに よる排出ガ ス量に〇・ 九を乗じた 値と冷機状 態でのNR TCによる 排出ガス量 に〇・一を 乗じた値と の和を暖機 状態でのN
------------------------------	--

軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNR TCによる測定及び冷機状態でのNR TCに	R TCによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNR TCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値	一キロワット時当たり〇・〇三三グラム

軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNR TCによる測定及び冷機状態でのNR TCに	R TCによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNR TCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値	一キロワット時当たり〇・〇三三グラム



軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・九を乗じた	乗じた値との和で除した値	に〇・一を乗じた値と	一キロワット
				時当たり〇・〇三グラム

軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・九を乗じた	乗じた値との和で除した値	に〇・一を乗じた値と	一キロワット時
				当たり〇・〇三グラム

型特殊自動車であつ	軽油を燃料とする大	
よる測定又	ハモードに	値と冷機状 態でのNR TCによる 排出ガス量 に〇・一を 乗じた値と の和を暖機 状態でのN RTCによ る仕事量に 〇・九を乗 じた値と冷 機状態での NRTCに よる仕事量 に〇・一を 乗じた値と の和で除し た値
時当たり〇・	一キロワット	

型特殊自動車であつ	軽油を燃料とする大	
よる測定又	ハモードに	値と冷機状 態でのNR TCによる 排出ガス量 に〇・一を 乗じた値と の和を暖機 状態でのN RTCによ る仕事量に 〇・九を乗 じた値と冷 機状態での NRTCに よる仕事量 に〇・一を 乗じた値と の和で除し た値
当たり〇・〇三	一キロワット時	

て、定格出力が七十 五キロワット以上百 三十キロワット未満 のもの	は R M C に よる測定並 びに暖機状 態での N R T C による 測定及び冷 機状態での N R T C に よる測定で あつて、暖 機状態での N R T C に よる排出ガ ス量に〇・ 九を乗じた 値と冷機状 態での N R T C による 排出ガス量 に〇・一を 乗じた値と の和を暖機	〇三グラム
--	--	-------

て、定格出力が七十 五キロワット以上百 三十キロワット未満 のもの	は R M C に よる測定並 びに暖機状 態での N R T C による 測定及び冷 機状態での N R T C に よる測定で あつて、暖 機状態での N R T C に よる排出ガ ス量に〇・ 九を乗じた 値と冷機状 態での N R T C による 排出ガス量 に〇・一を 乗じた値と の和を暖機	グラム
--	--	-----

	軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの
状態でのN R T Cによ る仕事量に 〇・九を乗 じた値と冷 機状態での N R T Cに よる仕事量 に〇・一を 乗じた値と の和で除し た値	八モードに よる測定又 はR M Cに よる測定並 びに暖機状 態でのN R T Cによる 測定及び冷 機状態での
	一キロワット 時当たり〇・ 〇三グラム

	軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの
状態でのN R T Cによ る仕事量に 〇・九を乗 じた値と冷 機状態での N R T Cに よる仕事量 に〇・一を 乗じた値と の和で除し た値	八モードに よる測定又 はR M Cに よる測定並 びに暖機状 態でのN R T Cによる 測定及び冷 機状態での
	一キロワット時 当たり〇・〇三 グラム

---

---

N R T C に  
機状態での  
じた値と冷  
○・九を乗  
る仕事量に  
R T C によ  
状態での N  
の和を暖機  
乗じた値と  
に○・一を  
排出ガス量  
T C による  
態での N R  
値と冷機状  
九を乗じた  
ス量に○・  
よる排出ガ  
N R T C に  
機状態での  
あつて、暖  
よる測定で  
N R T C に

---

---

---

---

N R T C に  
機状態での  
じた値と冷  
○・九を乗  
る仕事量に  
R T C によ  
状態での N  
の和を暖機  
乗じた値と  
に○・一を  
排出ガス量  
T C による  
態での N R  
値と冷機状  
九を乗じた  
ス量に○・  
よる排出ガ  
N R T C に  
機状態での  
あつて、暖  
よる測定で  
N R T C に

---

---



		よる仕事量 に〇・一を 乗じた値と の和で除し た値
--	--	--

備考

一 冷機状態でのWLTTCによる測定とは、次の表の時間の欄に掲げる時間において、同表の車速の欄に掲げる車速で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの質量を原動機の始動時から測定する方法をいう。

時間(秒)	表省略	1477
車速(km/h)		0.0

二 冷機状態でのWLTTCによる測定とは、次の表の時間の欄に掲げる時間において、同表の車速の欄に掲げる車速で運行した場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含ま

		よる仕事量 に〇・一を 乗じた値と の和で除し た値
--	--	--

備考

一 暖機状態でのJC〇八モードによる測定とは、自動車両重量に百十キログラムを加重された状態において、原動機が暖機状態となつた後に、次の表の時間の欄に掲げる時間において、同表の車速の欄に掲げる車速で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの質量を測定する方法をいう。

【表省略】

二 冷機状態でのJC〇八モードによる測定とは、自動車両重量に百十キログラムを加重された状態において、備考第一号の表の時間の欄に掲げる時間において、同表の車速の欄に掲げ

れる自動車排出ガスの質量を原動機の始動時から測定する方法をいう。

時間(秒)	表省略	1477
車速(km/h)	0.0	0.0

三了十六(略)

十七 ガソリンを燃料とする普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車(二輪自動車を除く。)の蒸発ガスの一走行による測定とは、摂氏二十度以上摂氏三十度以下の大気中において、原動機の始動から次の表の時間の欄に掲げる時間における、同表の車速の欄に掲げる車速で運行を繰り返し二回行った後に、摂氏二十三度以上摂氏三十一度以下の状態で一時間経過後に、摂氏二十度から摂氏三十五度まで一旦上昇させた後、摂氏三十五度から摂氏二十度まで降下させている状態で二十四時間経過するまでの間に、室内において原動機を停止させた状態で、当該自動車から排出される炭化水素の総量を測定する方法をいう。

る車速で運行した場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの質量を原動機の始動時から測定する方法をいう。

【表省略】

三了十六(略)

十七 ガソリンを燃料とする普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車(二輪自動車を除く。)の燃料蒸発ガスの一走行による測定とは、摂氏二十度以上摂氏三十度以下の大気中において、自動車(車両重量に百十キログラムを加重された状態において、原動機の始動から備考第一号の表の時間の欄に掲げる時間において、同表の車速の欄に掲げる車速で運行を繰り返し二回行った後に、次の表の上欄に掲げる条件で同表の下欄に掲げる間に、室内において原動機を停止させた状態で、当該自動車から排出される炭化水素の総量を測定する方法をいう。

時間(秒)	1	表省略	1477
車速 (km/h)	0.0		0.0

十八 ガソリンを燃料とする小型自動車及び軽自動車(二輪自動車に限る。)並びに原動機付自転車の蒸発ガスの一走行による測定とは、室内において原動機を停止させた状態で、燃料タンクの温度を上昇させた場合における当該自動車又は原動機付自転車から排出される炭化水素の量と、原動機の始動から次の表の上欄に掲げる自動車の種別ごとに下欄に掲げる条件で運転を行った後に、室内において原動機を停止させた状態で、一時間における当該自動車又は原動機付自転車から排出される炭化水素の総量を測定する方法をいう。

【表省略】

十九(二十六(略))

別表第一の一

自動車排出	自動車の種別	測定の方法	自動車排出ガ
-------	--------	-------	--------

【表省略】

十八 ガソリンを燃料とする小型自動車及び軽自動車(二輪自動車に限る。)並びに原動機付自転車の燃料蒸発ガスの一走行による測定とは、室内において原動機を停止させた状態で、燃料タンクの温度を上昇させた場合における当該自動車又は原動機付自転車から排出される炭化水素の量と、原動機の始動から次の表の上欄に掲げる自動車の種別ごとに下欄に掲げる条件で運転を行った後に、室内において原動機を停止させた状態で、一時間における当該自動車又は原動機付自転車から排出される炭化水素の総量を測定する方法をいう。

【表省略】

十九(二十六(略))

別表第一の一

自動車排出	自動車の種別	測定の方法	自動車排出ガス
-------	--------	-------	---------

ガスの種類	<p>一酸化炭素</p> <p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（乗車定員が十人のものであつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの及び二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）並びにガソリン又は液化</p>	冷機状態で のW L T C による測 定の平均値	<p>スの量の許容 限度</p> <p>一キロメートル 走行当たり 一・一五グラ ム</p>

ガスの種類	<p>一酸化炭素</p> <p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）並びにガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、専ら乗用の用に供するもの（二輪自動車を</p>	暖機状態で のJ C O H モードによ る測定及び 冷機状態で	<p>の量の許容限度</p> <p>一キロメートル 走行当たり一・ 一五グラム</p>

石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、専ら乗用の用に供するもの（二輪自動車を除く。）	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、最高車速が百二十キロメートル毎時以上のもの（専ら乗用の用に供するものを除く。）	冷機状態で のW L T C による測 定の平均値	一キロメートル 走行当たり 四・〇ニグラム
--	--	------------------------------------	-----------------------------

除く。）	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（専ら乗用の用に供するもの及び二輪自動車を除く。）	暖機状態で のJ C O H モードによ る測定及び 冷機状態で のJ C O H モードによ る測定であ つて、暖機 状態でのJ C O H モー ドによる測 定値に〇・ 七五を乗じ た値と冷機 状態でのJ	一キロメートル 走行当たり四・ 〇ニグラム
------	---	---	-----------------------------

<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、最高車速が百二十キロメートル毎時未満のもの（専ら乗用に供するものを除く。）</p>	<p>冷機状態でのWLTCCによる測定</p>	<p>一キロメートル 四・〇ニグラム</p>
<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超え三千</p>	<p>冷機状態でのWLTCCによる測定</p>	<p>一キロメートル 二・五五グラム</p>

<p>（新規）</p>	<p>（新規）</p>	<p>（新規）</p>
<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超え三千</p>	<p>暖機状態でのJCCHモードによる測定及び冷機状態でのJCCH</p>	<p>一キロメートル 走行当たり二・五五グラム</p>
<p>（新規）</p>	<p>（新規）</p>	<p>（新規）</p>

五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）		ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百
		ＪＥ〇五モードをガソリン重量車
		一キロワット時 ・〇グラム

五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）		ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百
	モードによる測定である測定であつて、暖機状態でのＪＣ〇八モードによる測定に〇・七五を乗じた値と冷機状態でのＪＣ〇八モードによる測定に〇・二五を乗じた値との和の平均値	ＪＥ〇五モードをガソリン重量車
		一キロワット時 グラム

キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	により変換した運転モードによる測定の数値	軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（乗車定員が十人のものであつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの及び二輪自動車を除く。）及び車両総重量が三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自	冷機状態で のW L T C による測 定の平均値	一キロメートル 走行当たり 〇・六三グラ ム
---	----------------------	--	------------------------------------	---------------------------------

キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	により変換した運転モードによる測定の数値	軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（二輪自動車を除く。）及び車両総重量が三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	暖機状態で のJ C O H モードによ る測定及び 冷機状態で のJ C O H モードによ る測定であ つて、暖機 状態でのJ C O H モー ドによる測 定値に〇・ 七五を乗じ た値と冷機 状態でのJ	一キロメートル 走行当たり〇・ 六三グラム
---	----------------------	---	---	-----------------------------



軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	W H S C に よる測定並 びに暖機状 態での W H T C による 測定及び冷 機状態での W H T C に よる測定で あつて、暖 機状態での W H T C に よる排出ガ ス量に〇・ 八六を乗じ	一キロワット 時 あたり二・ 二二グラム	自動車を除く。）

軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	W H S C に よる測定並 びに暖機状 態での W H T C による 測定及び冷 機状態での W H T C に よる測定で あつて、暖 機状態での W H T C に よる排出ガ ス量に〇・ 八六を乗じ	一キロワット時 あたり二・二二 グラム	C O 八モ ー ドによる測 定値に〇・ 二五を乗じ た値との和 の平均値

ガソリンを燃料とす	
	た値と冷機 状態でのW HTCによ る排出ガス 量に〇・一 四を乗じた 値との和を 暖機状態で のWHTC による仕事 量に〇・八 六を乗じた 値と冷機状 態でのWH TCによる 仕事量に〇 ・一四を乗 じた値との 和で除した 値の平均値
二輪車モー	
一キロメートル	

ガソリンを燃料とす	
	た値と冷機 状態でのW HTCによ る排出ガス 量に〇・一 四を乗じた 値との和を 暖機状態で のWHTC による仕事 量に〇・八 六を乗じた 値と冷機状 態でのWH TCによる 仕事量に〇 ・一四を乗 じた値との 和で除した 値の平均値
二輪車モー	
一キロメートル	

る原動機付自転車（総排気量が〇・〇五リットル以下であつて、最高速度が五〇キロメートル毎時以下のものに限る。）	ドによる測定 の平均値	二・〇グラム
ガソリンを燃料とする軽自動車（総排気量が〇・一五〇リットル未満の二輪自動車であつて、最高速度が百キロメートル毎時未満のものに限る。）及び原動機付自転車（総排気量が〇・〇五リットルを超えて、最高速度が五十キロメートル毎時以下のもの又は最高速	冷機状態でのW M T C（低速パート1）による測定及び暖機状態でのW M T C（低速パート1）による測定であつて、冷機状態でのW M T C（低速パート1	一キロメートル 走行当たり一・一四グラム

る原動機付自転車（総排気量が〇・〇五リットル以下であつて、最高速度が五〇キロメートル毎時以下のものに限る。）	ドによる測定 の平均値	〇グラム
ガソリンを燃料とする軽自動車（総排気量が〇・一五〇リットル未満の二輪自動車であつて、最高速度が百キロメートル毎時未満のものに限る。）及び原動機付自転車（総排気量が〇・〇五リットルを超えて、最高速度が五十キロメートル毎時以下のもの又は最高速	冷機状態でのW M T C（低速パート1）による測定及び暖機状態でのW M T C（低速パート1）による測定であつて、冷機状態でのW M T C（低速パート1	一キロメートル 走行当たり一・一四グラム

トル毎時未満の二輪 度が百十五キロメー 軽自動車（最高速 度が百十五キロメー 輪自動車に限る。） トル毎時未満の二 輪自動車に限る。） 暖機状態で の W M T C （低速パー	度が五十キロメー トル毎時未満の二 輪自動車に限る。 度が百十五キロメ 軽自動車（最高速 度が百十五キロメ 輪自動車に限る。） トル毎時未満の二 輪自動車に限る。） 暖機状態で の W M T C （低速パー	冷機状態で の W M T C （低速パー ト）によ る測定及び 暖機状態で の W M T C （低速パー	値 の和の平均 乗じた値と に〇・五を 排出ガス量 1）による 低速パート W M T C（ 低速パート	機状態での W M T C（ 低速パート	じた値と暖 〇・五を乗 出した値と暖 もに限る。）	による排 出ガス量に 〇・五を乗 じた値と暖 もに限る。）	ガソリンを燃料とす る小型自動車（最高 速度が百十五キロメ トル毎時未満の二 トル毎時未満の二 輪自動車に限る。） 軽自動車（最高速 度が百十五キロメー 度が百十五キロメー トル毎時未満の二輪 （低速パー	一キロメー トル走行あたり 一・一四グラ ム
							ガソリンを燃料とす る小型自動車（最高 速度が百十五キロメ トル毎時未満の二 トル毎時未満の二 輪自動車に限る。） 軽自動車（最高速 度が百十五キロメー 度が百十五キロメー トル毎時未満の二輪 （低速パー	冷機状態で の W M T C （低速パー ト）によ る測定及び 暖機状態で の W M T C （低速パー

トル毎時未満の二輪 度が百十五キロメー 軽自動車（最高速 度が百十五キロメー 輪自動車に限る。） トル毎時未満の二 輪自動車に限る。） 暖機状態で の W M T C （低速パー	度が五十キロメー トル毎時未満の二 輪自動車に限る。 度が百十五キロメ 軽自動車（最高速 度が百十五キロメ 輪自動車に限る。） トル毎時未満の二 輪自動車に限る。） 暖機状態で の W M T C （低速パー	冷機状態で の W M T C （低速パー ト）によ る測定及び 暖機状態で の W M T C （低速パー	値 の和の平均 乗じた値と に〇・五を 排出ガス量 1）による 低速パート W M T C（ 低速パート	機状態での W M T C（ 低速パート	じた値と暖 〇・五を乗 出した値と暖 もに限る。）	による排 出ガス量に 〇・五を乗 じた値と暖 もに限る。）	ガソリンを燃料とす る小型自動車（最高 速度が百十五キロメ トル毎時未満の二 トル毎時未満の二 輪自動車に限る。） 軽自動車（最高速 度が百十五キロメー 度が百十五キロメー トル毎時未満の二輪 （低速パー	一キロメー トル走行あたり 一 四グラム
							ガソリンを燃料とす る小型自動車（最高 速度が百十五キロメ トル毎時未満の二 トル毎時未満の二 輪自動車に限る。） 軽自動車（最高速 度が百十五キロメー 度が百十五キロメー トル毎時未満の二輪 （低速パー	冷機状態で の W M T C （低速パー ト）によ る測定及び 暖機状態で の W M T C （低速パー

自動車（総排気量が 〇・一五〇リットル 未満であつて、最高 速度が百キロメート ル毎時未満のものを 除く。）に限る。） 及び原動機付自転車 （最高速度が百キロ メートル毎時以上百 十五キロメートル毎 時未満のものに限る 。）	ト２）によ る測定であ つて、冷機 状態でのW M T C（低 速パート１ ）による排 出ガス量に 〇・三を乗 じた値と暖 機状態での W M T C（ 低速パート ２）による 排出ガス量 に〇・七を 乗じた値と の和の平均 値	冷機状態 でのW M T C	ガソリンを燃料とす る小型自動車（最高 走行当たり一 キロメートル
---	--	-------------------	--

自動車（総排気量が 〇・一五〇リットル 未満であつて、最高 速度が百キロメート ル毎時未満のものを 除く。）に限る。） 及び原動機付自転車 （最高速度が百キロ メートル毎時以上百 十五キロメートル毎 時未満のものに限る 。）	ト２）によ る測定であ つて、冷機 状態でのW M T C（低 速パート１ ）による排 出ガス量に 〇・三を乗 じた値と暖 機状態での W M T C（ 低速パート ２）による 排出ガス量 に〇・七を 乗じた値と の和の平均 値	冷機状態 でのW M T C	ガソリンを燃料とす る小型自動車（最高 走行当たり一 キロメートル
---	--	-------------------	--

速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。)、軽自動車(最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。)、及び原動機付自転車(最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満のものに限る。)	値との和の	七を乗じた	ス量に○・	よる排出ガ	ート2)に	MTC(パ	状態でのW	た値と暖機	・三を乗じ	ガス量に○	による排出	パート1)	WMTC(	機状態での	あつて、冷	よる測定で	ート2)に	定及び暖機	状態でのW	MTC(パ	速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。)、軽自動車(最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満のものに限る。)
ム																					一・一四グラ

速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。)、軽自動車(最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満のものに限る。)	値との和の	七を乗じた	ス量に○・	よる排出ガ	ート2)に	MTC(パ	状態でのW	た値と暖機	・三を乗じ	ガス量に○	による排出	パート1)	WMTC(	機状態での	あつて、冷	よる測定で	ート2)に	定及び暖機	状態でのW	MTC(パ	速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。)、軽自動車(最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満のものに限る。)
																					一四グラム

ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満のものに限る。）	冷機状態で のW M T C （パート1 ）による測 定、暖機状 態でのW M T C（パー ト2）によ る測定及び 暖機状態で のW M T C （低速パー ト3）によ る測定であ つて、冷機 状態でのW M T C（パ ート1）に よる排出ガ ス量に○・	一キロメー トル走行当 たり一・一 四グラム
		平均値

ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満のものに限る。）	冷機状態で のW M T C （パート1 ）による測 定、暖機状 態でのW M T C（パー ト2）によ る測定及び 暖機状態で のW M T C （低速パー ト3）によ る測定であ つて、冷機 状態でのW M T C（パ ート1）に よる排出ガ ス量に○・	一キロメー トル走行当 たり一・一 四グラム
		平均値

ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高 速度が百四十キロメ ートル毎時以上の二	冷機状態で のW M T C （パート1	二五を乗じ た値と暖機 状態でのW M T C（パ ート2）に よる排出ガ ス量に〇・ 五を乗じた 値と暖機状 態でのW M T C（低速 パート3） による排出 ガス量に〇 ・二五を乗 じた値との 和の平均値	一キロメー トル走行当 たり一・一 四グラム

ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高 速度が百四十キロメ ートル毎時以上の二	冷機状態で のW M T C （パート1	二五を乗じ た値と暖機 状態でのW M T C（パ ート2）に よる排出ガ ス量に〇・ 五を乗じた 値と暖機状 態でのW M T C（低速 パート3） による排出 ガス量に〇 ・二五を乗 じた値との 和の平均値	一キロメー トル走行当 たり一・一 四グラム



輪自動車に限る。)	定、暖機状
、軽自動車(最高速	態でのWM
度が百四十キロメー	TC(パー
トル毎時以上の二輪	ト2)によ
自動車に限る。)及	る測定及び
び原動機付自転車)	暖機状態で
最高速度が百四十キ	のWMT C
ロメートル毎時以上	(パート3
のものに限る。)	)による測
	定であつて
	、冷機状態
	でのWMT
	C(パート
	1)による
	排出ガス量
	に〇・二五
	を乗じた値
	と暖機状態
	でのWMT
	C(パート
	2)による
	排出ガス量

輪自動車に限る。)	定、暖機状
、軽自動車(最高速	態でのWM
度が百四十キロメー	TC(パー
トル毎時以上の二輪	ト2)によ
自動車に限る。)及	る測定及び
び原動機付自転車)	暖機状態で
最高速度が百四十キ	のWMT C
ロメートル毎時以上	(パート3
のものに限る。)	)による測
	定であつて
	、冷機状態
	でのWMT
	C(パート
	1)による
	排出ガス量
	に〇・二五
	を乗じた値
	と暖機状態
	でのWMT
	C(パート
	2)による
	排出ガス量

軽油を燃料とする大 八モードに 一キロワット	満のもの 百六十キロワット未 九キロワット以上五 つて、定格出力が十 小型特殊自動車であ 大型特殊自動車又は 油ガスを燃料とする ガソリン又は液化石	平均値 ・〇グラム	よる測定の時 当たり二十 ・〇グラム	七モードに 一キロワット	に〇・五を 乗じた値と 暖機状態で のW M T C (パート3 )による排 出ガス量に 〇・二五を 乗じた値と の和の平均 値

軽油を燃料とする大 八モードに 一キロワット時	満のもの 百六十キロワット未 九キロワット以上五 つて、定格出力が十 小型特殊自動車であ 大型特殊自動車又は 油ガスを燃料とする ガソリン又は液化石	平均値 グラム	よる測定の時 当たり二十・〇 グラム	七モードに 一キロワット時	に〇・五を 乗じた値と 暖機状態で のW M T C (パート3 )による排 出ガス量に 〇・二五を 乗じた値と の和の平均 値

型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上三十キロワット未満のもの	よる測定又はRMCによる測定の平均値並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・一を乗	時当たり五・〇グラム
--	--	------------

型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上三十キロワット未満のもの	よる測定又はRMCによる測定の平均値並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・一を乗	時当たり五・〇グラム
--	--	------------

のもの 十五キロワット未満 七キロワット以上七 て、定格出力が三十 型特殊自動車であつ 型特殊自動車又は小 軽油を燃料とする大	平均値並び に暖機状態 でのNRT	仕事に○ ・九を乗じ た値と冷機 状態でのN RTCによ る仕事量に ○・一を乗 じた値との 和で除した 値の平均値	八モードに よる測定又 はRMCに よる測定 平均値並び に暖機状態 でのNRT	一キロワット 時当たり五・ ○グラム

のもの 十五キロワット未満 七キロワット以上七 て、定格出力が三十 型特殊自動車であつ 型特殊自動車又は小 軽油を燃料とする大	平均値並び に暖機状態 でのNRT	仕事に○ ・九を乗じ た値と冷機 状態でのN RTCによ る仕事量に ○・一を乗 じた値との 和で除した 値の平均値	八モードに よる測定又 はRMCに よる測定 平均値並び に暖機状態 でのNRT	一キロワット時 当たり五・○グ ラム

---

---

Ｃによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガスの量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・一を乗じた値との和を暖機状態でのNRTCによる仕事量に〇・九を乗じ

---

---

---

---

Ｃによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガスの量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・一を乗じた値との和を暖機状態でのNRTCによる仕事量に〇・九を乗じ

---

---

	<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの</p>
<p>た値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値の平均値</p>	<p>八モードによる測定又はRMCによる測定の際、平均値並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機</p>
	<p>一キロワット時当たり五・〇グラム</p>

	<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの</p>
<p>た値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値の平均値</p>	<p>八モードによる測定又はRMCによる測定の際、平均値並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機</p>
	<p>一キロワット時当たり五・〇グラム</p>

---

---

状態での N  
R T C によ  
る 排 出 ガ ス  
量 に ○ ・ 九  
を 乗 じ た 値  
と 冷 機 状 態  
で の N R T  
C による 排  
出 ガ ス 量 に  
○ ・ 一 を 乗  
じ た 値 と の  
和 を 暖 機 状  
態 で の N R  
T C による  
仕 事 量 に ○  
・ 九 を 乗 じ  
た 値 と 冷 機  
状 態 で の N  
R T C によ  
る 仕 事 量 に  
○ ・ 一 を 乗  
じ た 値 と の

---

---

---

---

状態での N  
R T C によ  
る 排 出 ガ ス  
量 に ○ ・ 九  
を 乗 じ た 値  
と 冷 機 状 態  
で の N R T  
C による 排  
出 ガ ス 量 に  
○ ・ 一 を 乗  
じ た 値 と の  
和 を 暖 機 状  
態 で の N R  
T C による  
仕 事 量 に ○  
・ 九 を 乗 じ  
た 値 と 冷 機  
状 態 で の N  
R T C によ  
る 仕 事 量 に  
○ ・ 一 を 乗  
じ た 値 と の

---

---

軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定の平均値並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる排出ガスを乗じた値と冷機状態	和で除した値の平均値	一キロワット時 三・五グラム

軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定平均値並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる排出ガスを乗じた値と冷機状態	和で除した値の平均値	一キロワット時 三・五グラム



気管から排	非メタン炭化水素(排)	
普通自動車又は小型	ガソリン又は液化石油ガス	
による測	冷機状態でのWLTTC	でのNRTCによる排出ガス量に〇・一を乗じた値との和を暖機状態でのNRTCによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値の平均値
〇・一〇グラ	一キロメートル走行当たり	

気管から排	非メタン炭化水素(排)	
普通自動車又は小型	ガソリン又は液化石油ガス	
モードによ	暖機状態でのJC〇八	でのNRTCによる排出ガス量に〇・一を乗じた値との和を暖機状態でのNRTCによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値の平均値
〇五グラム	一キロメートル走行当たり〇・	

	出されるものに限る。	自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（乗車定員が十人のものであつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの及び二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）並びにガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、専ら乗用の用に供するもの	出されるものに限る。	自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（乗車定員が十人のものであつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの及び二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）並びにガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、専ら乗用の用に供するもの	冷機状態で ム
ガソリン又は液化石油		冷機状態で ム			一キロメートル

	出されるものに限る。	自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（二輪自動車を除く。）及び車両総重量が三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）並びにガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、専ら乗用の用に供するもの	出されるものに限る。	自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（二輪自動車を除く。）及び車両総重量が三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）並びにガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、専ら乗用の用に供するもの	暖機状態で 冷機状態でのJCO八モードによる測定であつて、暖機状態でのJCO八モードによる測定に〇・七五を乗じた値と冷機状態でのJCO八モードによる測定に〇・二五を乗じた値との和の平均値
ガソリン又は液化石油		暖機状態で 冷機状態でのJCO八モードによる測定であつて、暖機状態でのJCO八モードによる測定に〇・七五を乗じた値と冷機状態でのJCO八モードによる測定に〇・二五を乗じた値との和の平均値			一キロメートル

<p>油ガスを燃料とする 軽自動車であつて、 最高車速が百二十キ ロメートル毎時以上 のもの（専ら乗用の 用に供するものを除 く。）</p>	<p>のW L T C による測 定の平均値</p>	<p>ル走行当たり 〇・一〇グラ ム</p>
--	------------------------------------	--------------------------------

<p>油ガスを燃料とする 軽自動車（専ら乗用 の用に供するものを 除く。）</p>	<p>のJ C O H モードによ る測定及び 冷機状態で のJ C O H モードによ る測定であ つて、暖機 状態でのJ C O Hモー ドによる測 定値に〇・ 七五を乗じ た値と冷機 状態でのJ C O Hモー ドによる測 定値に〇・ 二五を乗じ た値との和 の平均値</p>	<p>走行当たり〇・ 〇五グラム</p>
---	---	--------------------------

<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、最高車速が百二十キロメートル毎時未満のもの（専ら乗用の用に供するものを除く。）</p>	<p>冷機状態でのWLT Cによる測定</p>	<p>一キロメートル ○・一〇グラム</p>
<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>冷機状態でのWLT Cによる測定</p>	<p>一キロメートル ○・一五グラム</p>

		(新規)
		(新規)
		(新規)

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	冷機状態で のW L T C による測 定の平均値	一キロメートル 走行当たり 〇・〇二四 グラム
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	冷機状態で のW L T C による測 定の平均値	一キロメートル 走行当たり 〇・〇二四 グラム

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	暖機状態で のJ C O H モードによ る測定及び 冷機状態で のJ C O H モードによ る測定であ つて、暖機 状態でのJ C O H モー	一キロメートル 走行当たり 〇・二四 グラム
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	暖機状態で のJ C O H モードによ る測定及び 冷機状態で のJ C O H モードによ る測定であ つて、暖機 状態でのJ C O H モー	一キロメートル 走行当たり 〇・二四 グラム

<p>総重量が三千五百キログラム以下のもの （専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>
<p>W H S C に よる測定並 びに暖機状 態での W H T C による 測定及び冷 機状態での W H T C に よる測定で あつて、暖</p>	<p>W H S C に よる測定並 びに暖機状 態での W H T C による 測定及び冷 機状態での W H T C に よる測定で あつて、暖</p>
<p>一キロワット 時あたり〇・ 一七グラム</p>	<p>一キロワット 時あたり〇・ 一七グラム</p>

<p>もの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>
<p>ドによる測定値に〇・七五を乗じた値と冷機状態での J C O H M O D による測定値に〇・二五を乗じた値との和の平均値</p>	<p>W H S C に よる測定並 びに暖機状 態での W H T C による 測定及び冷 機状態での W H T C に よる測定で あつて、暖</p>
<p>一キロワット時 あたり〇・一七 グラム</p>	<p>一キロワット時 あたり〇・一七 グラム</p>

---

---

機状態での  
W H T C に  
よる排出ガ  
ス量に〇・  
八六を乗じ  
た値と冷機  
状態での W  
H T C によ  
る排出ガス  
量に〇・一  
四を乗じた  
値との和を  
暖機状態で  
の W H T C  
による仕事  
量に〇・八  
六を乗じた  
値と冷機状  
態での W H  
T C による  
仕事量に〇  
・一四を乗

---

---

---

---

機状態での  
W H T C に  
よる排出ガ  
ス量に〇・  
八六を乗じ  
た値と冷機  
状態での W  
H T C によ  
る排出ガス  
量に〇・一  
四を乗じた  
値との和を  
暖機状態で  
の W H T C  
による仕事  
量に〇・八  
六を乗じた  
値と冷機状  
態での W H  
T C による  
仕事量に〇  
・一四を乗

---

---

軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上三十キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定の際、暖機状態でのNRTCによる測定である測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガスを乗じた値	平均値並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定である測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガスを乗じた値	七グラム	一キロワット時当たり〇・七グラム	じた値との和で除した値の平均値
					七グラム

軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上三十キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定の際、暖機状態でのNRTCによる測定である測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガスを乗じた値	平均値並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定である測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガスを乗じた値	七グラム	一キロワット時当たり〇・七グラム	じた値との和で除した値の平均値
					七グラム



型特殊自動車又は小	軽油を燃料とする大	
	ハモードに よる測定又	と冷機状態 でのNRT Cによる排 出ガス量に ○・一を乗 じた値との 和を暖機状 態でのNR TCによる 仕事量に○ ・九を乗じ た値と冷機 状態でのN RTCによ る仕事量に ○・一を乗 じた値との 和で除した 値の平均値
時当たり○・	一キロワット	

型特殊自動車又は小	軽油を燃料とする大	
	ハモードに よる測定又	と冷機状態 でのNRT Cによる排 出ガス量に ○・一を乗 じた値との 和を暖機状 態でのNR TCによる 仕事量に○ ・九を乗じ た値と冷機 状態でのN RTCによ る仕事量に ○・一を乗 じた値との 和で除した 値の平均値
当たり○・七グ	一キロワット時	

型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満のもの	は R M C による測定の平均値並びに暖機状態での N R T C による測定及び冷機状態での N R T C による測定である測定であつて、暖機状態での N R T C による排出ガスの量に〇・九を乗じた値と冷機状態での N R T C による排出ガス量に〇・一を乗じた値との	七グラム
---	--	------

型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満のもの	は R M C による測定の平均値並びに暖機状態での N R T C による測定及び冷機状態での N R T C による測定である測定であつて、暖機状態での N R T C による排出ガスの量に〇・九を乗じた値と冷機状態での N R T C による排出ガス量に〇・一を乗じた値との	ラム
---	--	----

軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定	一キロワット時当たり〇・一九グラム	和を暖機状態でのNR状態によるTCによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値の平均値	Cによる測	でのNRT	に暖機状態	平均値並び	よる測定	はRMCに	よる測定	一キロワット時当たり〇・一九グラム	和を暖機状態でのNR状態によるTCによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値の平均値
				Cによる測	でのNRT	に暖機状態	平均値並び	よる測定	はRMCに	よる測定	一キロワット時当たり〇・一九グラム	和を暖機状態でのNR状態によるTCによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値の平均値

軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定	一キロワット時当たり〇・一九グラム	和を暖機状態でのNR状態によるTCによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値の平均値	Cによる測	でのNRT	に暖機状態	平均値並び	よる測定	はRMCに	よる測定	一キロワット時当たり〇・一九グラム	和を暖機状態でのNR状態によるTCによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値の平均値
				Cによる測	でのNRT	に暖機状態	平均値並び	よる測定	はRMCに	よる測定	一キロワット時当たり〇・一九グラム	和を暖機状態でのNR状態によるTCによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値の平均値

---

---

定及び冷機  
状態でのN  
RTCによ  
る測定であ  
つて、暖機  
状態でのN  
RTCによ  
る排出ガス  
量に〇・九  
を乗じた値  
と冷機状態  
でのNRT  
Cによる排  
出ガス量に  
〇・一を乗  
じた値との  
和を暖機状  
態でのNR  
TCによる  
仕事量に〇  
・九を乗じ  
た値と冷機

---

---

---

---

定及び冷機  
状態でのN  
RTCによ  
る測定であ  
つて、暖機  
状態でのN  
RTCによ  
る排出ガス  
量に〇・九  
を乗じた値  
と冷機状態  
でのNRT  
Cによる排  
出ガス量に  
〇・一を乗  
じた値との  
和を暖機状  
態でのNR  
TCによる  
仕事量に〇  
・九を乗じ  
た値と冷機

---

---

軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定	一キロワット時当たり〇・一九グラム	状態でのN RTCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値の平均値	状態でのN	RTCによる仕事量に	〇・一を乗じた値との	和で除した	値の平均値	八モードによる測定又はRMCによる測定	平均値並びに暖機状態でのNRT	Cによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定である測定であつて、暖機状態でのN
				状態でのN	RTCによる仕事量に	〇・一を乗じた値との	和で除した	値の平均値	八モードによる測定又はRMCによる測定	平均値並びに暖機状態でのNRT	Cによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定である測定であつて、暖機状態でのN

軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定	一キロワット時当たり〇・一九グラム	状態でのN RTCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値の平均値	状態でのN	RTCによる仕事量に	〇・一を乗じた値との	和で除した	値の平均値	八モードによる測定又はRMCによる測定	平均値並びに暖機状態でのNRT	Cによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定である測定であつて、暖機状態でのN
				状態でのN	RTCによる仕事量に	〇・一を乗じた値との	和で除した	値の平均値	八モードによる測定又はRMCによる測定	平均値並びに暖機状態でのNRT	Cによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定である測定であつて、暖機状態でのN

---

---

RTCによる排出ガス量に○・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる排出ガス量に○・九を乗じた値との和で除した

---

---

RTCによる排出ガス量に○・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる排出ガス量に○・九を乗じた値との和で除した

---

---

値の平均値	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定による平均値並びに暖機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガスを乗じた値と冷機状態でのNRTC	一キロワット時当たり〇・一九グラム

値の平均値	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定による平均値並びに暖機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガスを乗じた値と冷機状態でのNRTC	一キロワット時当たり〇・一九グラム

		炭化	水素		
		排気	管か	ら排	出さ
	○リットル以下であ	ガソリンを燃料とす	る原動機付自転車（	総排気量が○・〇五	
		二輪車モー	ドによる測	定の平均値	
		値の平均値	和で除した	じた値との	○・一を乗
		る仕事量に	RTCによ	状態でのN	た値と冷機
		・九を乗じ	仕事量に○	TCによる	態でのNR
		和を暖機状	じた値との	○・一を乗	出力入量に
		Cによる排			
	△	一キロメート	ル走行当たり	○・五〇グラ	

		炭化	水素		
		排気	管か	ら排	出さ
	○リットル以下であ	ガソリンを燃料とす	る原動機付自転車（	総排気量が○・〇五	
		二輪車モー	ドによる測	定の平均値	
		値の平均値	和で除した	じた値との	○・一を乗
		る仕事量に	RTCによ	状態でのN	た値と冷機
		・九を乗じ	仕事量に○	TCによる	態でのNR
		和を暖機状	じた値との	○・一を乗	出力入量に
		Cによる排			
		一キロメート	ル走行当たり○・	五〇グラム	



れるもの	つて、最高速度が五十キロメートル毎時以下のものに限る。
ガソリンを燃料とする軽自動車（総排気量が〇・一五〇リットル未満の二輪自動車であつて、最高速度が百キロメートル毎時未満のものに限る。）及び原動機付自転車（総排気量が〇・〇五〇リットルを超えるものであつて、最高速度が五十キロメートル毎時以下のもの又は最高速度が五十キロメートル毎時を超え百キロメートル毎時未満のもの）	冷機状態でのW M T C（低速パート1）による排出ガス量に〇・五を乗
	一キロメートル走行当たり〇・三〇グラム

れるもの	つて、最高速度が五十キロメートル毎時以下のものに限る。
ガソリンを燃料とする軽自動車（総排気量が〇・一五〇リットル未満の二輪自動車であつて、最高速度が百キロメートル毎時未満のものに限る。）及び原動機付自転車（総排気量が〇・〇五〇リットルを超えるものであつて、最高速度が五十キロメートル毎時以下のもの又は最高速度が五十キロメートル毎時を超え百キロメートル毎時未満のもの）	冷機状態でのW M T C（低速パート1）による排出ガス量に〇・五を乗
	一キロメートル走行当たり〇・三〇グラム

<p>ものに限る。)</p>	<p>ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。） 軽自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時未満の二輪自動車（総排気量が〇・一五〇リットル未満であつて、最高</p>
<p>じた値と暖機状態でのW M T C（低速パート）による排出ガス量に〇・五を乗じた値との和の平均値</p>	<p>冷機状態でW M T C（低速パート）による測定及び暖機状態でのW M T C（低速パート）による測定であつて、冷機</p>
	<p>一キロメートル走行当たり〇・二〇グラム</p>

<p>ものに限る。)</p>	<p>ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。） 軽自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時未満の二輪自動車（総排気量が〇・一五〇リットル未満であつて、最高</p>
<p>じた値と暖機状態でのW M T C（低速パート）による排出ガス量に〇・五を乗じた値との和の平均値</p>	<p>冷機状態でW M T C（低速パート）による測定及び暖機状態でのW M T C（低速パート）による測定であつて、冷機</p>
	<p>一キロメートル走行当たり〇・二〇グラム</p>

速度が百キロメートル毎時未満のものに限る。)	及び原動機付自転車	(最高速度が百キロメートル毎時以上百十五キロメートル毎時未満のものに限る。)	機状態での	低速パート	2)による	排出ガス量	に〇・七を	乗じた値と	の和の平均	値	冷機状態で	ガソリンを燃料とする小型自動車(最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時					
状態でのW	MTC(低	速パート1	)による排	出ガス量に	〇・三を乗	じた値と暖	機状態での	W M T C )	低速パート	2)による	排出ガス量	に〇・七を	乗じた値と	の和の平均	値	冷機状態で	ガソリンを燃料とする小型自動車(最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時
											一キロメートル	走行当たり	〇・二〇グラム				

速度が百キロメートル毎時未満のものに限る。)	及び原動機付自転車	(最高速度が百キロメートル毎時以上百十五キロメートル毎時未満のものに限る。)	機状態での	低速パート	2)による	排出ガス量	に〇・七を	乗じた値と	の和の平均	値	冷機状態で	ガソリンを燃料とする小型自動車(最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時					
状態でのW	MTC(低	速パート1	)による排	出ガス量に	〇・三を乗	じた値と暖	機状態での	W M T C )	低速パート	2)による	排出ガス量	に〇・七を	乗じた値と	の和の平均	値	冷機状態で	ガソリンを燃料とする小型自動車(最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時
											一キロメートル	走行当たり	〇・二〇グラム				

ガソリンを燃料とす	未満の二輪自動車に限る。)、軽自動車(最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満のものに限る。)	状態でのW M T C (パ ート2)に よる測定で あつて、冷 機状態での W M T C (パ ート1) による排出 ガス量に○ ・三を乗じ た値と暖機 状態でのW M T C (パ ート2)に よる排出ガ ス量に○・ 七を乗じた 値との和の 平均値	一 キ ロ メ ー ト
-----------	--	---	----------------------------

ガソリンを燃料とす	未満の二輪自動車に限る。)、軽自動車(最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満のものに限る。)	状態でのW M T C (パ ート2)に よる測定で あつて、冷 機状態での W M T C (パ ート1) による排出 ガス量に○ ・三を乗じ た値と暖機 状態でのW M T C (パ ート2)に よる排出ガ ス量に○・ 七を乗じた 値との和の 平均値	一 キ ロ メ ー ト
-----------	--	---	----------------------------

る小型自動車（最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満のものに限る。）	のW M T C（パート1）による測定、暖機状態でのW M T C（パート2）による測定及び暖機状態でのW M T C（パート3）による測定であつて、冷機状態でのW M T C（パート1）による排出ガスの量に○・二五を乗じた値と暖機状態でのW	ル走行当たり○・一七グラム
--	---	---------------

る小型自動車（最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満のものに限る。）	のW M T C（パート1）による測定、暖機状態でのW M T C（パート2）による測定及び暖機状態でのW M T C（パート3）による測定であつて、冷機状態でのW M T C（パート1）による排出ガスの量に○・二五を乗じた値と暖機状態でのW	走行当たり○・一七グラム
--	---	--------------

ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。） 軽自動車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。） 軽自動車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。）	冷機状態で のW M T C （パート1 ）による測 定、暖機状 態でのW M T C（パー ト2）に よる排出ガ ス量に〇・ 五を乗じた 値と暖機状 態でのW M T C（低速 パート3） による排出 ガス量に〇 ・二五を乗 じた値との 和の平均値	一キロメートル 走行当たり 〇・一七グラ ム
---	--	---------------------------------

ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。） 軽自動車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。） 軽自動車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。）	冷機状態で のW M T C （パート1 ）による測 定、暖機状 態でのW M T C（パー ト2）に よる排出ガ ス量に〇・ 五を乗じた 値と暖機状 態でのW M T C（低速 パート3） による排出 ガス量に〇 ・二五を乗 じた値との 和の平均値	一キロメートル 走行当たり 〇・一七グラ ム
---	--	---------------------------------

トル毎時以上の二輪自動車に限る。)	及び原動機付自転車)	最高速度が百四十キロメートル毎時以上	のものに限る。)	ト2)による測定及び暖機状態で	のW M T C	(パート3	による測定であつて、冷機状態で	のW M T C (パート1)による排出ガス量に0・二五を乗じた値と暖機状態で	のW M T C (パート2)による排出ガス量に0・五を乗じた値と暖機状態で
-------------------	------------	--------------------	----------	-----------------	----------	-------	-----------------	---	--

トル毎時以上の二輪自動車に限る。)	及び原動機付自転車)	最高速度が百四十キロメートル毎時以上	のものに限る。)	ト2)による測定及び暖機状態で	のW M T C	(パート3	による測定であつて、冷機状態で	のW M T C (パート1)による排出ガス量に0・二五を乗じた値と暖機状態で	のW M T C (パート2)による排出ガス量に0・五を乗じた値と暖機状態で
-------------------	------------	--------------------	----------	-----------------	----------	-------	-----------------	---	--

ス	イ	バ	ブ									
と	ガ	ガ	ロ									
小型自動車、軽自動	と する普通自動車、	ガス又は軽油を燃料	ガソリン、液化石油		満のもの	百六十キロワット未	九キロワット以上五	つて、定格出力が十	小型特殊自動車又は	大型特殊自動車又は	油ガスを燃料とする	ガソリン又は液化石
	る測定	一走行によ							平均値	よる測定の	七モードに	
		〇グラム							六グラム	時当たり〇・	一キロワット	
												の W M T C
												(パート 3
												) による排
												出ガスの量に
												〇・二五を
												乗じた値と
												の和の平均
												値

ス	イ	バ	ブ									
と	ガ	ガ	ロ									
小型自動車、軽自動	と する普通自動車、	ガス又は軽油を燃料	ガソリン、液化石油		満のもの	百六十キロワット未	九キロワット以上五	つて、定格出力が十	小型特殊自動車又は	大型特殊自動車又は	油ガスを燃料とする	ガソリン又は液化石
	る測定	一走行によ							平均値	よる測定の	七モードに	
		〇グラム							ラム	当たり〇・六グ	一キロワット時	
												の W M T C
												(パート 3
												) による排
												出ガスの量に
												〇・二五を
												乗じた値と
												の和の平均
												値



窒素酸化物	蒸発ガスとし						の	排	して
	もの	れる	出さ	て排	とし	ガス			
普通自動車又は小型	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする					ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車、軽自動車及び原動機付自転車	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	車	車及び原動機付自転車
冷機状態でのWLTTCによる測						一走行による測定	一走行による測定		
一キロメートル走行当たり〇・〇五グラム						二・〇グラム	〇グラム		

窒素酸化物	蒸発ガスとし						の	排	して
	もの	れる	出さ	て排	とし	ガス			
普通自動車又は小型	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする					ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車、軽自動車及び原動機付自転車	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	車	車及び原動機付自転車
暖機状態でのJC〇八モードによる						一走行による測定	一走行による測定		
一キロメートル走行当たり〇・〇五グラム						二・〇グラム	〇グラム		

ガソリン又は液化石	自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（乗車定員が十人のものであつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの及び二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）並びにガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、専ら乗用の用に供するもの	冷機状態で	定の平均値
一キロメートル			ム

ガソリン又は液化石	自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）並びにガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、専ら乗用の用に供するもの	暖機状態で	る測定及び冷機状態でのJCO八モードによる測定である測定であつて、暖機状態でのJCO八モードによる測定に〇・七五を乗じた値と冷機状態でのJCO八モードによる測定に〇・二五を乗じた値との和の平均値
一キロメートル			

油ガスを燃料とする 軽自動車であつて、 最高車速が百二十キ ロメートル毎時以上 のもの（専ら乗用の 用に供するものを除 く。）	
のW L T C による測 定の平均値	
ル走行当たり 〇・〇五グラ ム	

油ガスを燃料とする 軽自動車（専ら乗用 の用に供するものを 除く。）	
のJ C O H モードによ る測定及び 冷機状態で のJ C O H モードによ る測定であ つて、暖機 状態でのJ C O Hモー ドによる測 定値に〇・ 七五を乗じ た値と冷機 状態でのJ C O Hモー ドによる測 定値に〇・ 二五を乗じ た値との和 の平均値	
〇五グラム ・	

<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、最高車速が百二十キロメートル毎時未満のもの（専ら乗用の用に供するものを除く。）</p>	<p>冷機状態でのWLTCによる測定</p>	<p>一キロメートル走行当たり ○・○五グラム</p>
<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>冷機状態でのWLTCによる測定</p>	<p>一キロメートル走行当たり ○・○七グラム</p>

<p>(新規)</p>	<p>(新規)</p>	<p>(新規)</p>
<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>暖機状態でのJC08モードによる測定及び冷機状態でのJC08モードによる測定</p>	<p>一キロメートル走行当たり ○・○七グラム</p>

軽油を燃料とする普	輪自動車を除く。） 人以下のもの及び二 に供する乗車定員九 もの（専ら乗用の用 キログラムを超える 両総重量が三千五百 自動車であつて、車 普通自動車又は小型 油ガスを燃料とする ガソリン又は液化石	
冷機状態で	値 測定による ードによる した運転モ により変換 プログラム 用車速変換 リン重量車 七グラム	一キロワット 時当たり〇・
一キロメートル		

軽油を燃料とする普	輪自動車を除く。） 人以下のもの及び二 に供する乗車定員十 もの（専ら乗用の用 キログラムを超える 両総重量が三千五百 自動車であつて、車 普通自動車又は小型 油ガスを燃料とする ガソリン又は液化石	
暖機状態で	値 測定による ードによる した運転モ により変換 プログラム 用車速変換 リン重量車 ラム	七五を乗じ た値と冷機 状態でのJ C〇八モー ドによる測 定値に〇・ 二五を乗じ た値との和 の平均値
一キロメートル		一キロワット時 当たり〇・七グ

<p>通自動車又は小型自 動車であつて、専ら 乗用の用に供する乗 車定員十人以下のも の（乗車定員が十人 のものであつて、車 両総重量が三千五百 キログラムを超える もの及び二輪自動車 を除く。）及び車両 総重量が千七百キロ グラム以下のもの（ 専ら乗用の用に供す る乗車定員十人以下 のもの及び二輪自動 車を除く。）</p>	<p>のW L T C による測 定の平均値</p>	<p>ル走行当たり 〇・一五グラ ム</p>
---	------------------------------------	--------------------------------

<p>通自動車又は小型自 動車であつて、専ら 乗用の用に供する乗 車定員十人以下のも の（二輪自動車を除 く。）及び車両総重 量が千七百キログラ ム以下のもの（専ら 乗用の用に供する乗 車定員十人以下のも の及び二輪自動車を 除く。）</p>	<p>のJ C O 八 モードによ る測定及び 冷機状態で のJ C O 八 モードによ る測定であ つて、暖機 状態でのJ C O 八モー ドによる測 定値に〇・ 七五を乗じ た値と冷機 状態でのJ C O 八モー ドによる測 定値に〇・ 二五を乗じ た値との和 の平均値</p>	<p>走行当たり〇・ 〇八グラム</p>
---	---	--------------------------

軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	冷機状態でのWLTCによる測定	一キロメートル走行当たり〇・二四グラム
--	-----------------	---------------------

軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	暖機状態でのJC〇八モードによる測定及び冷機状態でのJC〇八モードによる測定である測定であつて、暖機状態でのJC〇八モードによる測定に〇・七五を乗じた値と冷機状態でのJC〇八モードによる測定に〇・二五を乗じた値との和の平均値	一キロメートル走行当たり〇・一五グラム
--	--	---------------------

軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	W H S C に よる測定並 びに暖機状 態での W H T C による 測定及び冷 機状態での W H T C に よる測定で あつて、暖 機状態での W H T C に よる排出ガ ス量に〇・ 八六を乗じ た値と冷機 状態での W H T C によ る排出ガス 量に〇・一 四を乗じた	一キロワット 時当たり〇・ 四グラム
--	---	--------------------------

軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	W H S C に よる測定並 びに暖機状 態での W H T C による 測定及び冷 機状態での W H T C に よる測定で あつて、暖 機状態での W H T C に よる排出ガ ス量に〇・ 八六を乗じ た値と冷機 状態での W H T C によ る排出ガス 量に〇・一 四を乗じた	一キロワット時 当たり〇・四 グラム
--	---	--------------------------



<p>ガソリンを燃料とする原動機付自転車（総排気量が〇・〇五〇リットル以下であつて、最高速度が五十キロメートル毎時以下のものに限る。</p>	<p>二輪車モードによる測定 の平均値</p>	<p>値との和を 暖機状態で のW H T C による仕事 量に〇・八 六を乗じた 値と冷機状 態でのW H T Cによる 仕事量に〇 ・一四を乗 じた値との 和で除した 値の平均値</p>
<p>ガソリンを燃料とする原動機付自転車（総排気量が〇・〇五〇リットル以下であつて、最高速度が五十キロメートル毎時以下のものに限る。</p>	<p>一キロメートル 走行当たり 〇・一五グラ ム</p>	<p>値との和を 暖機状態で のW H T C による仕事 量に〇・八 六を乗じた 値と冷機状 態でのW H T Cによる 仕事量に〇 ・一四を乗 じた値との 和で除した 値の平均値</p>

<p>ガソリンを燃料とする原動機付自転車（総排気量が〇・〇五〇リットル以下であつて、最高速度が五十キロメートル毎時以下のものに限る。</p>	<p>二輪車モードによる測定 の平均値</p>	<p>値との和を 暖機状態で のW H T C による仕事 量に〇・八 六を乗じた 値と冷機状 態でのW H T Cによる 仕事量に〇 ・一四を乗 じた値との 和で除した 値の平均値</p>
<p>ガソリンを燃料とする原動機付自転車（総排気量が〇・〇五〇リットル以下であつて、最高速度が五十キロメートル毎時以下のものに限る。</p>	<p>一キロメートル 走行当たり〇・ 一五グラム</p>	<p>値との和を 暖機状態で のW H T C による仕事 量に〇・八 六を乗じた 値と冷機状 態でのW H T Cによる 仕事量に〇 ・一四を乗 じた値との 和で除した 値の平均値</p>

ガソリンを燃料とする軽自動車（総排気量が〇・一五〇リットル未満の二輪自動車であつて、最高速度が百キロメートル毎時未満のものに限る。）及び原動機付自転車（総排気量が〇・〇五〇リットルを超えるものであつて、最高速度が五十キロメートル毎時以下のも又は最高速度が五十キロメートル毎時を超え百キロメートル毎時未満のものに限る。）	冷機状態でのW M T C（低速パート1）による排	一キロメートル走行当たり〇・〇七グラム
ガソリンを燃料とする軽自動車（総排気量が〇・一五〇リットル未満の二輪自動車であつて、最高速度が百キロメートル毎時未満のものに限る。）及び原動機付自転車（総排気量が〇・〇五〇リットルを超えるものであつて、最高速度が五十キロメートル毎時以下のも又は最高速度が五十キロメートル毎時を超え百キロメートル毎時未満のものに限る。）	冷機状態でのW M T C（低速パート1）による排	一キロメートル走行当たり〇・〇七グラム

ガソリンを燃料とする軽自動車（総排気量が〇・一五〇リットル未満の二輪自動車であつて、最高速度が百キロメートル毎時未満のものに限る。）及び原動機付自転車（総排気量が〇・〇五〇リットルを超えるものであつて、最高速度が五十キロメートル毎時以下のも又は最高速度が五十キロメートル毎時を超え百キロメートル毎時未満のものに限る。）	冷機状態でのW M T C（低速パート1）による排	一キロメートル走行当たり〇・〇七グラム
ガソリンを燃料とする軽自動車（総排気量が〇・一五〇リットル未満の二輪自動車であつて、最高速度が百キロメートル毎時未満のものに限る。）及び原動機付自転車（総排気量が〇・〇五〇リットルを超えるものであつて、最高速度が五十キロメートル毎時以下のも又は最高速度が五十キロメートル毎時を超え百キロメートル毎時未満のものに限る。）	冷機状態でのW M T C（低速パート1）による排	一キロメートル走行当たり〇・〇七グラム

ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。） 軽自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時未満の二輪自動車（総排気量が〇・一五〇リットル未満であつて、最高速度が百キロメートル毎時未満のものを除く。）に限る。）	冷機状態でのW M T C（低速パート1）による測定及び暖機状態でのW M T C（低速パート2）による測定であつて、冷機状態でのW M T C（低速パート1	値 の和の平均乗じた値とに〇・五を乗じた値と	低 速 パ ー ト 1	低 速 パ ー ト 1	排出ガス量に〇・五を乗じた値との和の平均値	低 速 パ ー ト 1	1）による排出ガス量に〇・五を乗じた値との和の平均値	〇・〇七グラム	一キロメートル走行当たり

ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。） 軽自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時未満の二輪自動車（総排気量が〇・一五〇リットル未満であつて、最高速度が百キロメートル毎時未満のものを除く。）に限る。）	冷機状態でのW M T C（低速パート1）による測定及び暖機状態でのW M T C（低速パート2）による測定であつて、冷機状態でのW M T C（低速パート1	値 の和の平均乗じた値とに〇・五を乗じた値と	低 速 パ ー ト 1	低 速 パ ー ト 1	排出ガス量に〇・五を乗じた値との和の平均値	低 速 パ ー ト 1	1）による排出ガス量に〇・五を乗じた値との和の平均値	〇・七グラム	一キロメートル走行当たり

及び原動機付自転車 (最高速度が百キロ メートル毎時以上百 十五キロメートル毎 時未満のものに限る )	機状態での 機状態での W M T C ( ) 低速パート 2 ) による 排出ガス量 に〇・七を 乗じた値と の和の平均 値	) による排 出ガス量に 〇・三を乗 じた値と暖 機状態での	ガソリンを燃料とす る小型自動車(最高 速度が百十五キロメ ートル毎時以上百三 十キロメートル毎時 未満の二輪自動車に 限る。)、軽自動車 (最高速度が百十五	冷機状態で のW M T C (パート1 )による測 定及び暖機 状態でのW M T C (パ ート2)に	一キロメー ル走行当たり 〇・〇七グラ ム

及び原動機付自転車 (最高速度が百キロ メートル毎時以上百 十五キロメートル毎 時未満のものに限る )	機状態での 機状態での W M T C ( ) 低速パート 2 ) による 排出ガス量 に〇・七を 乗じた値と の和の平均 値	) による排 出ガス量に 〇・三を乗 じた値と暖 機状態での	ガソリンを燃料とす る小型自動車(最高 速度が百十五キロメ ートル毎時以上百三 十キロメートル毎時 未満の二輪自動車に 限る。)、軽自動車 (最高速度が百十五	冷機状態で のW M T C (パート1 )による測 定及び暖機 状態でのW M T C (パ ート2)に	一キロメー ル走行当たり〇・ 〇七グラム

キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。)及び原動機付自転車(最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満のものに限る。)	よる測定であつて、冷機状態でのW M T C (パート1)による排出ガス量に〇・三を乗じた値と暖機状態でのW M T C (パート2)による排出ガス量に〇・七を乗じた値との和の平均値	一キロメートル走行当たり〇・〇九グラム
ガソリンを燃料とする小型自動車(最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十メートル毎時以上)	冷機状態でのW M T C (パート1)による測定	一キロメートル走行当たり〇・〇九グラム

キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。)及び原動機付自転車(最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満のものに限る。)	よる測定であつて、冷機状態でのW M T C (パート1)による排出ガス量に〇・三を乗じた値と暖機状態でのW M T C (パート2)による排出ガス量に〇・七を乗じた値との和の平均値	一キロメートル走行当たり〇・〇九グラム
ガソリンを燃料とする小型自動車(最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十メートル毎時以上)	冷機状態でのW M T C (パート1)による測定	一キロメートル走行当たり〇・〇九グラム

十キロメートル毎時 未満の二輪自動車に 限る。）、軽自動車 （最高速度が百三十 キロメートル毎時以 上百四十キロメー トル毎時未満の二輪自 動車に限る。）及び 原動機付自転車（最 高速度が百三十キロ メートル毎時以上百 四十キロメートル毎 時未満のものに限る 。）	定、暖機状 態でのWM TC（パー ト2）によ る測定及び 暖機状態で のWMTC （低速パー ト3）によ る測定であ つて、冷機 状態でのW MTC（パ ート1）に よる排出ガ ス量に○・ 二五を乗じ た値と暖機 状態でのW MTC（パ ート2）に よる排出ガ
---	--

十キロメートル毎時 未満の二輪自動車に 限る。）、軽自動車 （最高速度が百三十 キロメートル毎時以 上百四十キロメー トル毎時未満の二輪自 動車に限る。）及び 原動機付自転車（最 高速度が百三十キロ メートル毎時以上百 四十キロメートル毎 時未満のものに限る 。）	定、暖機状 態でのWM TC（パー ト2）によ る測定及び 暖機状態で のWMTC （低速パー ト3）によ る測定であ つて、冷機 状態でのW MTC（パ ート1）に よる排出ガ ス量に○・ 二五を乗じ た値と暖機 状態でのW MTC（パ ート2）に よる排出ガ
---	--

ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。） 軽自動車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。） 及び 原動機付自転車（暖機状態で		冷機状態で のW M T C （パート1 ）による測 定、暖機状 態でのW M T C（パー ト2）によ る測定及び 暖機状態で	五を乗じた 値と暖機状 態でのW M T C（低速 パート3） による排出 ガス量に○ ・二五を乗 じた値との 和の平均値	一キロメー トル 走行当たり ○・○九グラ ム	
--	--	---	--	-------------------------------------	--

ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。） 軽自動車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。） 及び 原動機付自転車（暖機状態で		冷機状態で のW M T C （パート1 ）による測 定、暖機状 態でのW M T C（パー ト2）によ る測定及び 暖機状態で	五を乗じた 値と暖機状 態でのW M T C（低速 パート3） による排出 ガス量に○ ・二五を乗 じた値との 和の平均値	一キロメー トル 走行当たり○ ・○九グラム	
--	--	---	--	---------------------------------	--

最高速度が百四十キ ロメートル毎時以上 のものに限る。)	の W M T C (パート 3 による測 定であつて 、冷機状態 での W M T C (パート 1) による 排出ガス量 に〇・二五 を乗じた値 と暖機状態 での W M T C (パート 2) による 排出ガス量 に〇・五を 乗じた値と 暖機状態で の W M T C (パート 3 による排
------------------------------------	--

最高速度が百四十キ ロメートル毎時以上 のものに限る。)	の W M T C (パート 3 による測 定であつて 、冷機状態 での W M T C (パート 1) による 排出ガス量 に〇・二五 を乗じた値 と暖機状態 での W M T C (パート 2) による 排出ガス量 に〇・五を 乗じた値と 暖機状態で の W M T C (パート 3 による排
------------------------------------	--



もの	七キロワット未満の 平均値並び に暖機状態 でのNRT	て、定格出力が十九 キロワット以上三十 平均値並び に暖機状態 でのNRT	型特殊自動車であつ て、定格出力が十九 キロワット以上三十 平均値並び に暖機状態 でのNRT	型特殊自動車又は小 型特殊自動車であつ て、定格出力が十九 キロワット以上三十 平均値並び に暖機状態 でのNRT	軽油を燃料とする大 型特殊自動車又は小 型特殊自動車であつ て、定格出力が十九 キロワット以上三十 平均値並び に暖機状態 でのNRT	満のもの 百六十キロワット未 九キロワット以上五 つて、定格出力が十 小型特殊自動車であ 大型特殊自動車又は 平均値 六グラム	ガソリン又は液化石 油ガスを燃料とする 大型特殊自動車又は 小型特殊自動車であ つて、定格出力が十 九キロワット以上五 百六十キロワット未 満のもの	七モードに よる測定の 平均値 六グラム	一キロワット 時当たり〇・ 六グラム	出ガス量に 〇・二五を 乗じた値と の和の平均 値

もの	七キロワット未満の 平均値並び に暖機状態 でのNRT	て、定格出力が十九 キロワット以上三十 平均値並び に暖機状態 でのNRT	型特殊自動車であつ て、定格出力が十九 キロワット以上三十 平均値並び に暖機状態 でのNRT	型特殊自動車又は小 型特殊自動車であつ て、定格出力が十九 キロワット以上三十 平均値並び に暖機状態 でのNRT	軽油を燃料とする大 型特殊自動車又は小 型特殊自動車であつ て、定格出力が十九 キロワット以上三十 平均値並び に暖機状態 でのNRT	満のもの 百六十キロワット未 九キロワット以上五 つて、定格出力が十 小型特殊自動車であ 大型特殊自動車又は 平均値 ラム	ガソリン又は液化石 油ガスを燃料とする 大型特殊自動車又は 小型特殊自動車であ つて、定格出力が十 九キロワット以上五 百六十キロワット未 満のもの	七モードに よる測定の 平均値 ラム	一キロワット時 当たり〇・六 グラム	出ガス量に 〇・二五を 乗じた値と の和の平均 値

---

---

・九を乗じ  
仕事量に○  
T Cによる  
態でのN R  
和を暖機状  
じた値との  
○・一を乗  
出ガス量に  
Cによる排  
でのN R T  
と冷機状態  
を乗じた値  
量に○・九  
る排出ガス  
R T Cによ  
状態でのN  
つて、暖機  
る測定であ  
R T Cによ  
状態でのN  
定及び冷機  
Cによる測

---

---

---

---

・九を乗じ  
仕事量に○  
T Cによる  
態でのN R  
和を暖機状  
じた値との  
○・一を乗  
出ガス量に  
Cによる排  
でのN R T  
と冷機状態  
を乗じた値  
量に○・九  
る排出ガス  
R T Cによ  
状態でのN  
つて、暖機  
る測定であ  
R T Cによ  
状態でのN  
定及び冷機  
Cによる測

---

---

	<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満のもの</p>
<p>た値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に○・一を乗じた値との和で除した値の平均値</p>	<p>八モードによる測定又はRMCによる測定はRMCによる測定に平均値並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機</p>
	<p>一キロワット時当たり四・〇グラム</p>

	<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満のもの</p>
<p>た値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に○・一を乗じた値との和で除した値の平均値</p>	<p>八モードによる測定又はRMCによる測定はRMCによる測定に平均値並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機</p>
	<p>一キロワット時当たり四・〇グラム</p>

---

---

状態での N  
R T C によ  
る 排 出 ガ ス  
量 に ○ ・ 九  
を 乗 じ た 値  
と 冷 機 状 態  
で の N R T  
C に よ る 排  
出 ガ ス 量 に  
○ ・ 一 を 乗  
じ た 値 と の  
和 を 暖 機 状  
態 で の N R  
T C に よ る  
仕 事 量 に ○  
・ 九 を 乗 じ  
た 値 と 冷 機  
状 態 で の N  
R T C に よ  
る 仕 事 量 に  
○ ・ 一 を 乗  
じ た 値 と の

---

---

---

---

状態での N  
R T C に よ  
る 排 出 ガ ス  
量 に ○ ・ 九  
を 乗 じ た 値  
と 冷 機 状 態  
で の N R T  
C に よ る 排  
出 ガ ス 量 に  
○ ・ 一 を 乗  
じ た 値 と の  
和 を 暖 機 状  
態 で の N R  
T C に よ る  
仕 事 量 に ○  
・ 九 を 乗 じ  
た 値 と 冷 機  
状 態 で の N  
R T C に よ  
る 仕 事 量 に  
○ ・ 一 を 乗  
じ た 値 と の

---

---

軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定	一キロワット当たり〇・四グラム	和で除した
			値の平均値
軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定	一キロワット当たり〇・四グラム	和で除した
			値の平均値

軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定	一キロワット当たり〇・四グラム	和で除した
			値の平均値
軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定	一キロワット当たり〇・四グラム	和で除した
			値の平均値

軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつ	ハモードによる測定又はRMCに	でのNRTによる排出ガス量に〇・一を乗じた値との和を暖機状態でのNRTCによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値の平均値	一キロワット時当たり〇・四グラム
-----------------------------	-----------------	---	------------------

軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつ	ハモードによる測定又はRMCに	でのNRTによる排出ガス量に〇・一を乗じた値との和を暖機状態でのNRTCによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値の平均値	一キロワット時当たり〇・四グラム
-----------------------------	-----------------	---	------------------

て、定格出力が七十 五キロワット以上百 三十キロワット未満 のもの	よる測定の 平均値並び に暖機状態 でのNRT Cによる測 定及び冷機 状態でのN RTCによ る測定であ つて、暖機 状態でのN RTCによ る排出ガス 量に〇・九 を乗じた値 と冷機状態 でのNRT Cによる排 出ガス量に 〇・一を乗 じた値との 和を暖機状
--	--

て、定格出力が七十 五キロワット以上百 三十キロワット未満 のもの	よる測定の 平均値並び に暖機状態 でのNRT Cによる測 定及び冷機 状態でのN RTCによ る測定であ つて、暖機 状態でのN RTCによ る排出ガス 量に〇・九 を乗じた値 と冷機状態 でのNRT Cによる排 出ガス量に 〇・一を乗 じた値との 和を暖機状
--	--

軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定	一キロワット時当たり〇・四グラム	状態でのNRTCによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値の平均値	態でのNR TCによる 仕事量に〇 ・九を乗じ た値と冷機 状態でのN RTCによ る仕事量に 〇・一を乗 じた値との 和で除した 値の平均値

軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定	一キロワット時当たり〇・四グラム	状態でのNRTCによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値の平均値	態でのNR TCによる 仕事量に〇 ・九を乗じ た値と冷機 状態でのN RTCによ る仕事量に 〇・一を乗 じた値との 和で除した 値の平均値



---

---

状態でのN  
R T Cによ  
る測定であ  
つて、暖機  
状態でのN  
R T Cによ  
る排出ガス  
量に〇・九  
を乗じた値  
と冷機状態  
でのN R T  
Cによる排  
出ガス量に  
〇・一を乗  
じた値との  
和を暖機状  
態でのN R  
T Cによる  
仕事量に〇  
・九を乗じ  
た値と冷機  
状態でのN

---

---

---

---

状態でのN  
R T Cによ  
る測定であ  
つて、暖機  
状態でのN  
R T Cによ  
る排出ガス  
量に〇・九  
を乗じた値  
と冷機状態  
でのN R T  
Cによる排  
出ガス量に  
〇・一を乗  
じた値との  
和を暖機状  
態でのN R  
T Cによる  
仕事量に〇  
・九を乗じ  
た値と冷機  
状態でのN

---

---

	粒子状物質	ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（乗車定員が十人のものであつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの及び二輪自動車を除く。）及び車両総重量が		冷機状態でのWLTCによる測定	RTCによる仕事量に○・一を乗じた値との和で除した値の平均値
	一キロメートル走行当たり○・〇〇五グラム				

	粒子状物質	ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二		暖機状態でのJC08モードによる測定及び冷機状態でのJC08モードによる測定	RTCによる仕事量に○・一を乗じた値との和で除した値の平均値
	一キロメートル走行当たり○・〇〇五グラム				

<p>千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）並びにガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する軽自動車であつて、専ら乗用の用に供するもの</p>	<p>冷機状態でのWLTCによる測定</p>	<p>一キロメートル当たり〇・〇〇五グラム</p>
<p>ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する軽自動車であつて、最高車速が百二十キロメートル毎時以上のもの（専</p>		

<p>（新規） 輪自動車を除く。）並びにガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する軽自動車</p>	<p>状態でのJC〇八モードによる測定値に〇・二五を乗じた値との和の平均値</p>	<p>（新規）</p>
<p>（新規）</p>	<p>（新規）</p>	<p>（新規）</p>

<p>ら乗用の用に供する ものを除く。）</p>	<p>ガソリンを燃料とする 吸蔵型窒素酸化物 還元触媒を装着した 直接噴射式の原動機 を有する軽自動車であつて、最高車速が 百二十キロメートル 毎時未満のもの（専 ら乗用の用に供する ものを除く。）</p>	<p>冷機状態で のW L T C による測 定の平均値</p>	<p>一キロメー トル ○・〇〇五 グラム</p>
<p>千七百キログラムを つて、車両総重量が 又は小型自動車であ る普通自動車 直接噴射式 を有する普通自動車 又は小型自動車であ つて、車両総重量が 千七百キログラムを</p>	<p>冷機状態で のW L T C による測 定の平均値</p>	<p>一キロメー トル ○・〇〇七 グラム</p>	

	<p>（新規）</p>	<p>（新規）</p>	<p>（新規）</p>
<p>ガソリンを燃料とする 吸蔵型窒素酸化物 還元触媒を装着した 直接噴射式 を有する普通自動車 又は小型自動車であ つて、車両総重量が 千七百キログラムを</p>	<p>暖機状態で のJ C O 八 モードによ る測定及び 冷機状態で</p>	<p>一キロメー トル 走行当たり○・ 〇〇七グラム</p>	

<p>超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>		<p>ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が</p>
	<p>ＪＥ〇五モ ードをガソ リン重量車 用車速変換 プログラム により変換 した運転モ</p>	<p>一キロワット 時当たり〇・ 〇一〇グラム</p>

<p>超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>		<p>ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が</p>
	<p>状態での「 Ｃ〇八モー ドによる測 定値に〇・ 七五を乗じ た値と冷機 状態での「 Ｃ〇八モー ドによる測 定値に〇・ 二五を乗じ た値との和 の平均値</p>	<p>一キロワット時 当たり〇・〇一 〇グラム</p>

<p>三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>ードによる測定 の平均値</p>
<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（乗車定員が十人のものであつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの及び二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下</p>	<p>冷機状態でのWLTCLによる測定 の平均値</p> <p>一キロメートル走行当たり 〇・〇〇五グラム</p>

<p>三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>ードによる測定 の平均値</p>
<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>暖機状態でのJCOHモードによる測定及び冷機状態でのJCOHモードによる測定であるつて、暖機状態でのJC0Hモードによる測定に〇・七五を乗じた値と冷機</p> <p>一キロメートル走行当たり 〇・〇〇五グラム</p>

<p>のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>
<p>冷機状態で のW L T C による測</p>	<p>定の平均値</p>
<p>一キロメートル 走行当たり 〇・〇〇七 グラム</p>	<p>ラム</p>

<p>状態でのJ C〇八モー ドによる測 定値に〇・ 二五を乗じ た値との和 の平均値</p>	<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>
<p>暖機状態で のJ C 〇 八 モードによ る測定及び</p>	<p>冷機状態で のJ C 〇 八 モードによ る測定であ つて、暖機 状態でのJ C 〇 八モー ドによる測 定値に〇・ 七五を乗じ</p>
<p>一キロメートル 走行当たり〇・ 〇〇七グラム</p>	<p>ラム</p>

軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	W H S C に よる測定並びに暖機状態での W H T C による測定及び冷機状態での W H T C に よる測定であつて、暖機状態での W H T C に よる排出ガ	一キロワット 時当たり〇・〇〇グラム
--	--	--	-----------------------

軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	W H S C に よる測定並びに暖機状態での W H T C による測定及び冷機状態での W H T C に よる測定であつて、暖機状態での W H T C に よる排出ガ	た値と冷機状態での J C O H M O D による測定値に〇・二五を乗じた値との和の平均値	一キロワット時 当たり〇・〇一〇グラム
--	--	--	---	------------------------



---

---

又量に〇・  
八六を乗じ  
た値と冷機  
状態でのW  
H T Cによ  
る排出ガス  
量に〇・一  
四を乗じた  
値との和を  
暖機状態で  
のW H T C  
による仕事  
量に〇・八  
六を乗じた  
値と冷機状  
態でのW H  
T Cによる  
仕事量に〇  
・一四を乗  
じた値との  
和で除した  
値の平均値

---

---

---

---

又量に〇・  
八六を乗じ  
た値と冷機  
状態でのW  
H T Cによ  
る排出ガス  
量に〇・一  
四を乗じた  
値との和を  
暖機状態で  
のW H T C  
による仕事  
量に〇・八  
六を乗じた  
値と冷機状  
態でのW H  
T Cによる  
仕事量に〇  
・一四を乗  
じた値との  
和で除した  
値の平均値

---

---

軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上三十キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定の際のNRTCによる排出ガスを乗じた値と冷機状態でのNRTCによる排出ガス	一キロワット当たり〇・〇三グラム
---	--	------------------

軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上三十キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定の際のNRTCによる排出ガスを乗じた値と冷機状態でのNRTCによる排出ガス	一キロワット当たり〇・〇三グラム
---	--	------------------

七キロワット以上五	て、定格出力が三十	型特殊自動車であつ	型特殊自動車又は小	軽油を燃料とする大	八モードに	よる測定又	は R M C に	よる測定	平均値並び	出力に	○・一を乗	じた値との	和を暖機状	態での N R	T C による	仕事量に○	・九を乗じ	た値と冷機	状態での N	R T C によ	る仕事量に	○・一を乗	じた値との	和で除した	値の平均値	一キロワット
																										時当たり○・

七キロワット以上五	て、定格出力が三十	型特殊自動車であつ	型特殊自動車又は小	軽油を燃料とする大	八モードに	よる測定又	は R M C に	よる測定	平均値並び	出力に	○・一を乗	じた値との	和を暖機状	態での N R	T C による	仕事量に○	・九を乗じ	た値と冷機	状態での N	R T C によ	る仕事量に	○・一を乗	じた値との	和で除した	値の平均値	一キロワット時
																										当たり○・〇二

十六キロワット未満  
のもの

に暖機状態  
でのNRT  
Cによる測  
定及び冷機  
状態でのN  
RTCによ  
る測定であ  
つて、暖機  
状態でのN  
RTCによ  
る排出ガス  
量に〇・九  
を乗じた値  
と冷機状態  
でのNRT  
Cによる排  
出ガス量に  
〇・一を乗  
じた値との  
和を暖機状  
態でのNR  
TCによる

十六キロワット未満  
のもの

に暖機状態  
でのNRT  
Cによる測  
定及び冷機  
状態でのN  
RTCによ  
る測定であ  
つて、暖機  
状態でのN  
RTCによ  
る排出ガス  
量に〇・九  
を乗じた値  
と冷機状態  
でのNRT  
Cによる排  
出ガス量に  
〇・一を乗  
じた値との  
和を暖機状  
態でのNR  
TCによる

軽油を燃料とする大 型特殊自動車又は小 型特殊自動車であつ て、定格出力が五十 六キロワット以上七 十五キロワット未満 のもの	平均値並び に暖機状態 でのNRT Cによる測 定及び冷機 状態でのN RTCによ	仕事量に○ ・九を乗じ た値と冷機 状態でのN RTCによ る仕事量に ○・一を乗 じた値との 和で除した 値の平均値	八モードに よる測定又 はRMCに よる測定の 平均値並び に暖機状態 でのNRT Cによる測 定及び冷機 状態でのN RTCによ	一キロワット 時当たり○・ ○ニグラム

軽油を燃料とする大 型特殊自動車又は小 型特殊自動車であつ て、定格出力が五十 六キロワット以上七 十五キロワット未満 のもの	平均値並び に暖機状態 でのNRT Cによる測 定及び冷機 状態でのN RTCによ	仕事量に○ ・九を乗じ た値と冷機 状態でのN RTCによ る仕事量に ○・一を乗 じた値との 和で除した 値の平均値	八モードに よる測定又 はRMCに よる測定の 平均値並び に暖機状態 でのNRT Cによる測 定及び冷機 状態でのN RTCによ	一キロワット時 当たり○・○ニ グラム

---

---

る測定であ  
つて、暖機  
状態でのN  
RTCによ  
る排出ガス  
量に〇・九  
を乗じた値  
と冷機状態  
でのNRT  
Cによる排  
出ガス量に  
〇・一を乗  
じた値との  
和を暖機状  
態でのNR  
TCによる  
仕事量に〇  
・九を乗じ  
た値と冷機  
状態でのN  
RTCによ  
る仕事量に

---

---

---

---

る測定であ  
つて、暖機  
状態でのN  
RTCによ  
る排出ガス  
量に〇・九  
を乗じた値  
と冷機状態  
でのNRT  
Cによる排  
出ガス量に  
〇・一を乗  
じた値との  
和を暖機状  
態でのNR  
TCによる  
仕事量に〇  
・九を乗じ  
た値と冷機  
状態でのN  
RTCによ  
る仕事量に

---

---

軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定の平均値並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガスの量に〇・九	〇・一を乗じた値との和で除した値の平均値
	一キロワット時当たり〇・〇二グラム	

軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定の平均値並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であつて、暖機状態でのNRTCによる排出ガスの量に〇・九	〇・一を乗じた値との和で除した値の平均値
	一キロワット時当たり〇・〇二グラム	

軽油を燃料とする大	
	を乗じた値 と冷機状態 でのNRT Cによる排 出ガス量に ○・一を乗 じた値との 和を暖機状 態でのNR TCによる 仕事量に○ ・九を乗じ た値と冷機 状態でのN RTCによ る仕事量に ○・一を乗 じた値との 和で除した 値の平均値
八モードに	
一キロワット	

軽油を燃料とする大	
	を乗じた値 と冷機状態 でのNRT Cによる排 出ガス量に ○・一を乗 じた値との 和を暖機状 態でのNR TCによる 仕事量に○ ・九を乗じ た値と冷機 状態でのN RTCによ る仕事量に ○・一を乗 じた値との 和で除した 値の平均値
八モードに	
一キロワット時	



型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	よる測定又はRMCによる測定の平均値並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・一を乗	時当たり〇・〇ニグラム
---	--	-------------

型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	よる測定又はRMCによる測定の平均値並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・一を乗	時当たり〇・〇ニグラム
---	--	-------------

備考 一～二(略)	
	じた値との 和を暖機状 態でのNR TCによる 仕事量に○ ・九を乗じ た値と冷機 状態でのN RTCによ る仕事量に ○・一を乗 じた値との 和で除した 値の平均値

付録第一(略)

別表第二(略)

備考 一～二(略)	
	じた値との 和を暖機状 態でのNR TCによる 仕事量に○ ・九を乗じ た値と冷機 状態でのN RTCによ る仕事量に ○・一を乗 じた値との 和で除した 値の平均値

付録第一(略)

別表第二(略)

